

ひたち
子どもプラン
2025

日立市こども計画
令和7年度～令和11年度



令和7年3月
日立市



はじめに

日立市長

小川 春樹



子どもたちは、未来を担う宝であり、かけがいのない存在です。本市では、全てのご家庭がそれぞれの希望に応じて子どもを産み育て、全ての子どもたちが健やかに育つことのできる環境を整備するため、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでのライフステージに合わせた、切れ目のない支援を充実させてまいりました。

しかしながら、近年、核家族化の進行や共働き家庭の増加、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校といった課題の深刻化・複雑化、さらには、デジタル社会の急速な発展など、社会環境の急激な変化に伴い、子育てや教育を取り巻く環境が大きく変動し、子どもや家庭が直面する問題も、一層多面的なものになっています。

こうした中、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。また、子ども施策の実施に当たっては、子どもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないことや、年齢や発達段階の程度に応じて意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が優先して考慮されることなどが、基本理念として掲げられています。

本市では、この度、こども基本法に定める市町村こども計画として、新たに令和7年度から5年間で計画期間とした「ひたち子どもプラン2025」を策定しました。

本計画は、本市がこれまで取り組んできた、子どもや子育て家庭が暮らしやすい「子育て支援日本一」を目指す取組を継承しつつ、こどもまんなか社会を実現するため、子どもや若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーであると考え、意見を聴き、その意見を踏まえて施策を展開し、子どもや若者が心豊かに育つことのできる社会の実現を目指します。

本計画の基本理念である「こども・若者が未来への夢や希望を持って成長できるまちひたち」の実現に向け、子ども・若者、子育て家庭への支援の更なる充実を図り、関係機関を含めた地域の方々との協働を深化させながら、全力で取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見を頂きました市民の皆様、多くの関係者の方々に対し、心より感謝を申し上げます。

令和7年3月



目次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 SDGsとの関係	4
6 計画の策定・進行管理	5

第2章 こども・若者を取り巻く状況

1 本市の人口推移等	7
2 子育ての実態・課題	17
3 個別に配慮を必要とするこどもと家庭	31
4 若者の実態	40

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	46
4 重点項目	48

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 未来を担うこどもの成長を支える	49
施策の方向性Ⅰ-1 教育・保育の充実と健やかな育ちの支援	49
施策の方向性Ⅰ-2 多様な遊びや体験の機会づくり	54
施策の方向性Ⅰ-3 安心できる居場所づくり	57
基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てられる環境を整備する	58
施策の方向性Ⅱ-1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援	58
施策の方向性Ⅱ-2 仕事と子育ての両立支援	67
施策の方向性Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援	70
基本目標Ⅲ 配慮が必要なこどもと家庭を支援する	72
施策の方向性Ⅲ-1 児童虐待防止対策の推進、ヤングケアラー支援	72
施策の方向性Ⅲ-2 こどもの貧困対策	75
施策の方向性Ⅲ-3 個別に配慮が必要なこどもと家庭への支援	77

基本目標Ⅳ 若者の希望の実現と社会的自立を応援する	80
Ⅳ-1 若者の社会的包摂支援	80
Ⅳ-2 若者の希望の実現に向けた支援	82
Ⅳ-3 生きづらさを抱えた若者への支援	83

第5章 教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」

1 子ども・子育て支援事業計画	85
2 子ども・子育て支援事業計画に定める事業	85
3 教育・保育等の提供区域の設定	87
4 「量の見込み」と「確保方策」について	89
5 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」	91
6 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」と「確保方策」	96
7 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	97

第6章 成果指標

1 基本目標に関する成果指標	111
2 各種計画策定の指針に基づく指標	112

資料編

1 日立市こども計画 ひたち子どもプラン2025策定の経過	116
2 国、茨城県及び日立市におけるこどもに関する計画等	117
3 日立市子ども・子育て会議について	118
4 庁内会議について	122
5 日立市子育て支援等に関するニーズ調査結果について	123
6 パブリックコメント（計画に対する意見の募集）	125
7 用語の説明	126
8 こども基本法 一抜粋一	128
9 こども大綱 一概要一	130
10 次世代育成支援対策推進法 一抜粋一	133
11 子ども・若者育成支援推進法 一抜粋一	135
12 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 一抜粋一	137
13 子ども・子育て支援法 一抜粋一	139
14 母子及び父子並びに寡婦福祉法 一抜粋一	141
15 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための 施策の総合的な推進に関する法律 一抜粋一	143
16 日立市 ライフステージ別の主な子ども・若者、子育て支援施策（切れ目のない支援）	146

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に、出生数及び出生率が低下し、急速な少子化が進行しています。厚生労働省が発表した人口動態統計によれば、令和5年の全国の出生数は72万7,288人で統計開始以来最も少なく、合計特殊出生率※は1.20と過去最低を記録しました。

このような状況の中、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、厚生労働省、文部科学省、内閣府などが所管していた、こども政策に関する総合調整権限が集約され、縦割りの壁を打破し、切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としての役割を担うことになりました。

また、同年4月には、こども政策の基本理念や基本となる事項を包括的に定めた「こども基本法」が施行され、「市町村こども計画」の策定が努力義務とされました。

さらに、同年12月には、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が策定されました。この大綱では「こどもまんなか社会※」を「生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で生活を送ることができる社会」と明示し、こども施策に関する基本的方針や重要事項が定められました。

加えて、令和6年6月、子ども・若者育成支援推進法の一部が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー※」への対応が法制化されました。これにより、国や地方公共団体などが支援すべき対象に、ヤングケアラーが位置付けられました。

本市においては、日立市子ども・子育て支援計画として、平成27年3月に『ひたち子どもプラン2015』を、令和2年3月には『ひたち子どもプラン2020』を策定し、全てのこどもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう、こどもやその家族を地域全体で支えていく社会の実現を目指し、こども・子育て支援施策を推進してきました。

本計画は、社会情勢の変化や国の動向、本市における課題、そして令和5年度に実施した子育て支援等に関するニーズ調査の結果などを踏まえ、これまでのこども・子育て支援施策を更に充実させるとともに、「市町村こども計画」として、こどもの権利の尊重や若者への支援といった取組を含め、こども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進していくため策定するものです。

本文中の※印の付いている用語は、巻末（P126～127）に用語の説明があります。

第2期計画期間中に新規・拡充した主な取組

本市では、こどもと子育て家庭に対する切れ目のない支援を行うため、第2期計画期間中（令和2年度から令和6年度まで）に結婚から妊娠・出産・子育て期のライフスタイルに応じた経済的負担の軽減や子育て支援の充実に取り組んできました。計画期間中に新規・拡充した主な取組は次のとおりです。

ライフステージ

【新規】・【拡充】した主な取組

結 婚	【拡】結婚新生活支援事業の拡充（市独自補助の増額など）
妊 娠	<ul style="list-style-type: none"> 【新】妊産婦へのオンライン保健指導 【新】出産・子育て応援事業（伴走型相談支援、出産・子育て応援金の支給） 【新】妊婦に対する初回産科受診料支援事業 【新】子育て世代禁煙治療費助成事業 【拡】産後ケア事業の拡充（訪問型ケアの導入、自己負担の全額免除など） 【拡】電子母子手帳の導入 【拡】マタニティ子育てタクシー助成事業の充実（チケット制の導入） 【拡】産前・産後ママサポート事業の拡充（利用期間の延長）
出 産	<ul style="list-style-type: none"> 【新】乳児おむつ等購入費助成事業 【新】地域周産期母子医療センター運営補助事業 （日立総合病院地域周産期母子医療センター全面再開） 【拡】お誕生おめでとう事業の拡充（祝金の増額）
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> 【新】はなやま認定こども園の開設 【新】家庭的保育事業所の開設 【新】小児科医師確保対策事業 【拡】3歳児健診における屈折検査の開始（視覚検査の充実） 【拡】みやた認定こども園新園舎の整備
小・中学生	<ul style="list-style-type: none"> 【新】小中学校等の学校給食費の無償化 【拡】新・放課後子ども総合プラン運営業務の民間委託開始 【拡】放課後子ども教室の拡充（児童クラブのある全学校で実施）
高校・大学生	【拡】奨学金貸付事業の拡充（補助対象の拡大）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 【新】こども家庭センターの設置 【新】ひたちエコみらい住宅助成事業 【拡】親育ち・子育て広場事業 【拡】ひたちマイホーム取得助成事業の拡充（助成額の増額、対象の拡大） 【拡】地域子ども食堂に対する運営支援の拡充

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は「こども基本法」第10条第2項に基づく市町村こども計画であるとともに、こどもに関する以下の計画を包含し、本市のこどもに関する総合計画として一体的に策定します。

また、国の「こども大綱」や茨城県の「こども計画」を勘案し策定するものです。

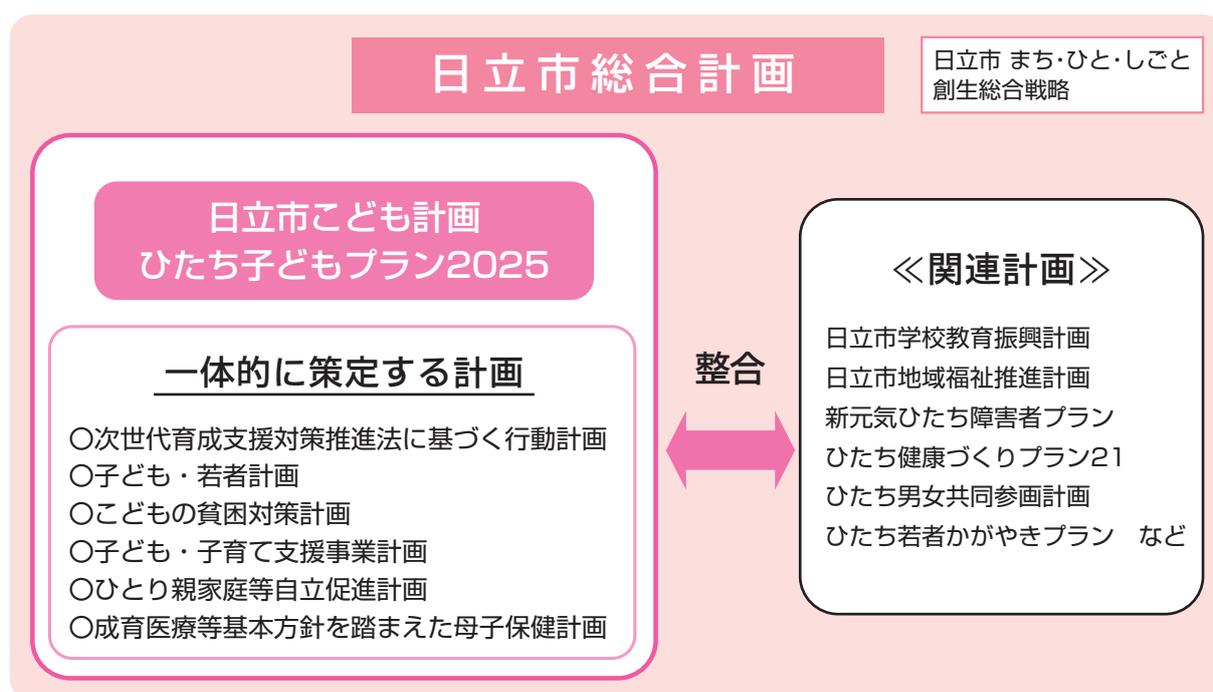
No.	計画	法的根拠
1	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	次世代育成支援対策推進法
2	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
3	こどもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
4	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
5	ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法
6	成育医療等基本方針を踏まえた母子保健計画	成育基本法

※No.1～3 は、市町村こども計画に盛り込むべきことが必須の計画

※成育基本法…成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）

(2) 上位計画などとの関係

本計画は、「日立市総合計画」を上位計画とし、「日立市学校教育振興計画」、「日立市地域福祉推進計画」、その他こどもに関する他の個別計画と整合性を保ちながら施策を総合的かつ一体的に推進していきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（0歳からおおむね30歳未満）及び子育て世帯とします。なお、若者施策については、40歳未満を対象とする場合があります。

また、本計画におけるこどもの表記については、固有名詞や法令に根拠がある場合を除き、原則として平仮名の「こども」を用いることとします。



5 SDGsとの関係

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全ての国連加盟国の合意により採択された「SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）」は、2030年にあるべき未来を目指すため、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」など、17のゴールと169のターゲットを定めており、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

SDGsの17のゴールのうち、本計画と特に関連の深い項目は次のとおりです。



6 計画の策定・進行管理

(1) 計画の策定

ア 日立市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法第72条に基づく附属機関として、「日立市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に関する審議を行いました。

イ 庁内体制の整備

庁内連絡会議を設置し、各担当部局が相互に連携して計画策定を進めました。

ウ 市民の意見の反映

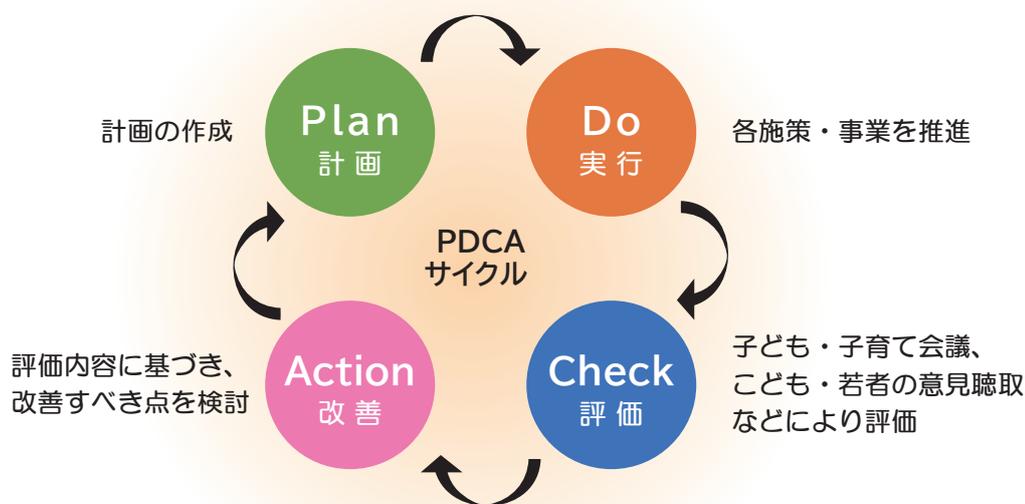
こども・若者、子育て中の保護者の意識・意見を把握するとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量を推計するため、アンケート調査や意見交換会、パブリックコメントを実施しました。

(2) 計画の広報・周知

地域全体で子育て支援に取り組むために、計画内容の広報に努めます。

(3) 計画の進行管理

本計画は、「日立市子ども・子育て会議」において、PDCAサイクルに基づく進捗管理・評価を行うとともに、本計画の主体となるこども・若者、子育て中の保護者の意見を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。また、計画の進捗状況について、市のホームページなどを活用して、公表します。



【コラム】^{けんり}こどもの権利

知^しってほ^ほしい こ^こども^{ども}の^{けんり}権^{けん}利^り

「^こ子どもの^{けんり}権利^{じょうやく}条約」は、^{せかい}世界中^{じゆう}のこども^もたちが持っている^{けんり}権利を^{さだ}定めたもので、
日本^{にほん}や^{おほ}多くの^{くに}国が「^こ子どもの^{けんり}権利」を守る^{やくそく}約束をしています。

^{じょうやく}この条約には、^{つぎ}次の^{たいせつ}4つの^{かんが}大切な^{かた}考え方があります。

① ^{せいめい}生命^{せいぞん}、^{およ}生存^{はったつ}及び^{たい}発達^{けんり}に対する^{いのち}権利^{まも}（命を守られ^{せいちよう}成長できること）

すべての^{いのち}こどもの^{まも}命が守られ、^うもって^{のうりよく}生まれた^{じゆうぶん}能力を十分に^の伸ばして^{せいちよう}成長できる
よう、^{いりよう}医療^{きょういく}、^{せいかつ}教育^{しえん}、^う生活への^{ほしように}支援などを^{ほしように}受けることが保証されます。

② ^{さいぜん}こどもの^{りえき}最善^{もつと}の利益^{もつと}（こどもにとって^{もつと}最もよいこと）

こどもに関する^{かん}ことが^き決められ、^{おこな}行われる^{とき}時は、「その^{もつと}こどもにとって最もよい
ことは^{なに}何か」を^{だいいち}第一に^{かんが}考えます。

③ ^{いけん}こどもの^{そんちよう}意見^{いけん}の尊重^{ひょうめい}（意見^{さんか}を表明し、参加できること）

こどもは^{じぶん}自分に^{かんけい}関係のある^{ことがら}事柄について^{じゆう}自由に^{いけん}意見を^{あらわ}表すことができ、^{おとな}おとな
はその^{いけん}意見を^{はったつ}こどもの^{おう}発達に^{じゆうぶん}応じて^{こうりよ}十分に考慮します。

④ ^{さべつ}差別^{きんし}の禁止^{さべつ}（差別のないこと）

すべてのこどもは、^{じしん}こども^{おや}自身や^{じんしゆ}親の^{こくせき}人種、^{せい}国籍、^{いけん}性、^{しょうがい}意見、^{けいざい}障害、^{けいざい}経済状況
など、^{りゆう}どんな^{さべつ}理由にも^{じょうやく}差別されず、^{さだ}条約の^{けんり}定める^{ほしように}すべての権利が保障されます。

1 本市の人口推移等

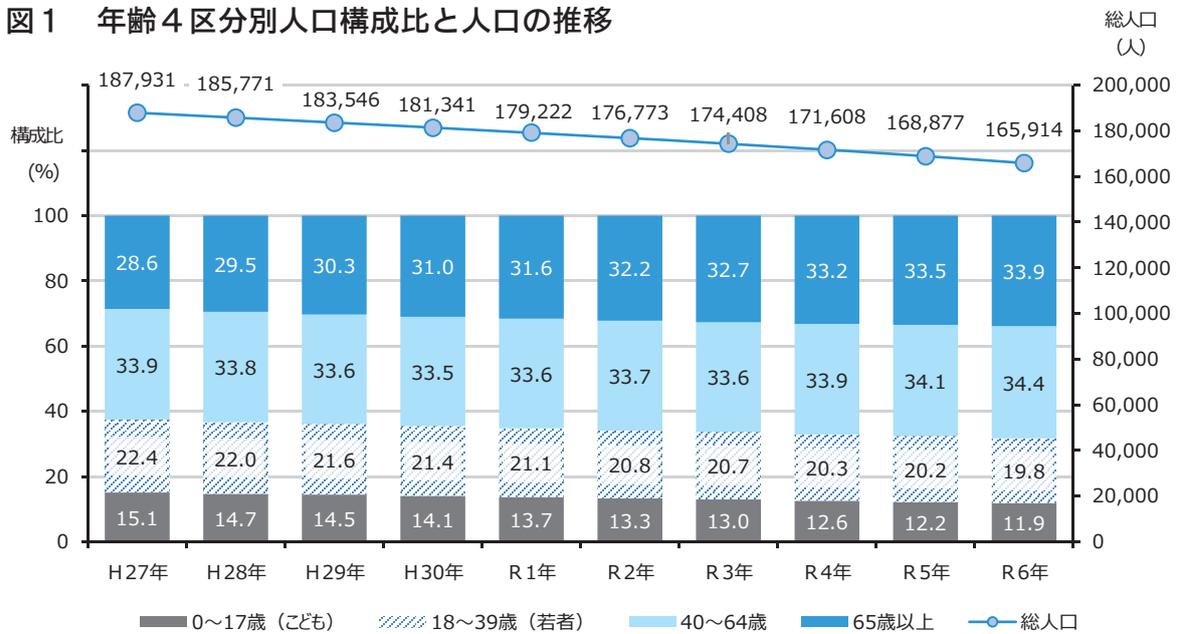
(1) 人口の推移

ア 人口と人口構造

本市の人口は、平成27年の187,931人から、令和6年には165,914人となり、依然として減少が続いています。

年齢区分別に人口構成比を見ると、平成29年に30%を超えた65歳以上の老年人口の割合（高齢化率）が増加を続ける一方で、40歳未満の子ども・若者の割合が減少を続ける少子高齢化が進んでいます。

図1 年齢4区分別人口構成比と人口の推移

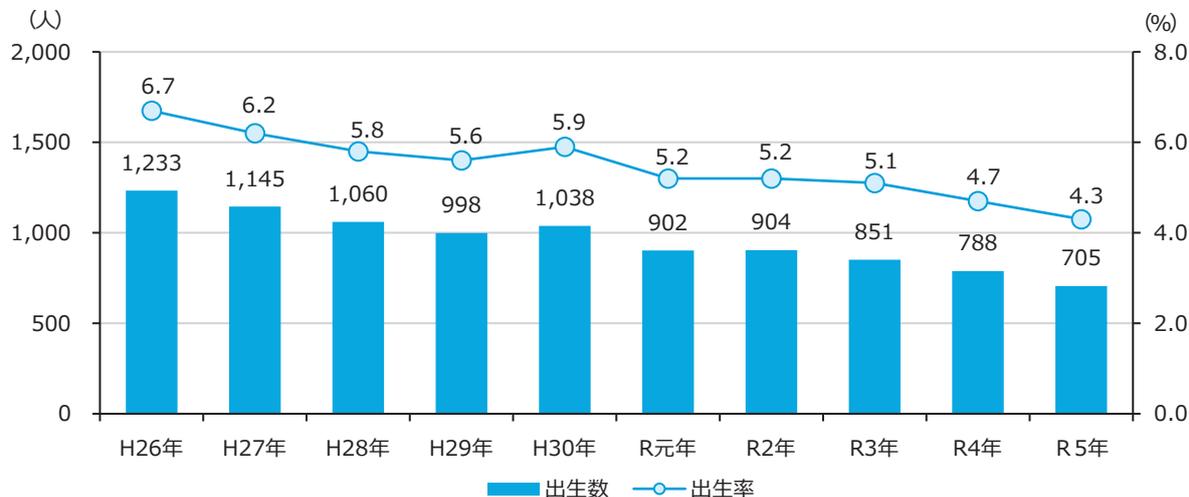


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

イ 出生数・出生率

本市の出生数は、おおむね減少傾向にあり、令和5年の出生数は705人、出生率は4.3となっています。（令和5年の出生率の全国値は6.0、茨城県は5.5）

図2 出生数と出生率

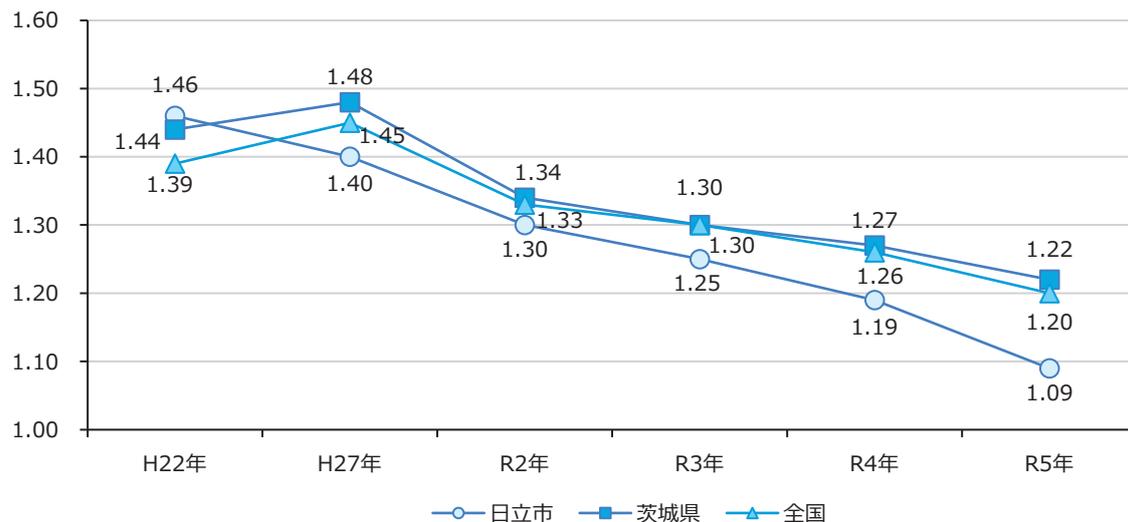


資料：茨城県人口動態統計

ウ 合計特殊出生率

合計特殊出生率※は、全国値、茨城県値を下回っており、減少が続いています。

図3 合計特殊出生率の推移

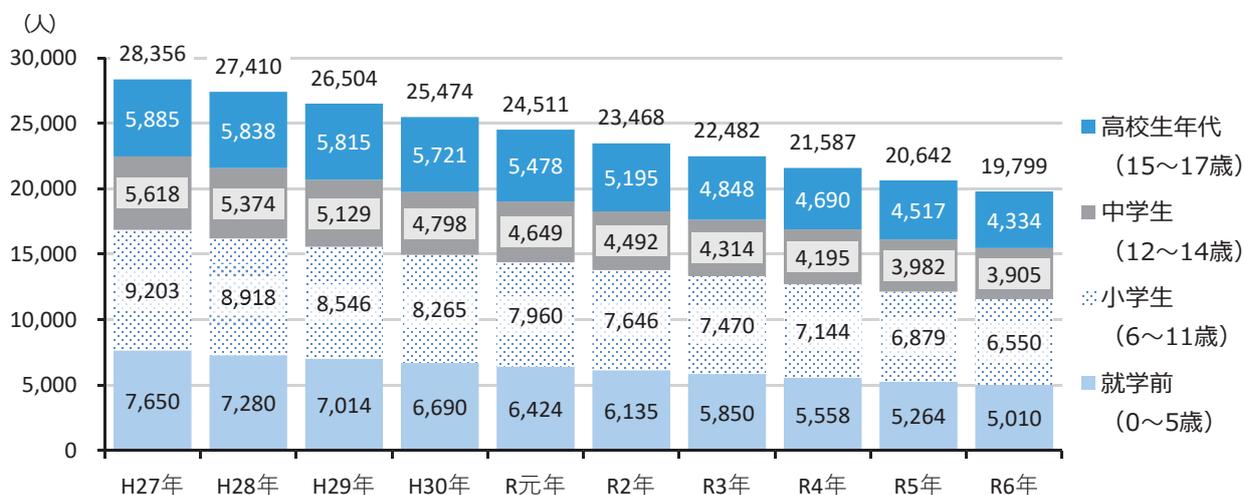


資料：人口動態統計

エ こどもの人口

本市におけるこども（0～17歳）の人口は、減少が続いています。令和6年には19,799人となり、平成27年から8,500人余り減少しました。

図4 こどもの人口の推移

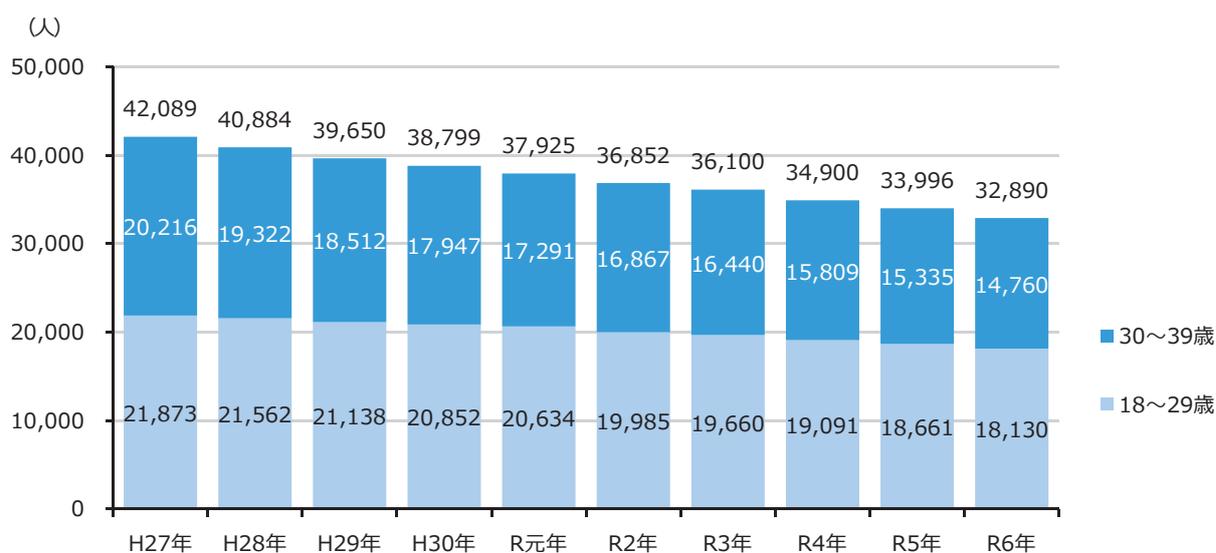


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

オ 若者の人口

本市における若者（18～39歳）の人口は、減少が続いています。令和6年には32,890人となり、平成27年から9,000人余り減少しました。

図5 若者の人口の推移

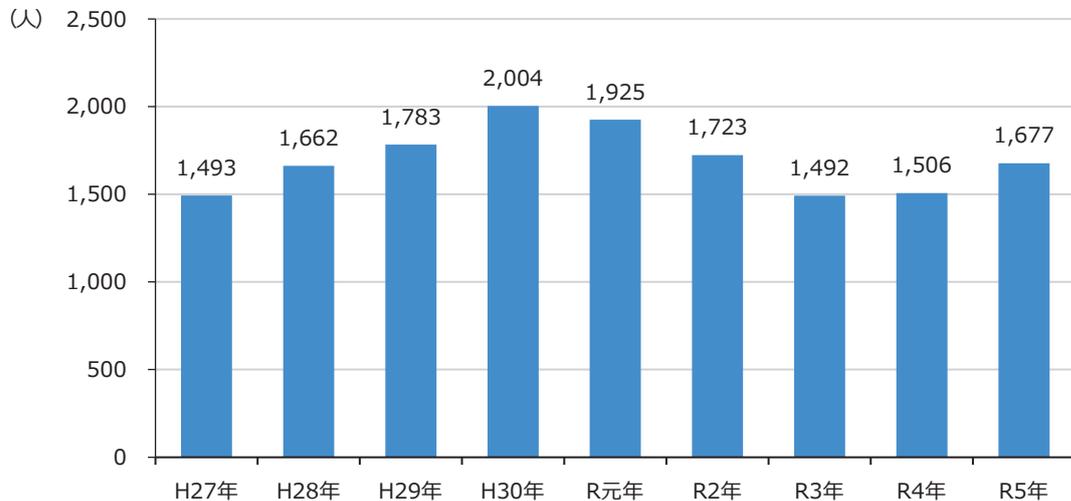


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

カ 外国人の人口

外国人市民数は、平成30年をピークに減少していましたが、令和4年以降は増加傾向に転じ、令和5年には1,677人となっています。

図6 外国人市民数の推移



資料：ひたちの国際交流（各年12月末現在）

キ 人口推計

令和7年から11年のこどもの人口を、住民基本台帳人口（各年4月1日現在）に基づき、コーホート変化率法※などを用いて推計し、教育・保育の必要量などの算出の基礎としました。

図7 令和7年から11年の推計児童人口

(人)

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳児 合計
推計 人口	令和7年	671	671	775	802	876	890	4,685
	令和8年	633	671	671	775	802	876	4,428
	令和9年	598	633	671	671	775	802	4,150
	令和10年	564	598	633	671	671	775	3,912
	令和11年	533	564	598	633	671	671	3,670
児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳児 合計
推計 人口	令和7年	996	933	1,024	1,076	1,150	1,167	6,346
	令和8年	890	996	933	1,024	1,076	1,150	6,069
	令和9年	876	890	996	933	1,024	1,076	5,795
	令和10年	802	876	890	996	933	1,024	5,521
	令和11年	775	802	876	890	996	933	5,272

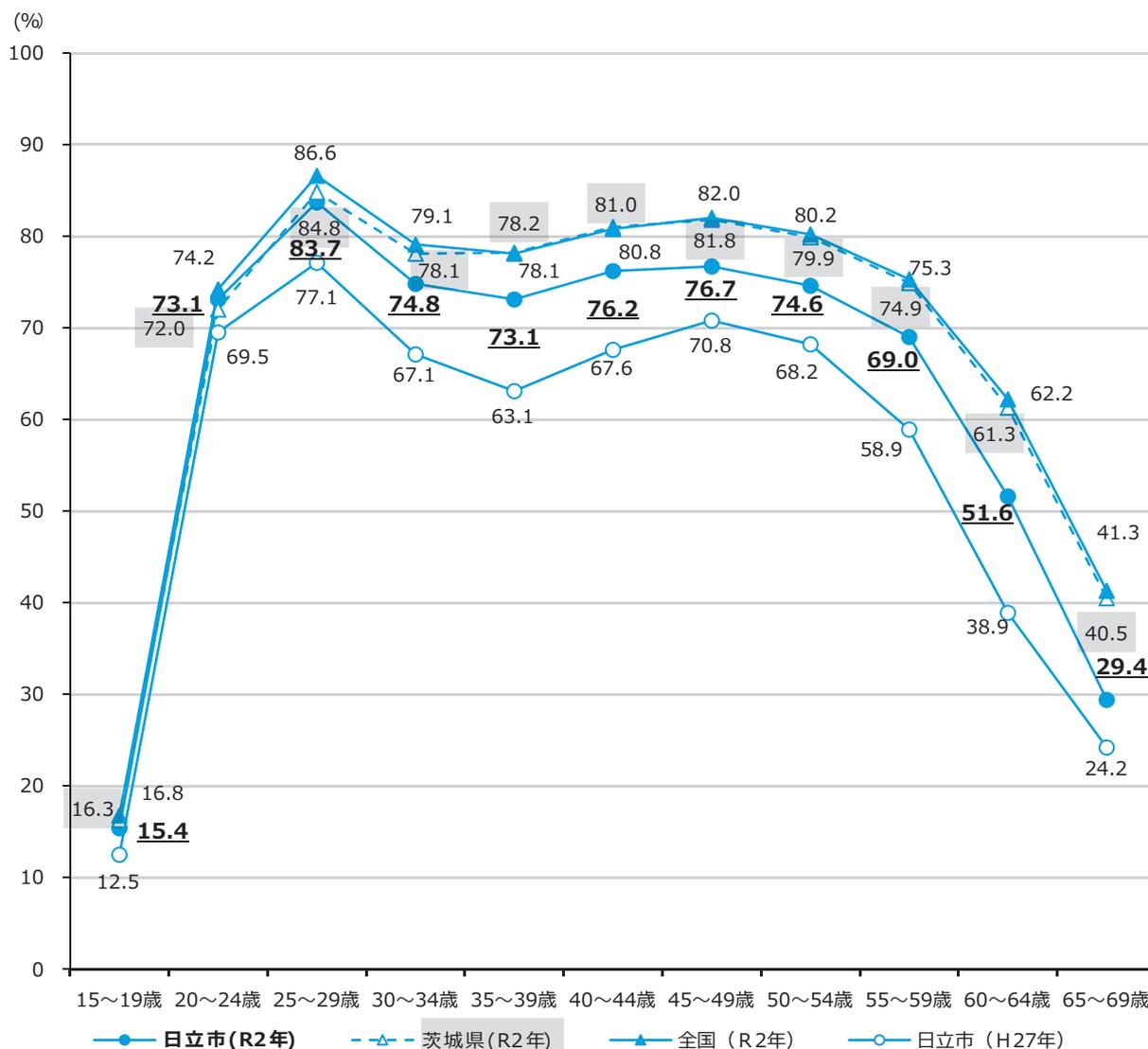
(2) 働く女性の状況

ア 女性の労働力率

令和2年の女性の年齢階級別労働力率（就業者及び完全失業者※の割合）は、30代を底としたM字型曲線を描いており、「中断再就職型」のライフスタイルをとる女性が多いことを示しています。本市の女性は、茨城県・全国よりもM字の底が深く、その後の年代でも、県や全国を下回っているのは、子育て期に就業を中断する女性が多く、再就職する割合も低いことを示しています。

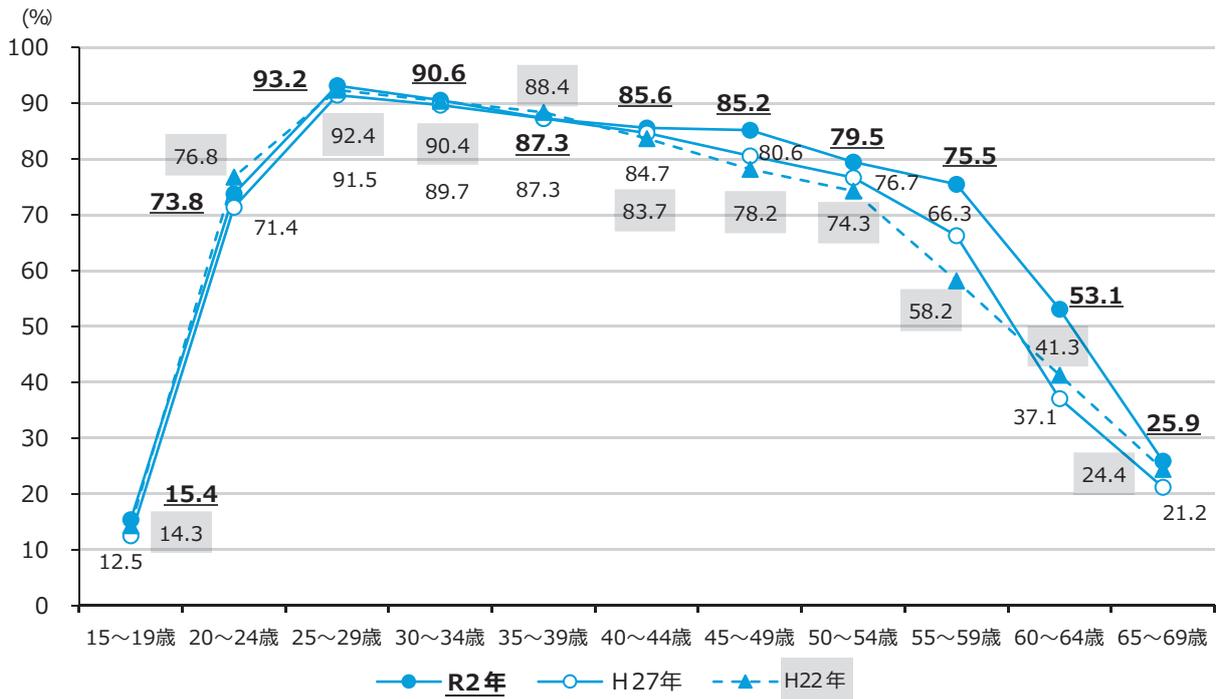
ただし、本市の平成27年と比較すると、女性の労働力率は上昇しています。この上昇は、主に既婚女性の労働力率の上昇によるものです。（図8）

図8 年齢階級別 女性の労働力率



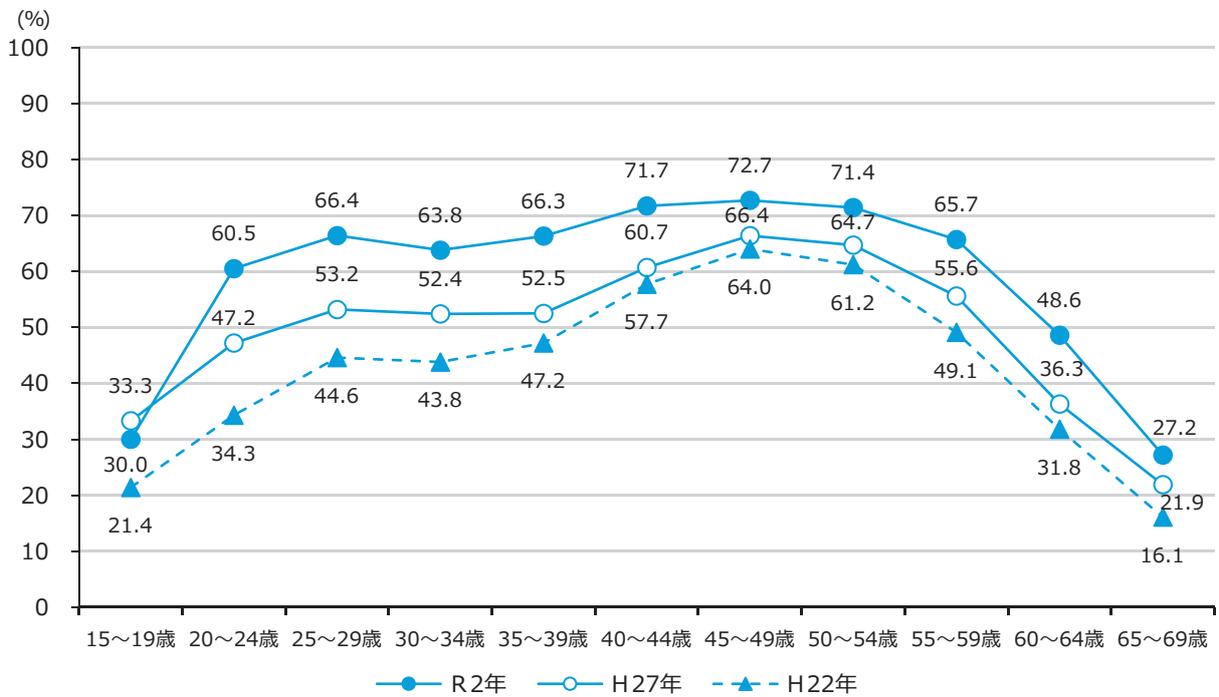
資料：国勢調査

図9 年齢階級別 未婚女性の労働力率



資料：国勢調査

図10 年齢階級別 既婚女性の労働力率

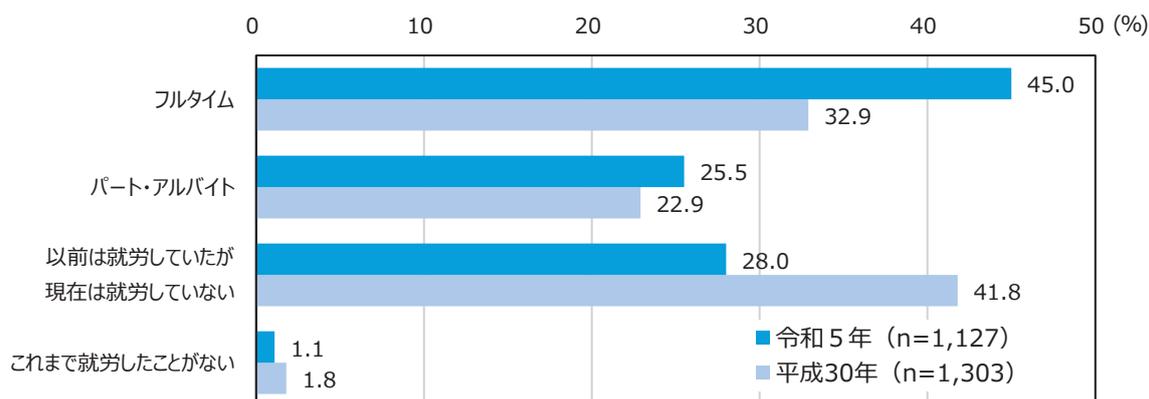


資料：国勢調査

イ 母親の就労

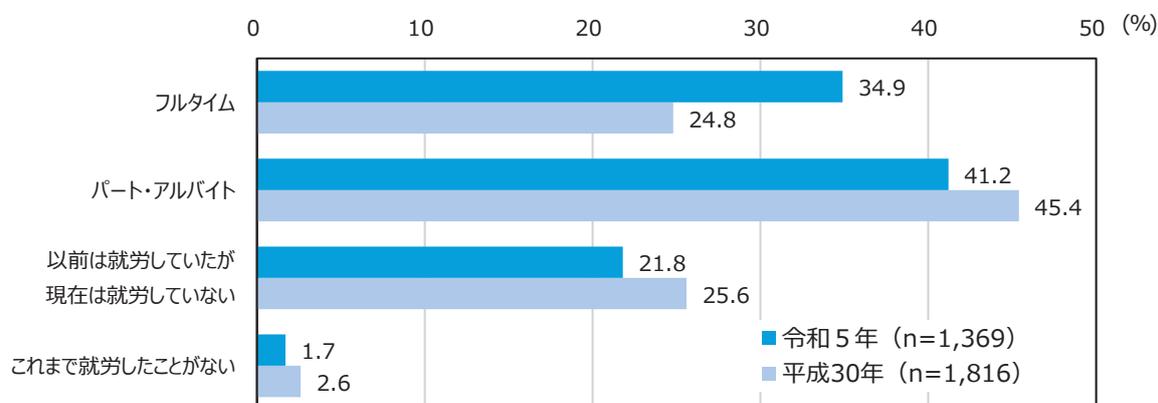
令和5年に実施した日立市子育て支援等に関するニーズ調査の結果では、小学校就学前のこどもの母親、小学生の母親の就労している割合が平成30年の調査と比べて増えており、特にフルタイムで就労している割合が大きく増加しています。以前は就労していたが現在は就労していない母親が減っていることから、子育て期に就労を中断する女性が減ってきていることが分かります。

図11 小学校就学前のこどもの母親の就労状況



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図12 小学生の母親の就労状況

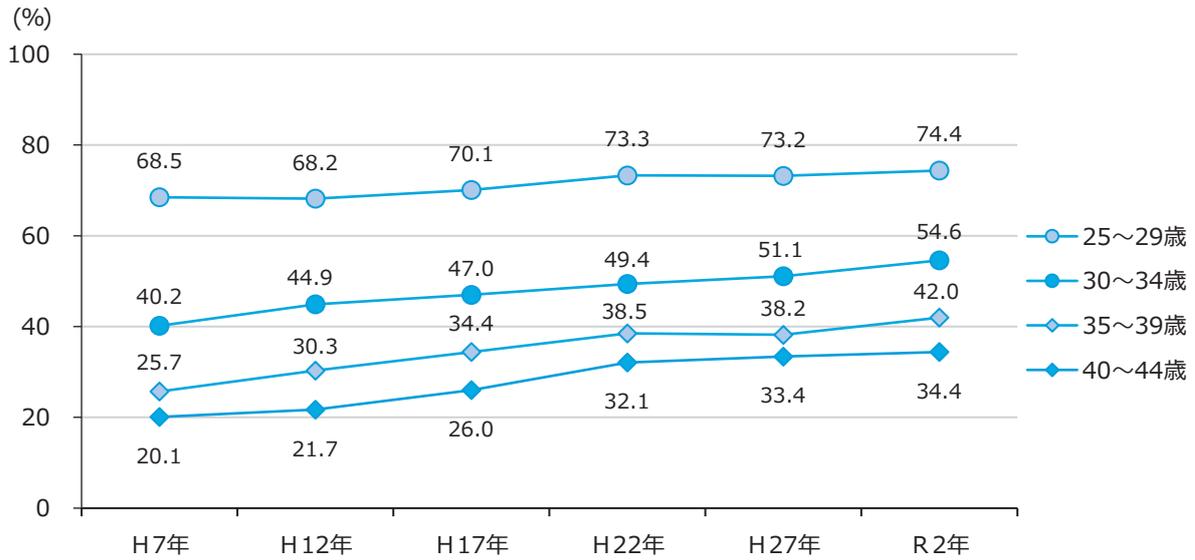


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(3) 未婚化・晩婚化の状況

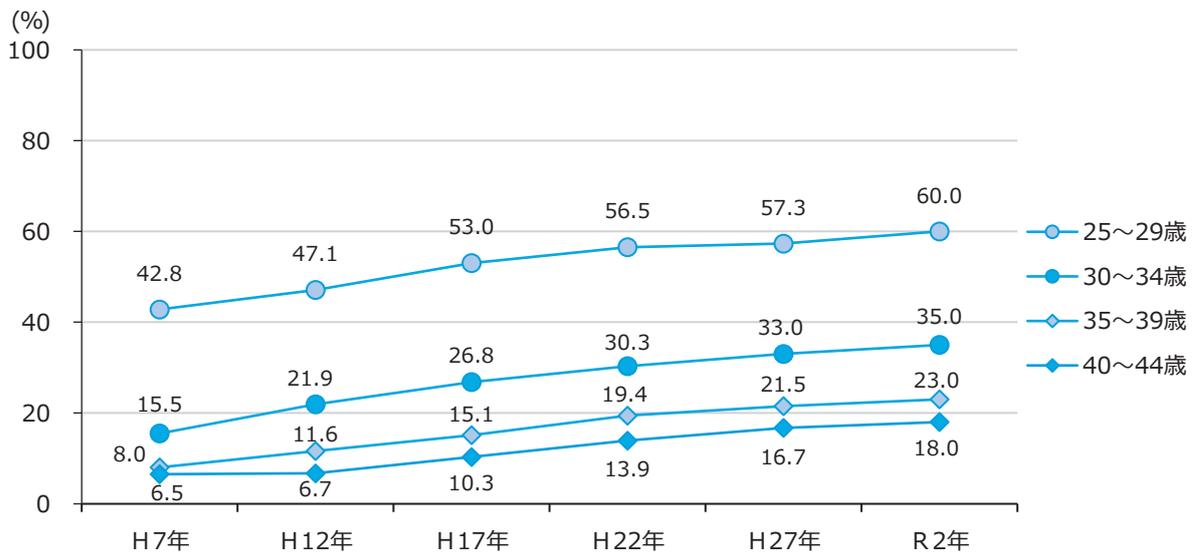
全国的に未婚化・晩婚化が進む中で、本市においても未婚率が年々上昇しています。本市の30歳から34歳までの未婚率は、平成7年には男性40.2%、女性15.5%でしたが、令和2年には男性54.6%、女性35.0%と大幅に上昇しており、他の年代でも同様の傾向にあります。

図13 男性の未婚率



資料：国勢調査

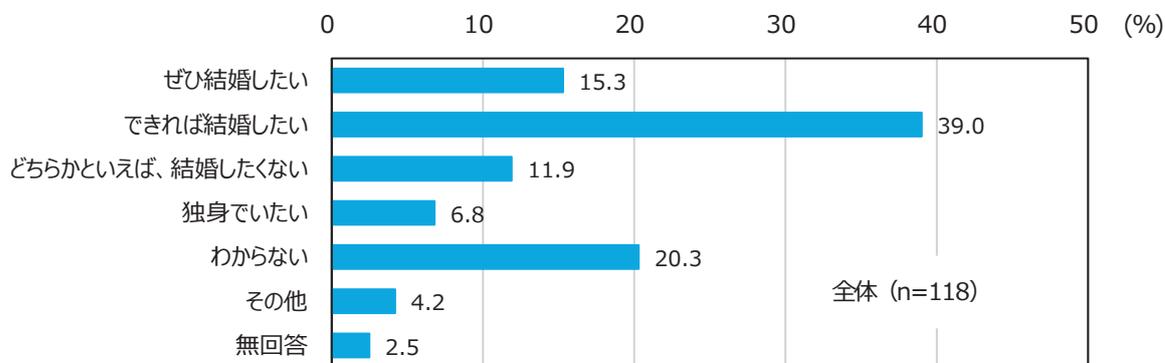
図14 女性の未婚率



資料：国勢調査

現在独身の方の結婚についての考えは、「独身でいたい」が6.8%である一方で、「ぜひ結婚したい」が15.3%、「できれば結婚したい」が39.0%、「できれば結婚したい」が39.0%と、結婚を希望する方が5割以上に達しています。

図15 自身の結婚について

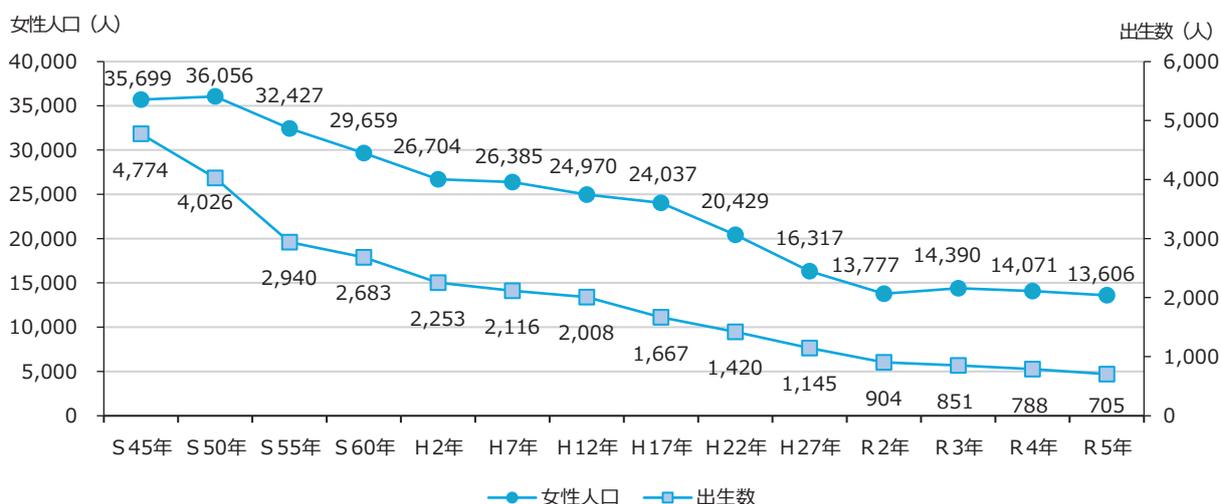


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(4) 女性人口の減少

本市における20歳から39歳までの女性人口は、昭和50年以降、減少傾向にあります。女性人口と出生数のカーブが同様の動きを示していることから、子どもを産む世代の女性人口の減少が出生数の減少にもつながっているものと考えられます。

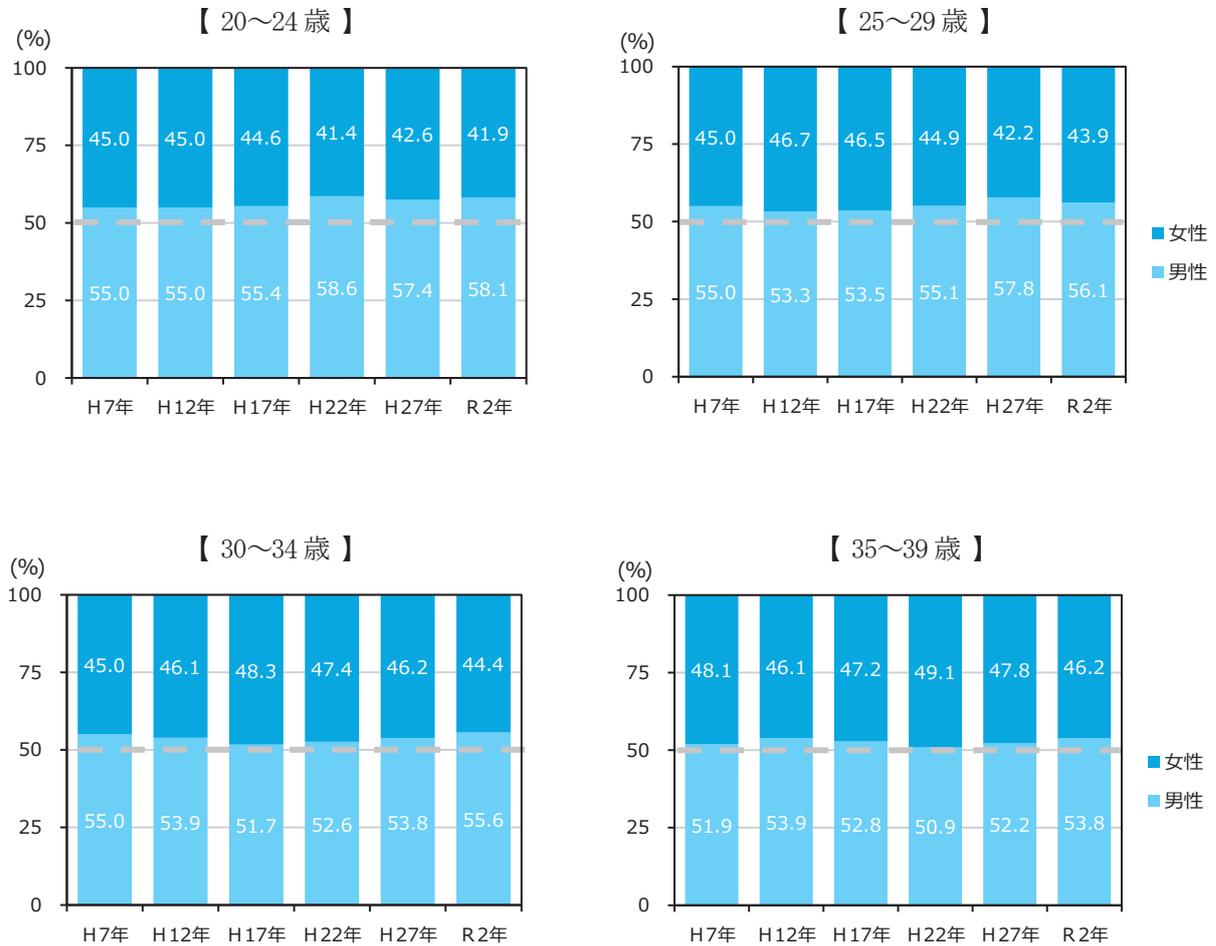
図16 日立市の20～39歳の女性人口と出生数の推移



資料：女性人口のS45～R2は国勢調査、R3～R5は住民基本台帳（各年10月1日）、出生数は茨城県人口動態統計

また、各年齢層ともに女性人口に比べて男性人口が多く、男女間のアンバランスがあります。

図17 日立市の年齢層別の男女人口比



資料：国勢調査

2 子育ての実態・課題

(1) 小学校就学前のこどもの教育・保育

ア 教育・保育施設などの利用状況

(ア) 保育園

保育園は、18園（公立9園、私立9園）あります（令和6年度）。園児数は令和3年度の1,442人をピークに減少傾向にあり、令和6年度は1,326人となっています。

※ 保育園とは、国が定めた設置基準を満たして県知事に認可された認可保育所のことで、日立市では保育園と呼んでいます。公立・私立ともに市が入所の調整を行います。なお、運営のための経費は、保育料のほか、国、県、市の公費負担で賄われます（幼稚園、認定こども園、地域型保育事業も同じ）。

(イ) 幼稚園

幼稚園は、11園（公立3園（うち1園休園）、私立8園）あります（令和6年度）。園児数は減少傾向にあり、令和2年度は776人でしたが、令和6年度は440人となっています。

※ 幼稚園とは、満3歳から小学校就学前のこどもの心身の発達のため幼児教育を行う学校です。
(本市の私立幼稚園は3、4、5歳児、公立幼稚園は4、5歳児が対象です。)

(ウ) 認定こども園

平成18年度に茨城県最初の認定こども園（私立）が本市で誕生して以降、令和6年度では、幼保連携型認定こども園が13園（公立2園、私立11園）、幼稚園型認定こども園が1園（私立）あります。園児数は、令和2年度は1,877人（保育認定1,111人、教育認定766人）でしたが、令和6年度は、1,714人（保育認定1,174人、教育認定540人）となっています。

※ 認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設です。0から2歳児までは保育園と同じ体制で保育を行います。また、3から5歳児までは保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて教育を行うとともに、長時間利用が必要なこどもには、保育園と同じ体制で保育を行います。（園によって受け入れ可能な年齢が異なります。）

(エ) 地域型保育事業

本市には、令和4年度に開設された家庭的保育事業所（定員5人）が2か所あり、令和6年度の利用者数は8人となっています。

※ 地域型保育事業とは、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するため、原則、0から2歳児までを対象として、少人数の単位で保育を行う事業です。事業の形態により、次の4種類に分類されます。

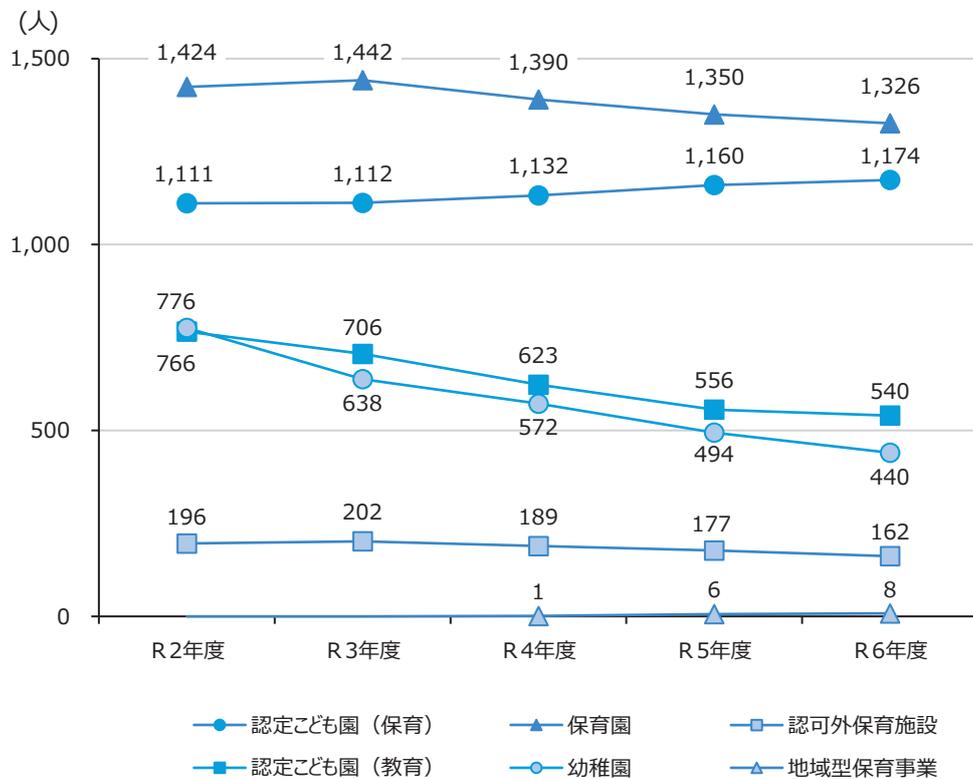
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

(オ) 認可外保育施設

認可外保育施設には、本市では事業所内保育施設と、その他の認可外保育施設があり、本市では事業所内保育施設が9施設（うち1施設休園）、その他の認可外保育施設が3施設あります（令和6年度）。利用者数は、令和2年度は196人でしたが、令和6年度は162人となっており、認可保育所への移行などにより減少傾向にあります。

※ 認可外保育施設とは、県知事の認可を受けていない保育施設の総称です。市町村への届出が必要であり、市町村が施設の調査や指導監督を行います。また、認可外保育施設は、対象者や開園時間など、柔軟な運営が可能です。事業所内保育施設を含め、保育の供給量の不足や保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応し、保育需要の担い手のひとつとなっています。

図18 教育・保育施設など利用者数の推移



資料：子ども施設課（各年度4月1日）

イ 教育認定・保育認定の施設利用者数の推移

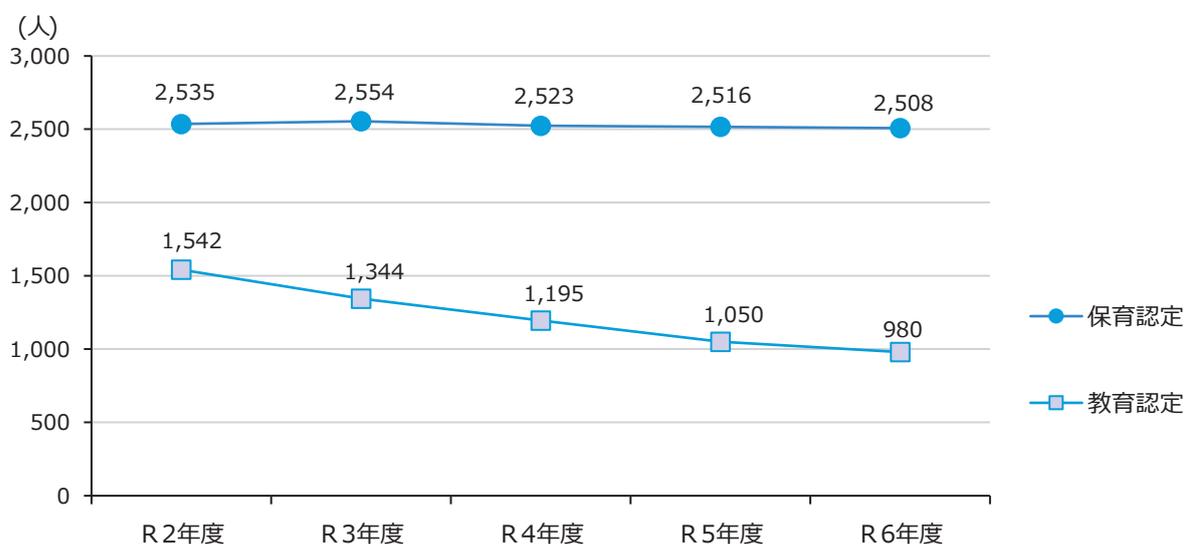
子ども・子育て支援新制度※では、教育・保育施設などを利用するために、年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

このため、幼稚園は教育認定（1号認定）、保育園は保育認定（2、3号認定）を受けて利用します。

認定こども園は、教育と保育の両方を提供しているため、教育認定を受けていることと、保育認定を受けているこどもがいます。

教育認定と保育認定の利用者数を比較すると、こどもの人口減少が進行する中において、保育認定はほぼ横ばいで推移している一方で、教育認定は減少傾向にあります。

図19 認定区分別の施設利用者数の推移



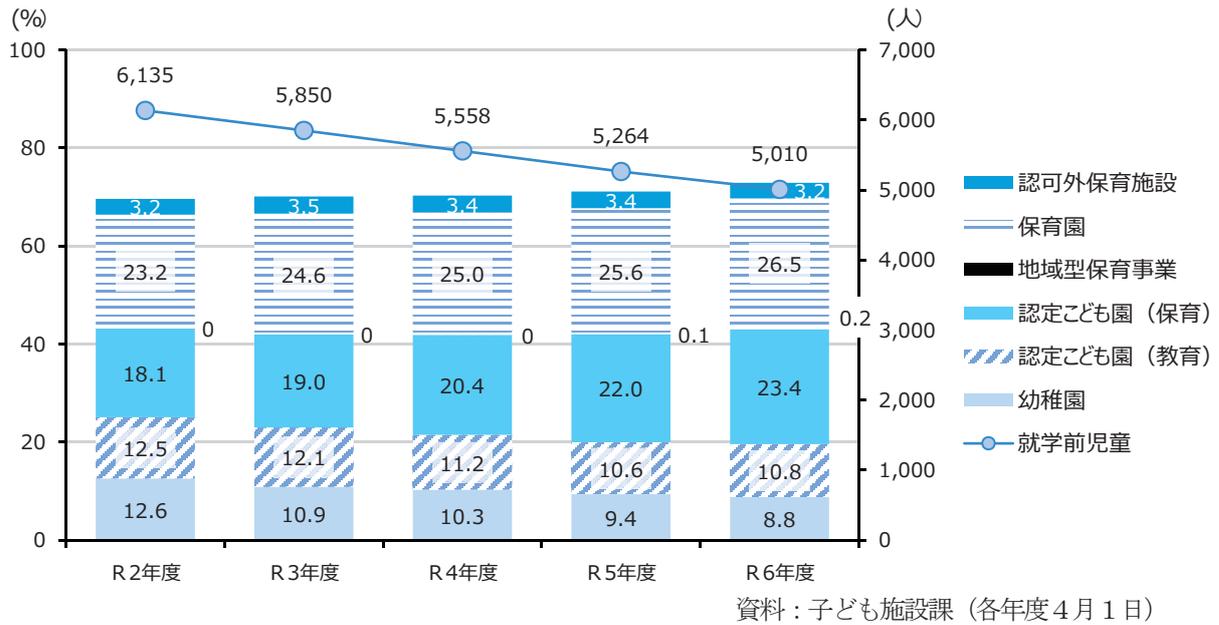
資料：子ども施設課（各年度4月1日）

ウ 教育・保育施設などの利用割合

小学校就学前のこどもの数に対する教育・保育施設などの利用割合を見ると、保育園、認定こども園（保育）及び地域型保育事業は、令和2年度から令和6年度の間、利用率が合わせて8.8ポイント増えていることから、保育需要の高まりがうかがえます。

一方、幼稚園と認定こども園（教育）は、合わせて5.5ポイント減少しています。

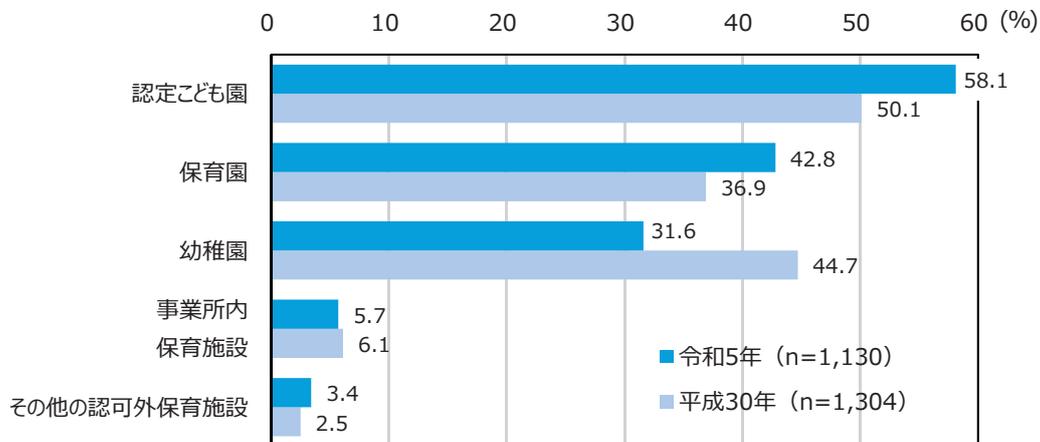
図20 小学校就学前のこどもの数に対する教育・保育施設などの利用割合の推移



エ 教育・保育施設など別の利用希望

ニーズ調査によると、未就学児が「利用したい教育・保育施設」では、5年前と比較して認定こども園及び保育園の利用希望が増加する一方で、幼稚園の利用希望が減少しています。

図21 教育・保育施設など別の利用希望（複数回答）



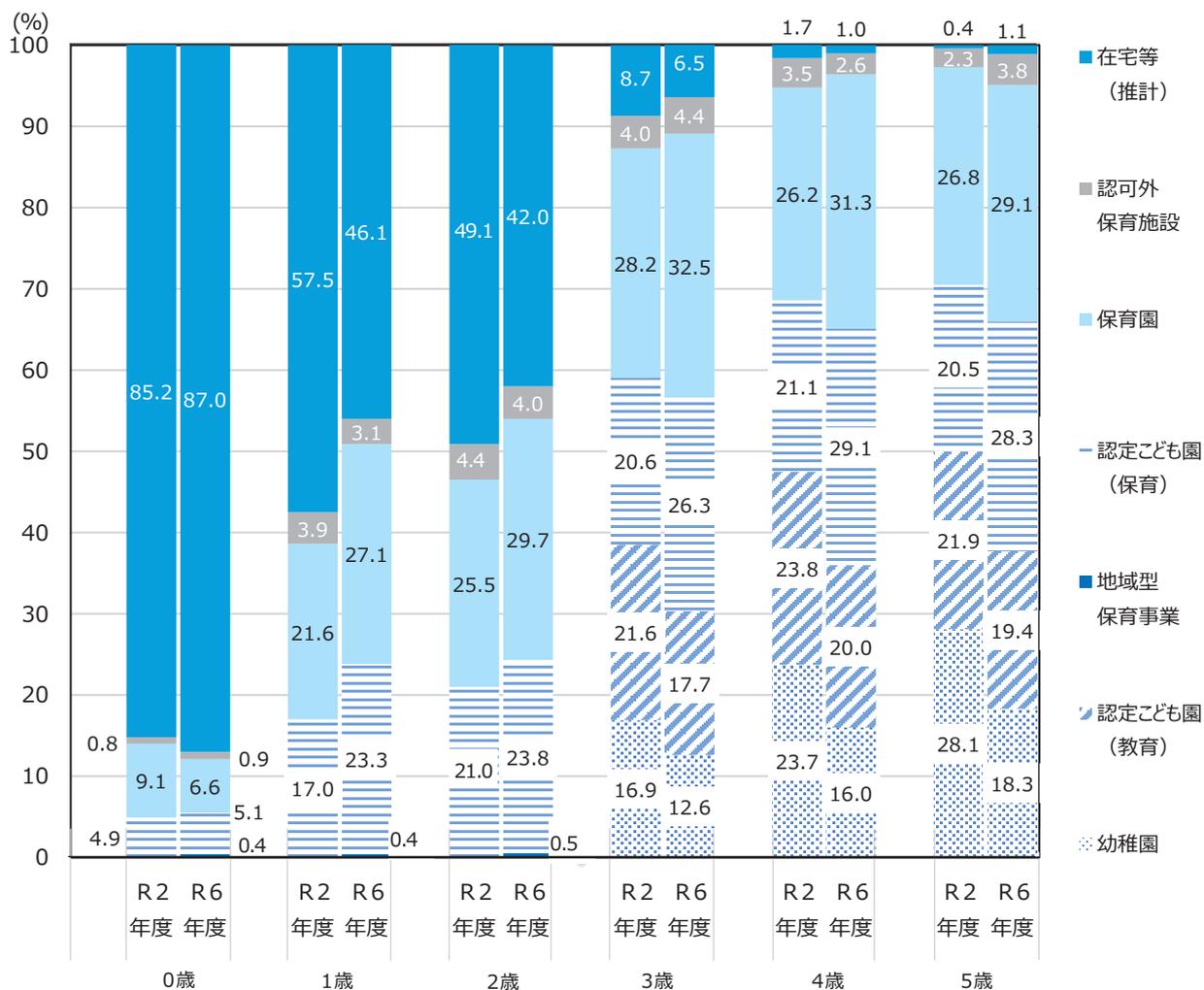
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

オ 年齢別の教育・保育施設などの利用状況

教育・保育施設を利用しているこどもの割合は、年齢により異なりますが、3歳を境に、教育・保育施設を利用するこどもが大きく増え、4歳、5歳ではほとんどの児童が何らかの施設を利用しています。

年度別の比較では、1歳から4歳までで施設を利用するこどもが増えてきており、特に1歳は令和2年度に比べ11.4ポイント伸びています。

図22 年齢別 教育・保育施設などの利用割合



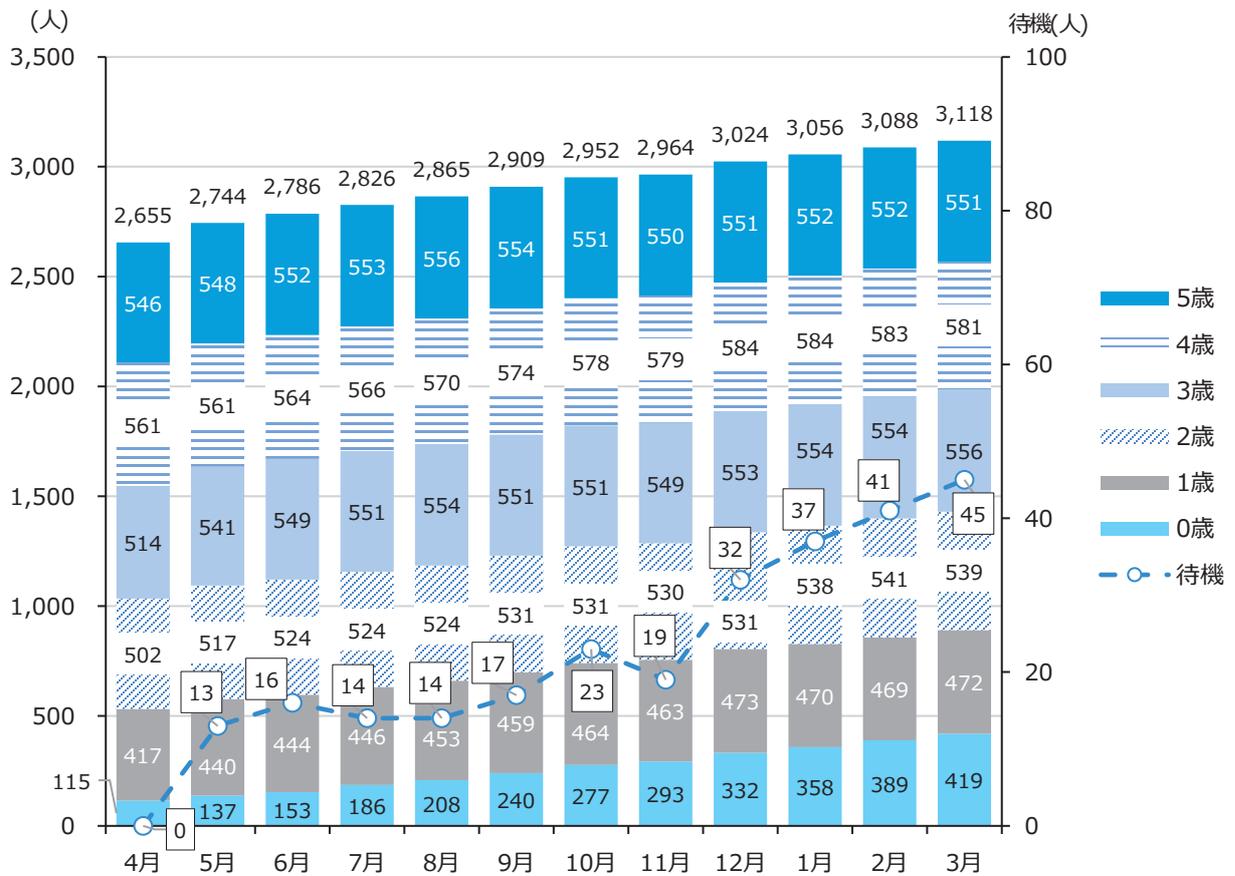
資料：子ども施設課（各年度4月1日現在）

カ 保育園・認定こども園（保育）などの利用希望者数の年間推移

保育園・認定こども園（保育）などの利用希望者数については、4歳児から5歳児までは年間を通じてあまり変化しませんが、0歳児は、産後休暇や育児休業明けの入園希望を反映し、年度の途中から利用希望者数が増えています。

クラスが進級して受入人数を確保できる4月時点での待機児童は発生していませんが年度の途中から待機が発生する状況にあります。

図23 令和5年度中の保育園・認定こども園（保育）などの利用希望者数と待機人数の推移



※ 0歳児は、4月1日現在0歳であるこどもです。

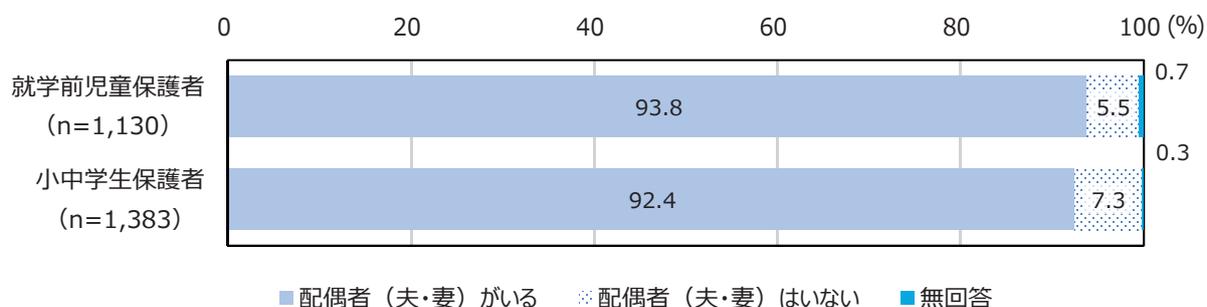
資料：子ども施設課（各月1日現在）

(2) 保護者の状況

ア 子育ての協力者

未就学児の家族形態は、保護者に「配偶者がいる」が93.8%、「配偶者はいない」が5.5%となっています。小中学生では、保護者に「配偶者がいる」が92.4%、「配偶者はいない」が7.3%となっています。

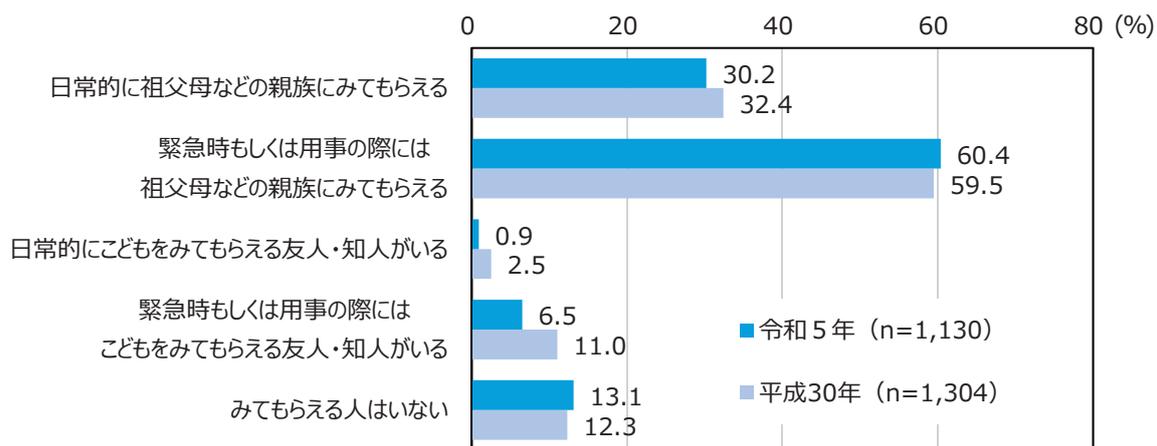
図24 こどもの家族形態（小学校就学前、小学生 複数回答）



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

また、未就学児の家庭で、日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無に関する設問では、回答者の約9割が「日常的」あるいは「緊急時もしくは用事の際には」みてもらえる親族や友人・知人がいると答えています。前回とほぼ同様、こどもを「みてもらえる人はいない」と答えた人が10%以上おり、特にこれらの家庭に対し、支援策を充実させることが必要と言えます。

図25 日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無（小学校就学前 複数回答）

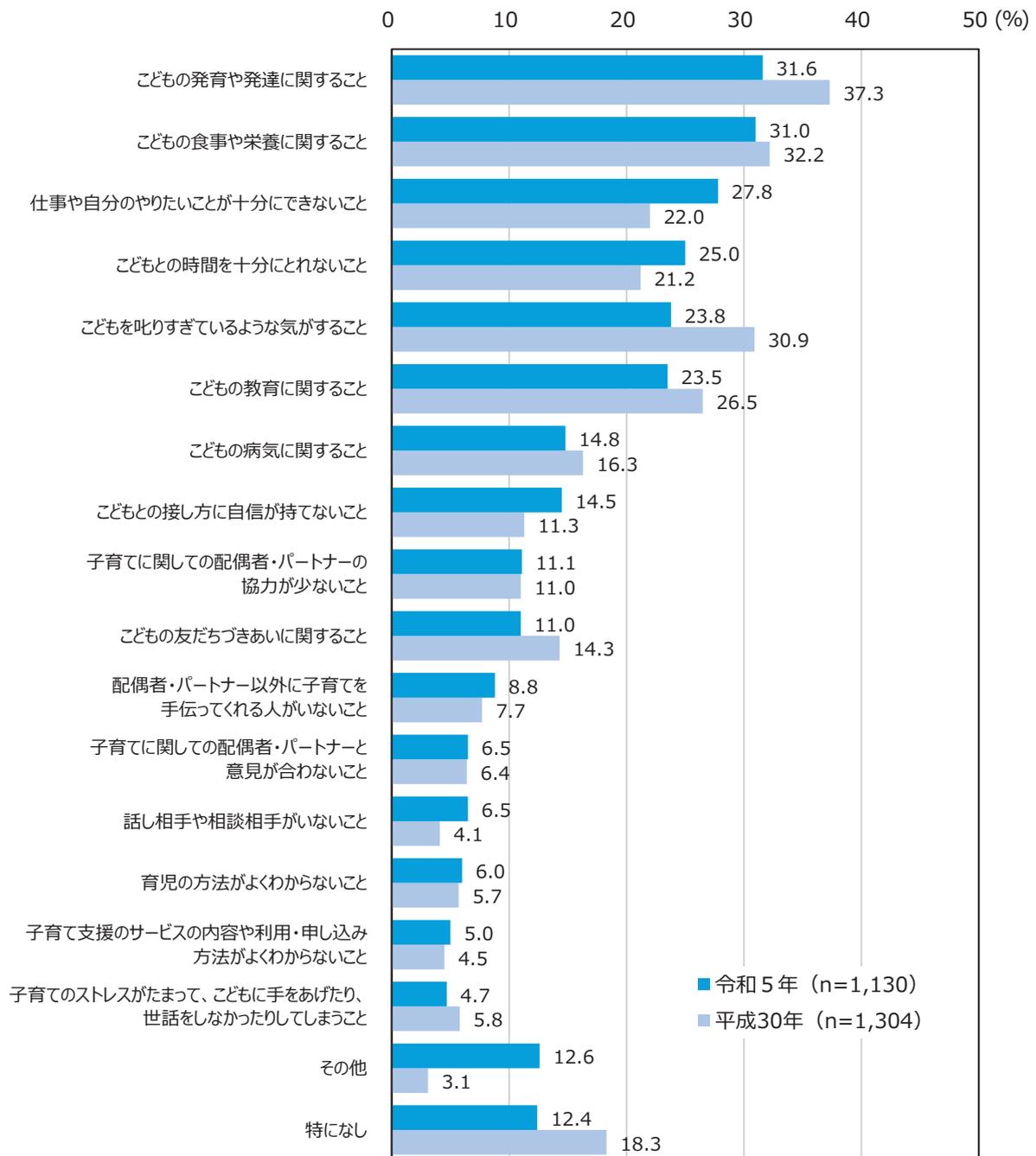


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

イ 子育ての悩み

小学校就学前のこどもの保護者が子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、「こどもの発育や発達に関すること」が31.6%と最も高く、「こどもの食事や栄養に関すること」が31.0%と次いで高くなっています。また、5年前と比較すると、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が5.8ポイント、「こどもとの時間を十分にとれないこと」が3.8ポイントと回答割合が増加しています。

図26 子育てに関して日常悩んでいること、または気になること
(小学校就学前 複数回答)



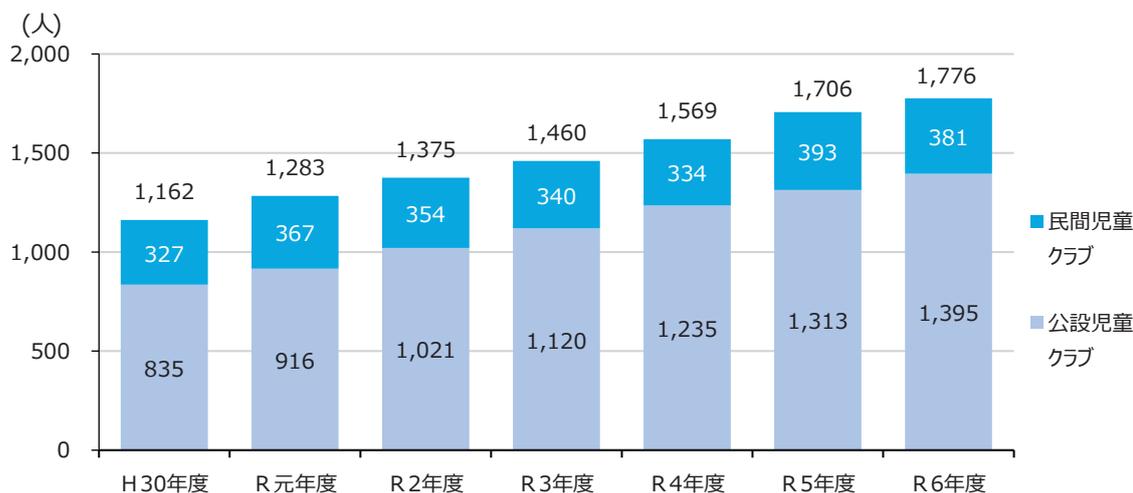
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(3) 小学生の放課後の状況（特別支援学校を含む。）

ア 放課後児童クラブ入会者数

放課後児童クラブは、令和6年5月現在、公設児童クラブが24クラブ、民間児童クラブが10クラブあり、合計1,776人が入会しています。令和3年度以降、施設の拡充などに伴い待機児童は0人となっています。

図27 放課後児童クラブ利用の推移



資料：生涯学習課（各年度5月1日）

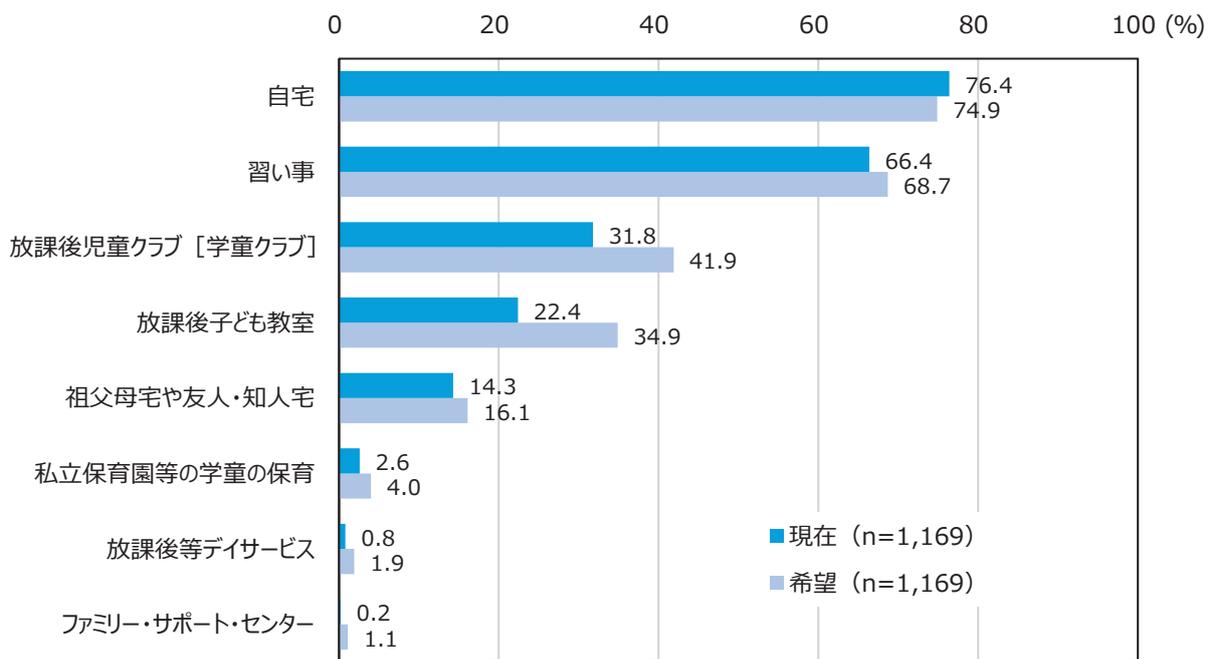
イ 小学生の放課後の過ごし方

小学生のこどもの保護者に対するニーズ調査によると、放課後の過ごし方として、低学年、高学年ともに、「自宅」、「習い事」が多くなっています。放課後児童クラブを利用しているのは31.8%となっていますが、利用希望を見ると、低学年では41.9%、高学年では22.4%で、低学年での利用希望が高いことがわかります。

また、放課後の過ごし方についての満足度では、「とても満足している」は12.7%、「まあまあ満足している」は70.0%と、“満足”の割合が高くなっています。週休日や長期休暇期間中の過ごし方についても、「とても満足している」は12.7%、「まあまあ満足している」は69.5%と、“満足”の割合が高くなっています。

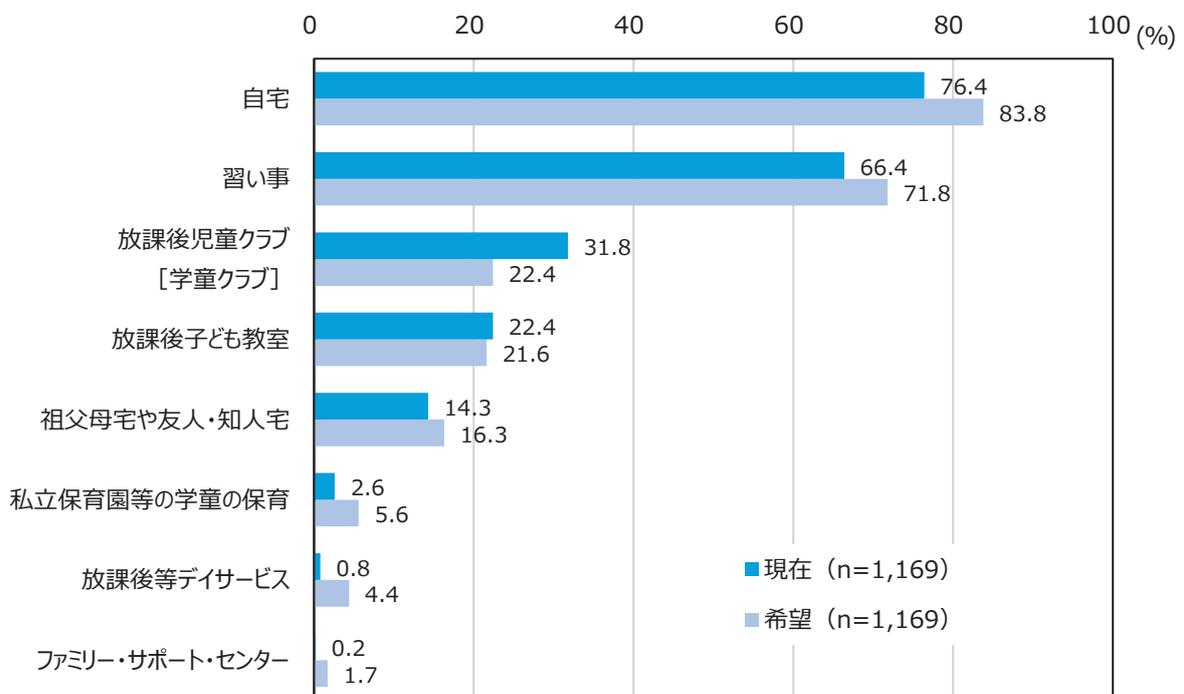
さらに、放課後の過ごし方について今後望むことでは、「楽しく安全に遊ぶ」が84.2%で最も多く、次いで「自主学習に取り組める」が56.9%、「こどものやりたいことが自由にできる」が55.3%となっています。

図28 現在の小学校での放課後の過ごし方と低学年での放課後の過ごし方の希望
(複数回答)



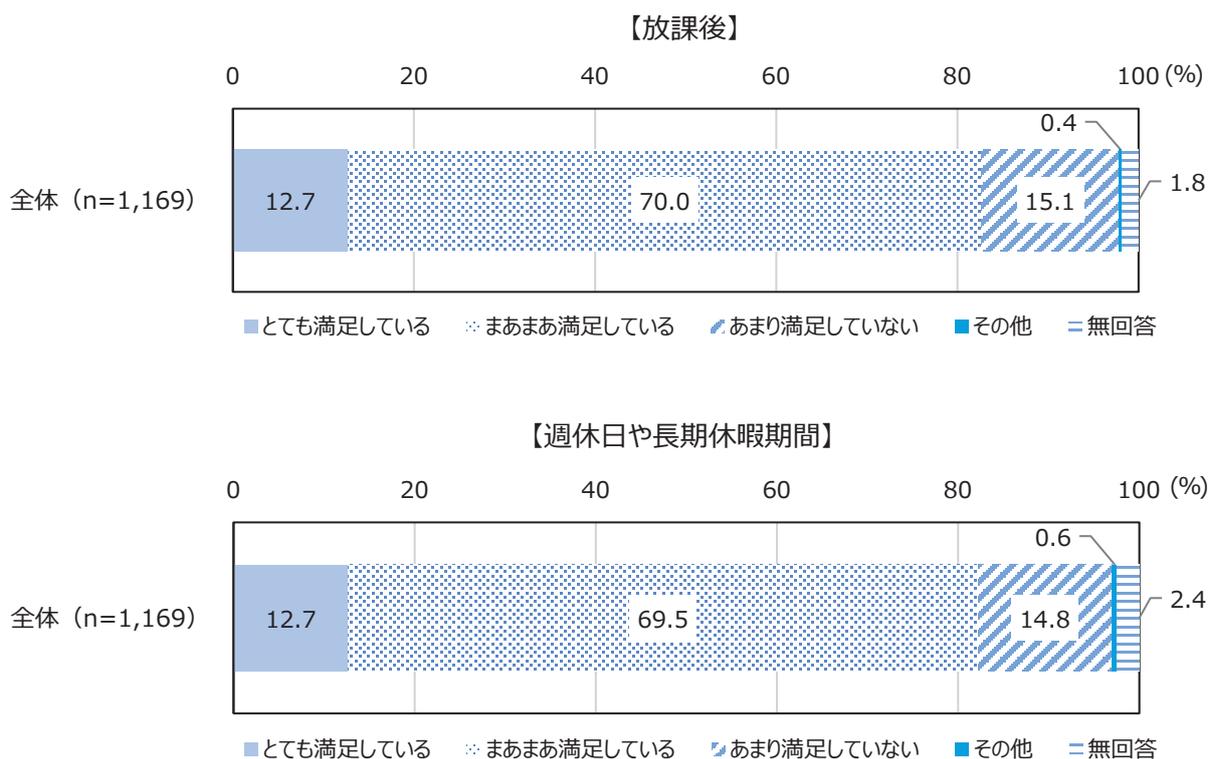
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図29 現在の小学校での放課後の過ごし方と高学年での放課後の過ごし方の希望
(複数回答)



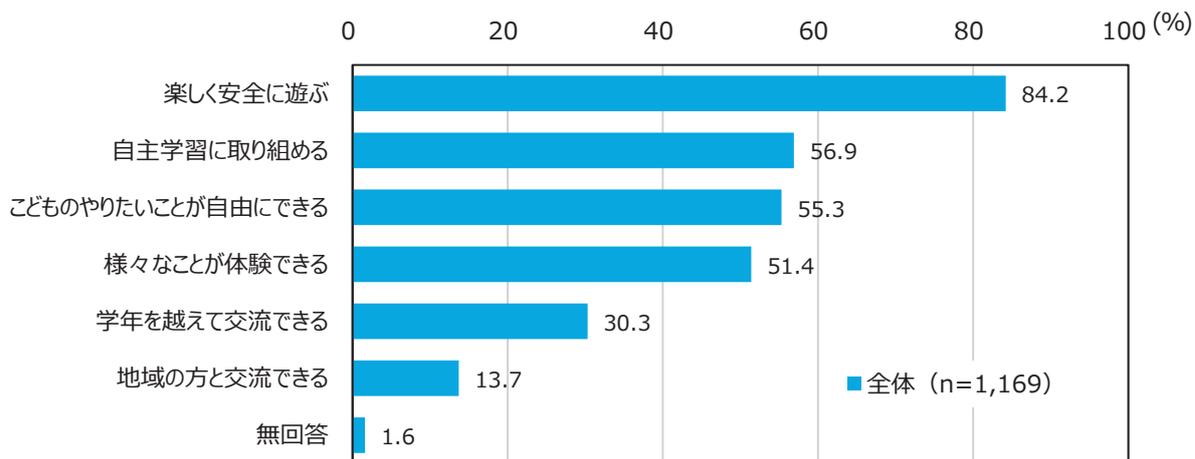
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図30 放課後、週休日や長期休暇期間中の過ごし方についての満足度



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図31 放課後の過ごし方について今後望むこと



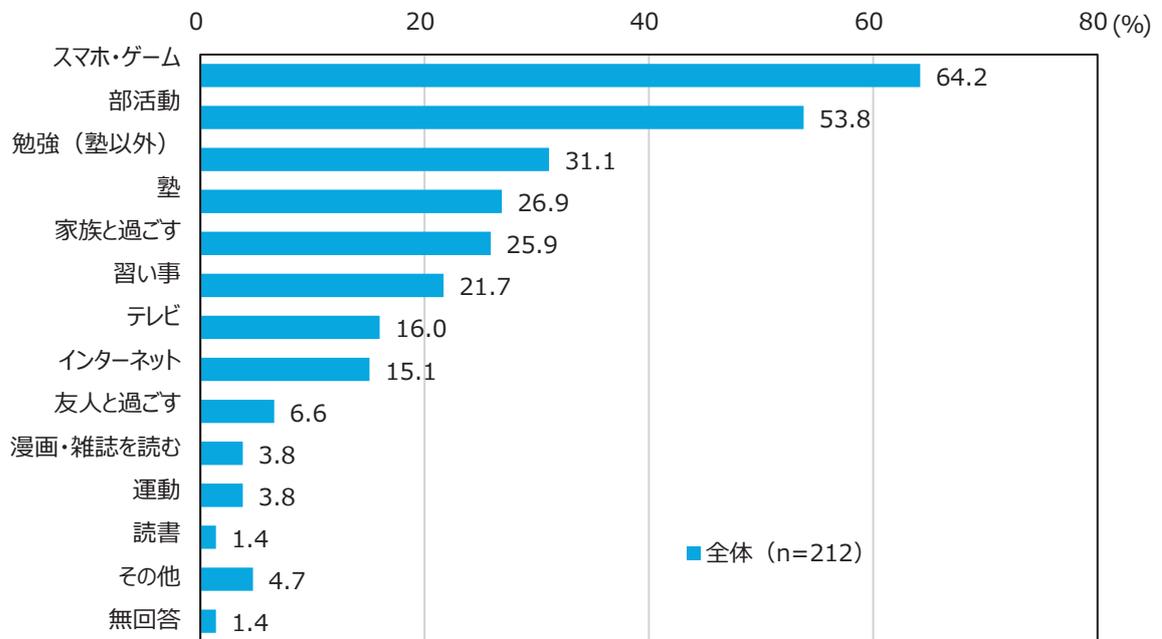
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(4) 中学生の放課後の状況（特別支援学校を含む。）

ア 中学生の放課後の過ごし方（平日）

「スマホ・ゲーム」が64.2%で最も高く、次いで「部活動」が53.8%、「勉強（塾以外）」が31.1%となっています。

図32 お子さんの平日の中学校終了後の過ごし方（3つまでの複数回答）

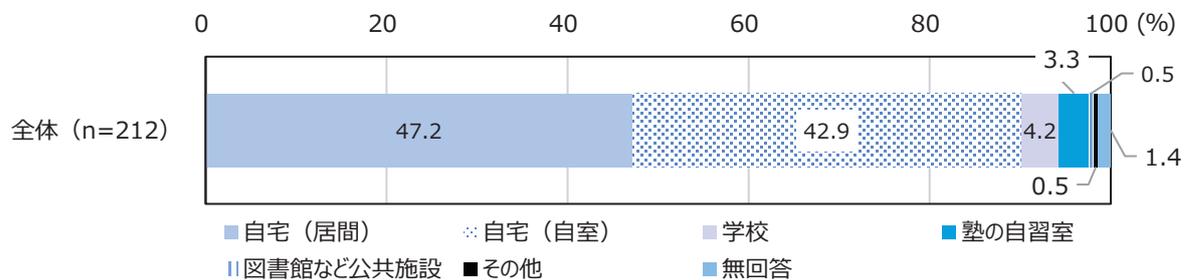


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

イ 主に勉強する場所

主に勉強する場所は、「自宅（居間）」が47.2%で最も高く、次いで「自宅（自室）」が42.9%、「学校」が4.2%となっています。

図33 お子さんが主に勉強する場所



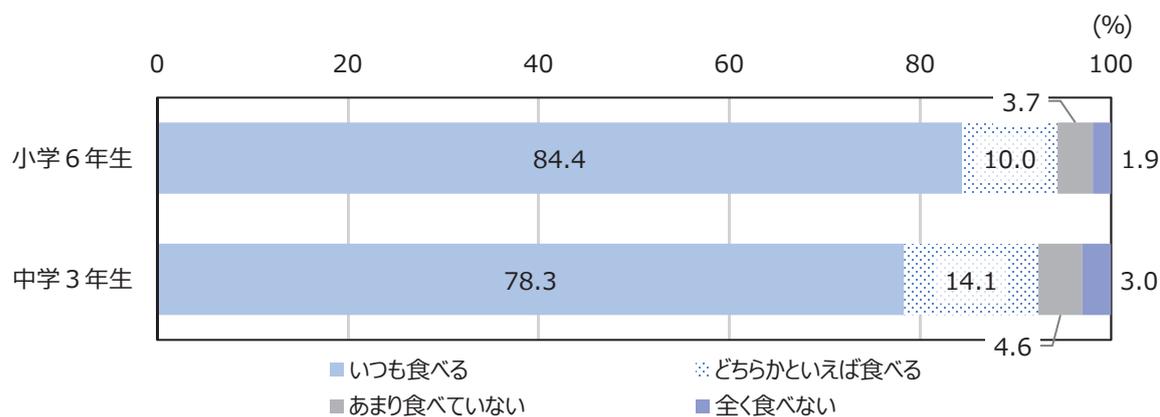
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(5) こどもの生活習慣など

ア 朝食の有無

平日におけるお子さんの朝食の有無については、小学6年生で「いつも食べる」が84.4%、「どちらかといえば食べる」が10.0%であり、中学3年生で「いつも食べる」が78.3%、「どちらかといえば食べる」14.1%となっており、平日に朝食を食べる割合が9割に達しています。

図34 お子さんの朝食の有無（平日）

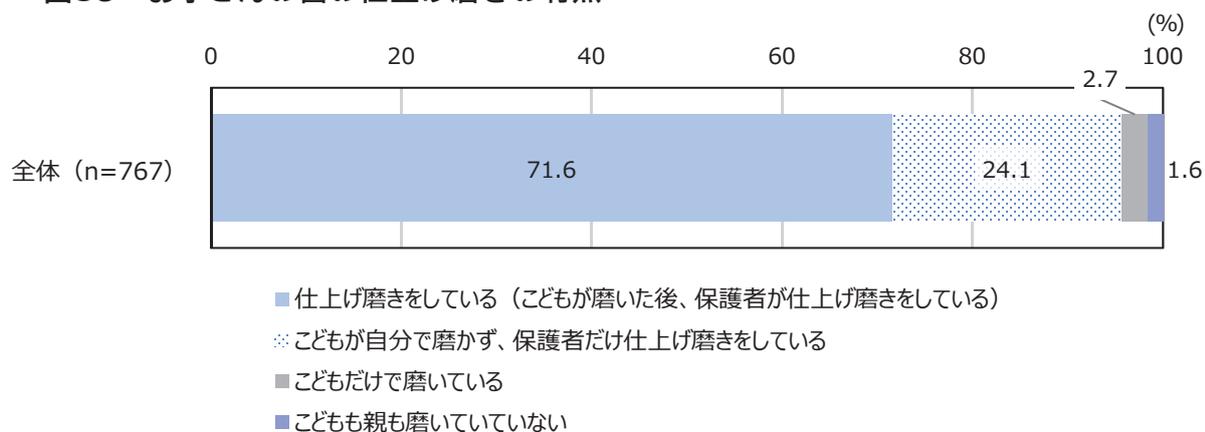


資料：令和5年度全国学力・学習状況調査

イ 歯の仕上げ磨き

1歳6か月児の保護者がこどもの歯の仕上げ磨きをしている割合は、「仕上げ磨きをしている（こどもが磨いた後、保護者が仕上げ磨きをしている）」、「こどもが自分で磨かず、保護者だけ仕上げ磨きをしている」を合わせて95.7%となっています。

図35 お子さんの歯の仕上げ磨きの有無

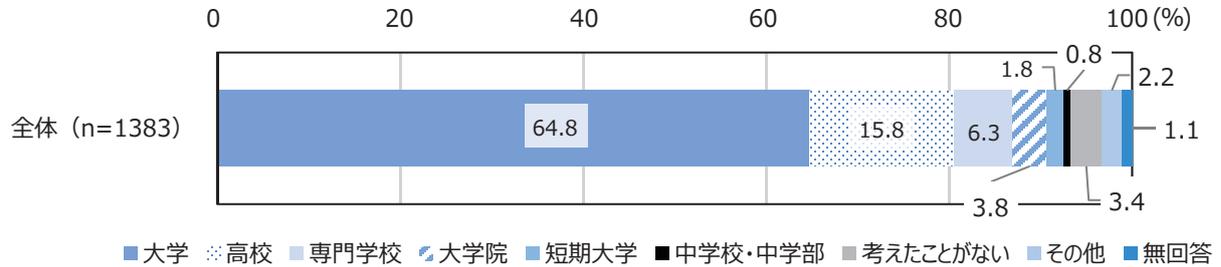


資料：令和5年度母子保健課調査（1歳6か月健康診査）

ウ 受けさせたい教育

お子さんに受けさせたい教育については、「大学」が64.8%で最も高く、次いで「高校」が15.8%、「専門学校」が6.3%と続いています。

図36 お子さんに受けさせたい教育

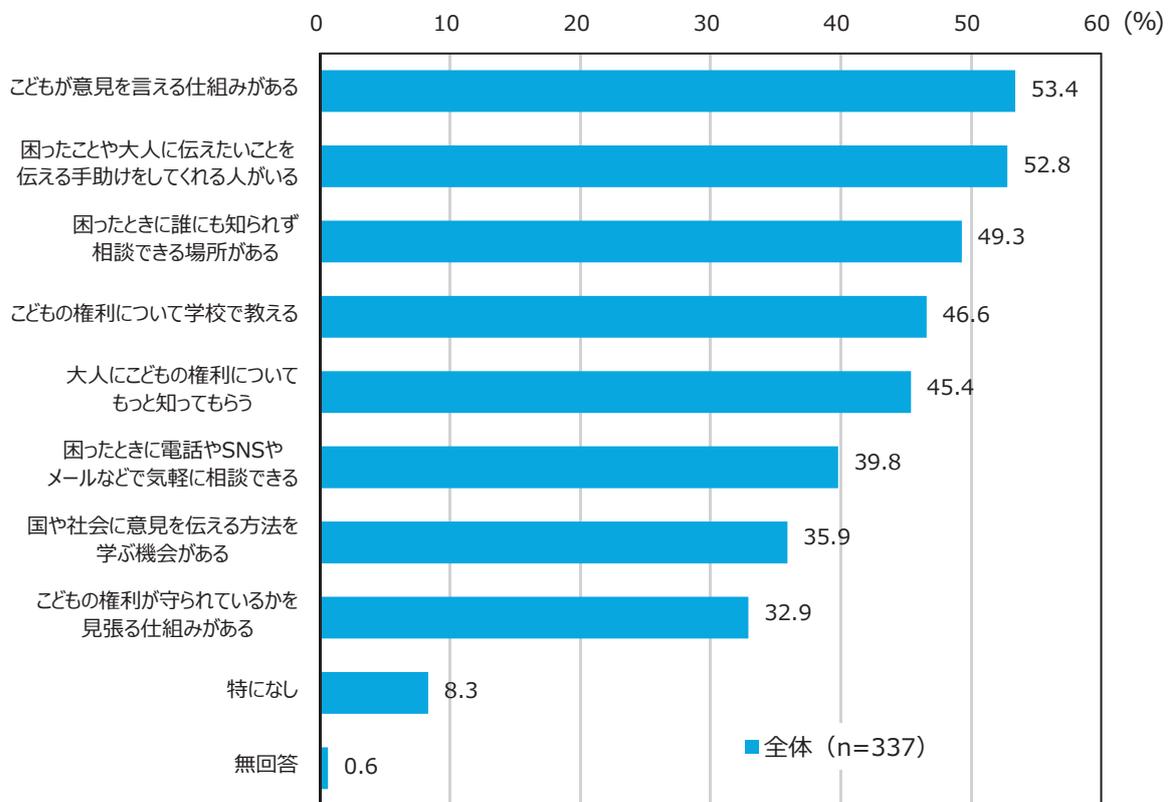


資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(6) こどもの権利

こどもの権利を守るために必要だと思う取組では、「こどもが意見を言える仕組みがある」が53.4%と最も高く、次いで「困ったことや大人に伝えたいことを伝える手助けをしてくれる人がある」が52.8%、「困ったときに誰にも知られず相談できる場所がある」が49.3%となっています。

図37 こどもの権利を守るために必要だと思う取組（若者 複数回答）



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

3 個別に配慮を必要とするこどもと家庭

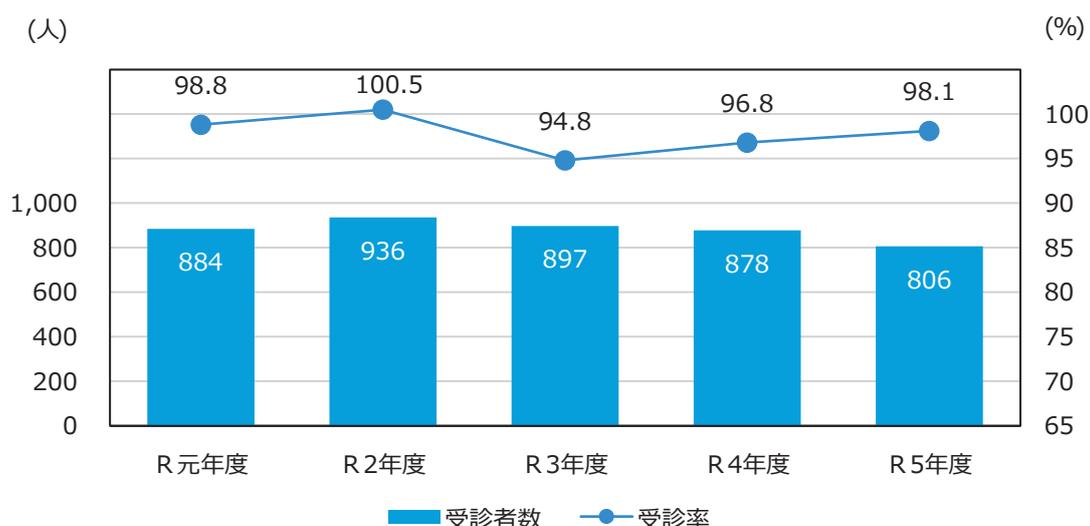
(1) 幼児健康診査の結果

ア 幼児健康診査の実施状況

母子保健法に基づき、1歳6か月児と3歳児の健康診査を行っています。

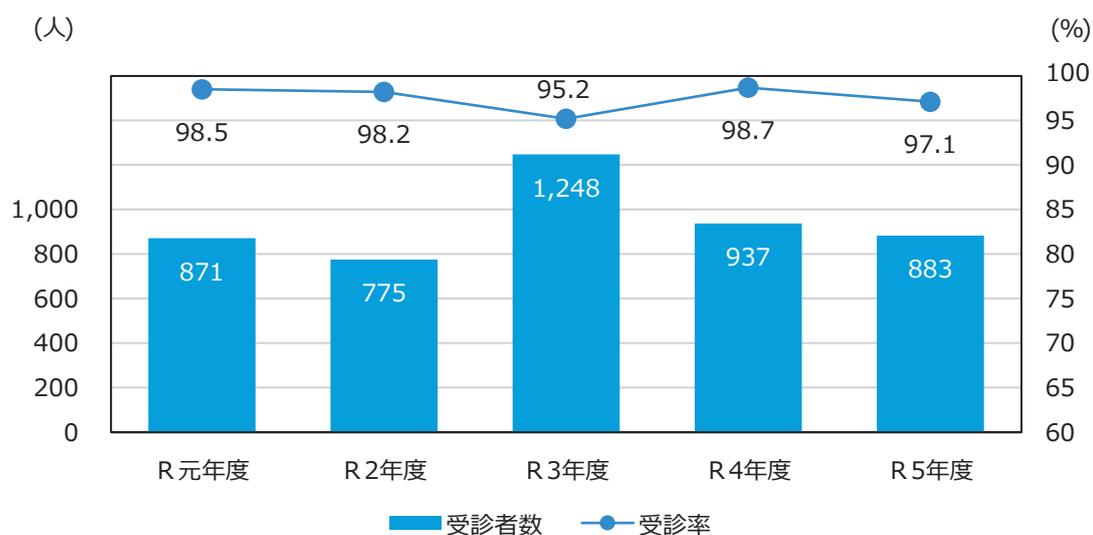
こどもの人口減少に伴い、受診者数は減少しています。受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低下しましたが、令和5年度は1歳6か月児で98.1%、3歳児で97.1%となっています。

図38 1歳6か月児健康診査受診の推移



資料：健康づくり推進課

図39 3歳児健康診査受診の推移

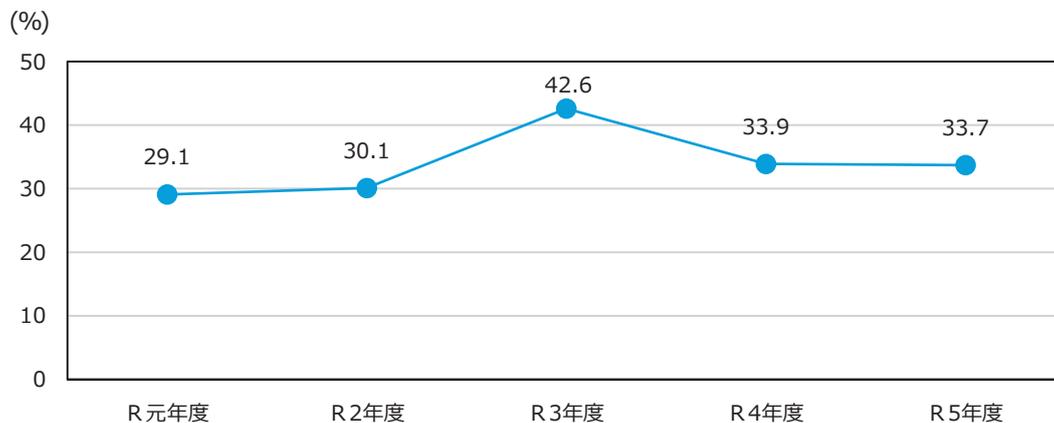


資料：健康づくり推進課

イ 幼児健康診査における精神発達要観察児の割合

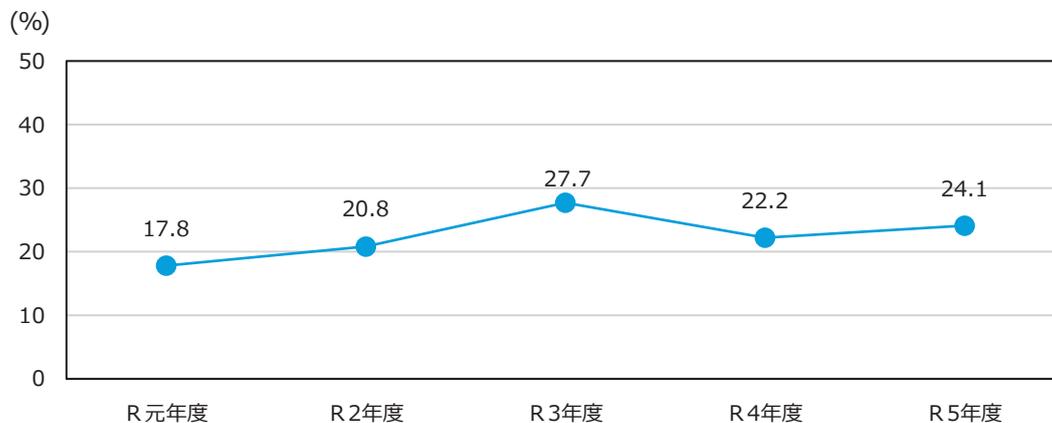
幼児健康診査の結果、ことばの遅れ、多動、発達障害※の疑いなど、精神の発達について経過観察を必要とするこどもの割合は、令和5年度は1歳6か月児で33.7%、3歳児で24.1%となっています。

図40 1歳6か月児健康診査における精神発達要観察率の推移



資料：健康づくり推進課

図41 3歳児健康診査における精神発達要観察率の推移

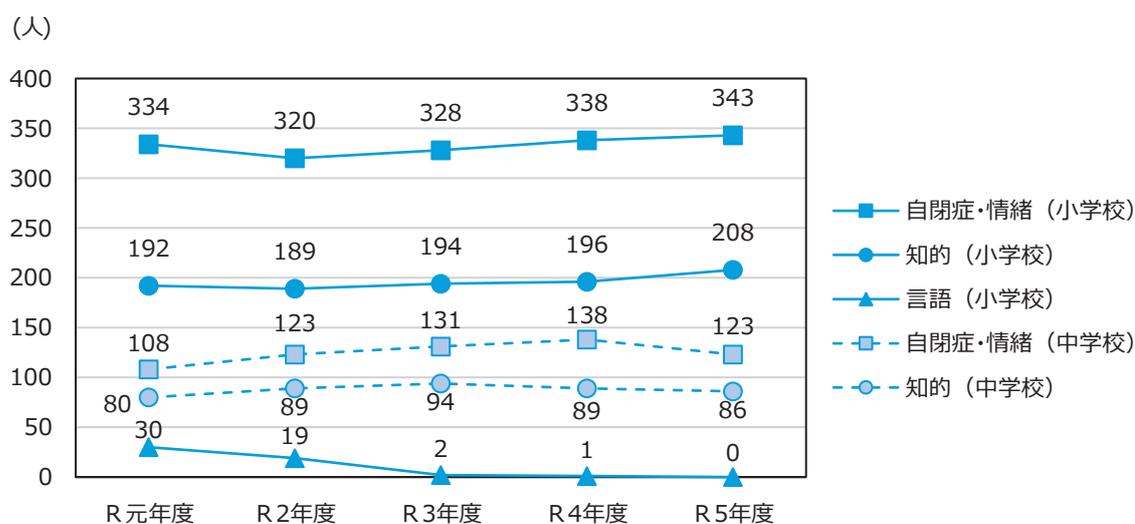


資料：健康づくり推進課

(2) 発達障害などのあるこどもの推移

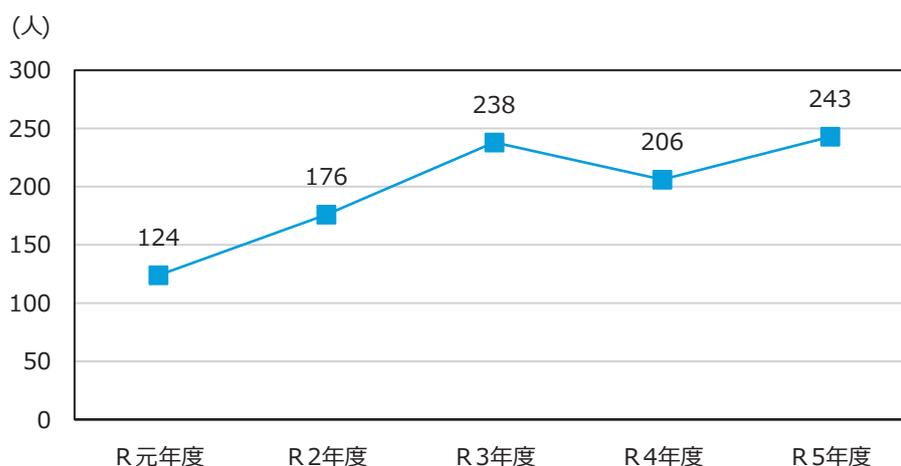
自閉症・情緒障害学級や知的障害学級に在籍する児童数について、小学校ではやや増加傾向にあり、中学校では年度ごとに増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。また、小中学校の自閉症・情緒障害などの特別支援学級在籍者数及び通級指導教室利用者数の割合は、令和元年度の4.7%から、令和5年度の6.8%に増加しています。障害の状況に応じて、通級指導教室や面接相談を利用している児童生徒がいます。令和4年度文部科学省調査結果によると、発達障害*の可能性がある特別な教育的支援を必要とする小中学生は、全国で8.8%となっています。

図42 小中学校の特別支援学級（自閉症・情緒、知的、言語）在籍者数の推移



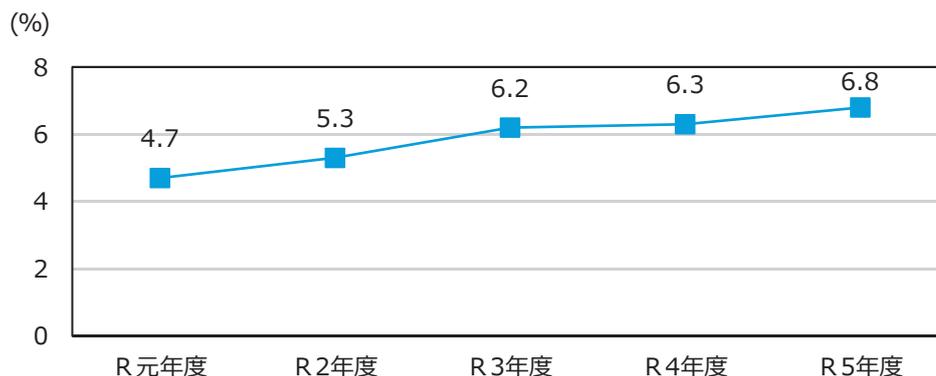
資料：学務課

図43 通級指導教室利用者数の推移



資料：学務課

図44 特別支援学級（自閉症・情緒）在籍者数及び
通級指導教室利用者数の割合の推移

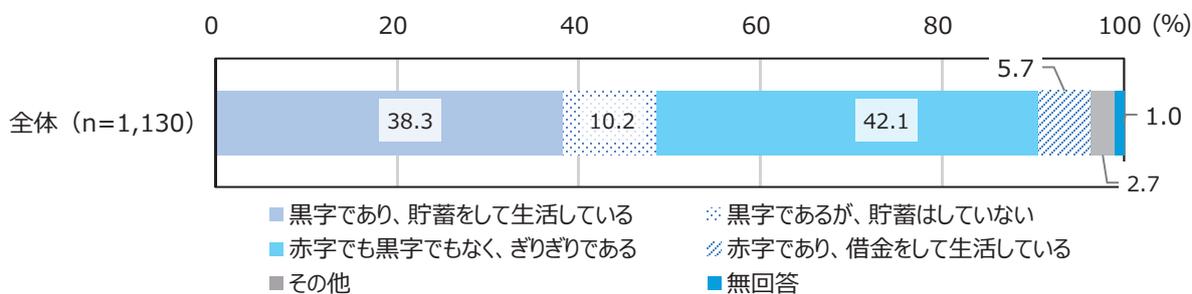


資料：学務課

(3) 子育て世帯の家計

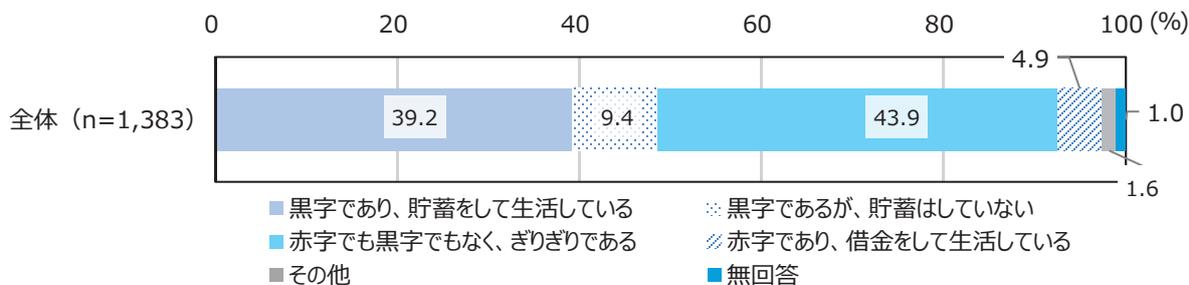
家計について、就学前児童の保護者調査では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が42.1%、「赤字であり、借金をして生活している」が5.7%、小中学生の保護者では、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が43.9%、「赤字であり、借金をして生活している」が4.9%となっています。

図45 家計について、最も近いもの（就学前児童）



資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

図46 家計について、最も近いもの（小・中・特別支援学校）



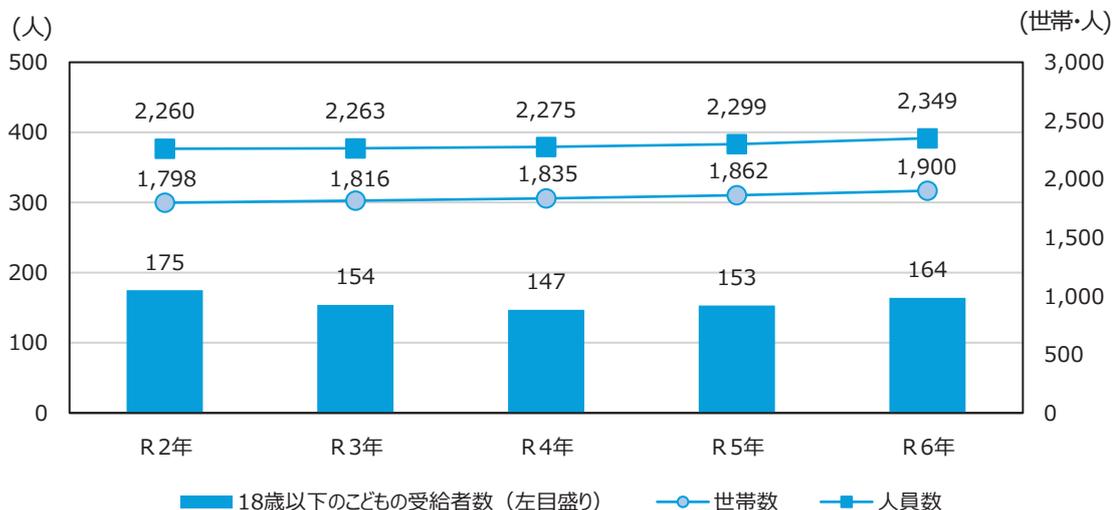
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(4) 生活保護

生活保護については、被保護世帯・人員ともに増加傾向が続いています。

こどもが減少する中において、生活保護を受給する18歳以下のこどもの人数も減少していましたが、令和5年から増加傾向に転じています。

図47 生活保護被保護世帯・人員及びこどもの受給者数の推移



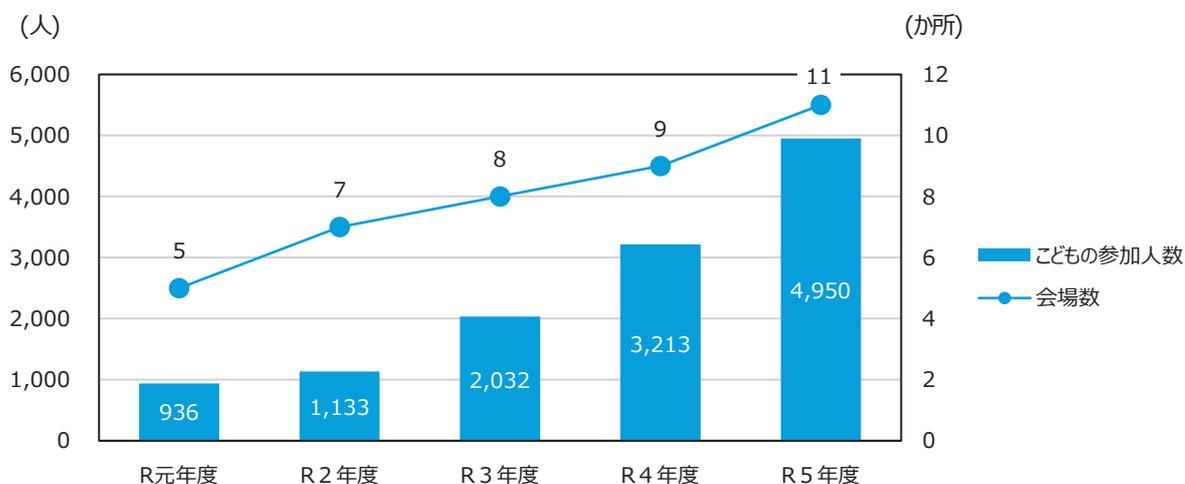
資料：生活支援課（各年4月1日現在）

(5) 地域子ども食堂

地域住民による手作りの温かい食事を低額で提供し、こどもの孤食防止を図り、住民による見守り体制を構築するとともに、こどもから高齢者までが交流する機会づくりを推進しています。

参加人数は増加傾向にあり、令和5年度には、市内11か所で4,950人のこどもが参加しています。

図48 地域子ども食堂のこどもの参加人数の推移



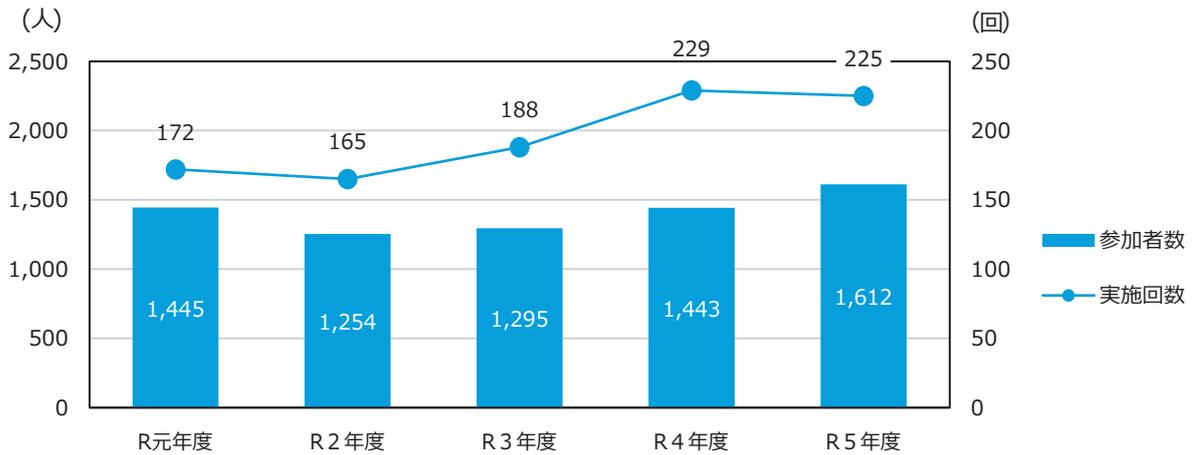
資料：福祉総務課

(6) 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援

平成28年度から市内4か所（日立・十王・多賀・南部教室）で事業を開始し、令和2年度からは、日高教室を加えた5か所で実施しています。

学習環境が十分ではない生活困窮世帯のこどもに対して、無料学習塾を開催し将来の可能性を広げることにより貧困の連鎖解消を目指しており、参加者数は、令和3年度から増加傾向にあります。

図49 学習支援事業に参加する児童生徒数の推移

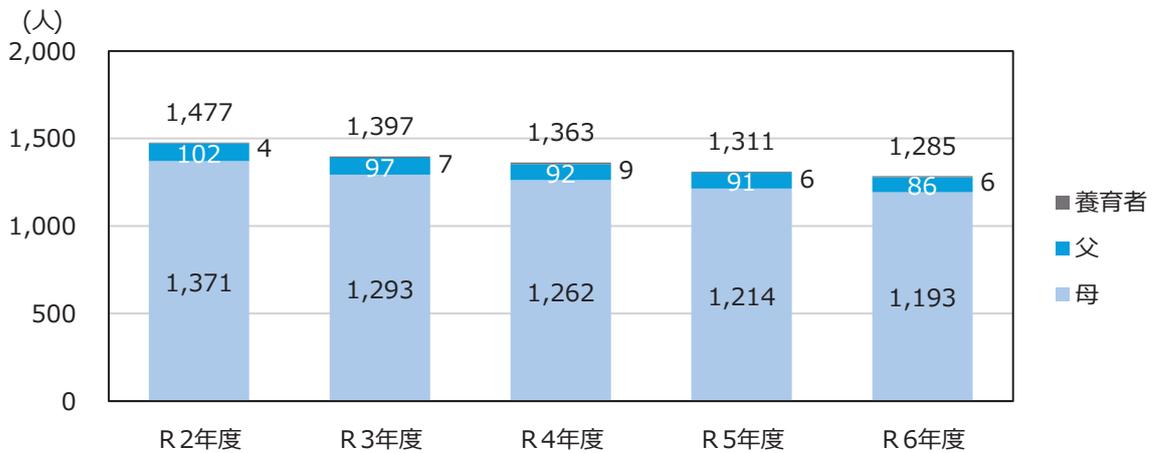


資料：生活支援課

(7) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当は、ひとり親家庭の児童について、その父・母又はその養育者に対して支給することにより、児童の福祉の増進を図るための手当です。児童扶養手当受給者数は、こどもの減少に伴い年々減少しており、令和6年度で1,285人となっています。

図50 児童扶養手当受給者数の推移

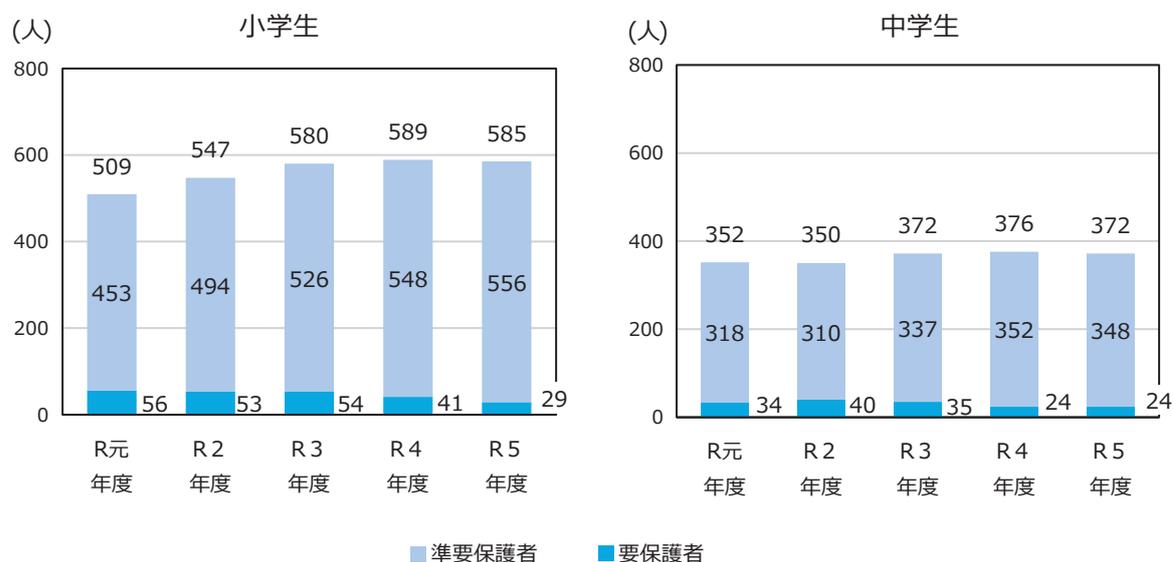


資料：子育て支援課（各年度4月1日）

(8) 就学援助認定者数

学校に必要な費用の負担が、経済的に困難な家庭に必要な援助を行っています。こどもの数が減少する中において、令和3年度からは小中学校ともに、就学援助認定者数はほぼ横ばいとなっています。

図51 就学援助認定者数の推移

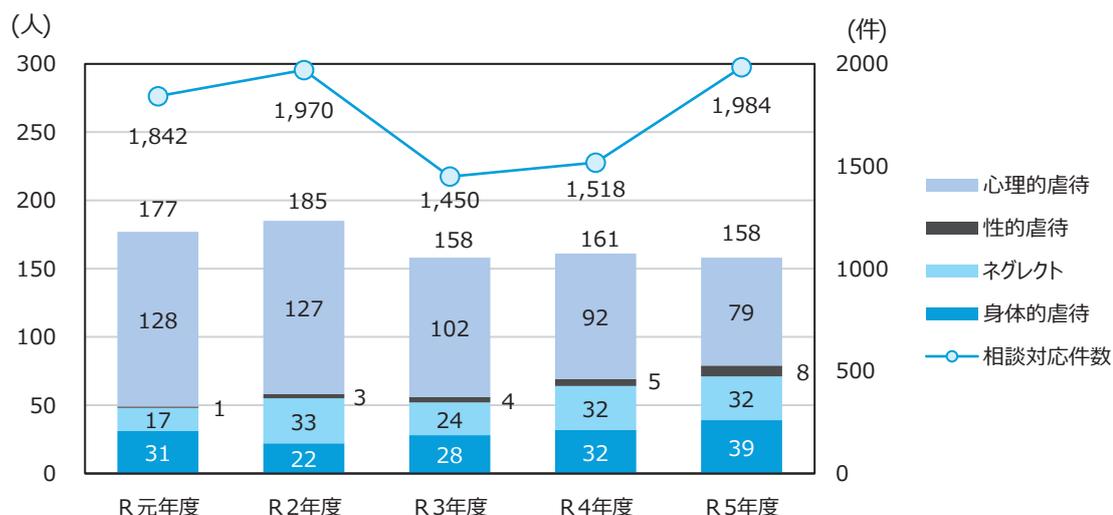


資料：学務課（各年度3月31日）

(9) 児童虐待

児童虐待を受けて新たに対応した児童数は、ほぼ横ばいとなっていますが、児童虐待に関する相談対応件数は、令和4年度から増加傾向にあります。

図52 児童虐待を受けて新たに対応した児童数（相談区分別）と延べ相談対応件数



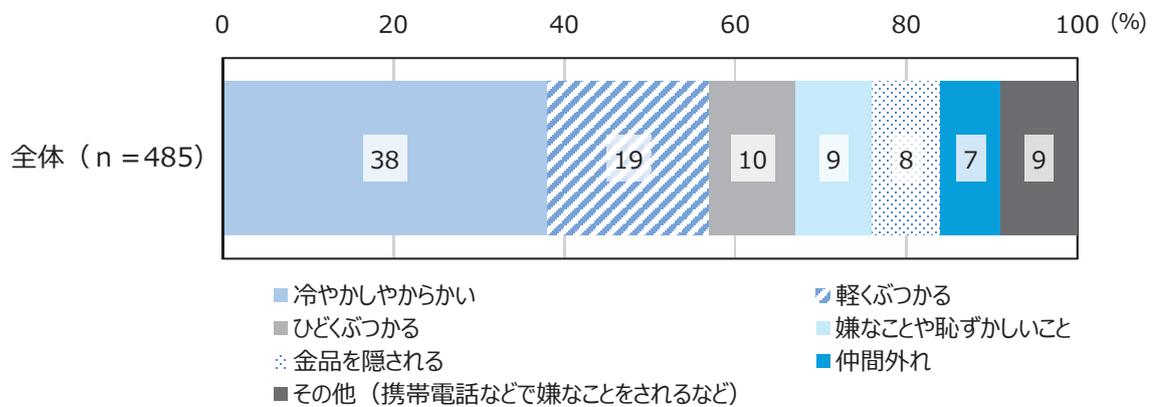
資料：子育て支援課

(10) いじめの態様

令和5年度におけるいじめの態様については、小学校、中学校ともに「冷やかしやからかい」が一番多くなっています。次いで、小学校では「軽くぶつかる」、「ひどくぶつかる」が、中学校では「携帯電話などで嫌なことをされる」、「金品を隠される」が多くなっています。

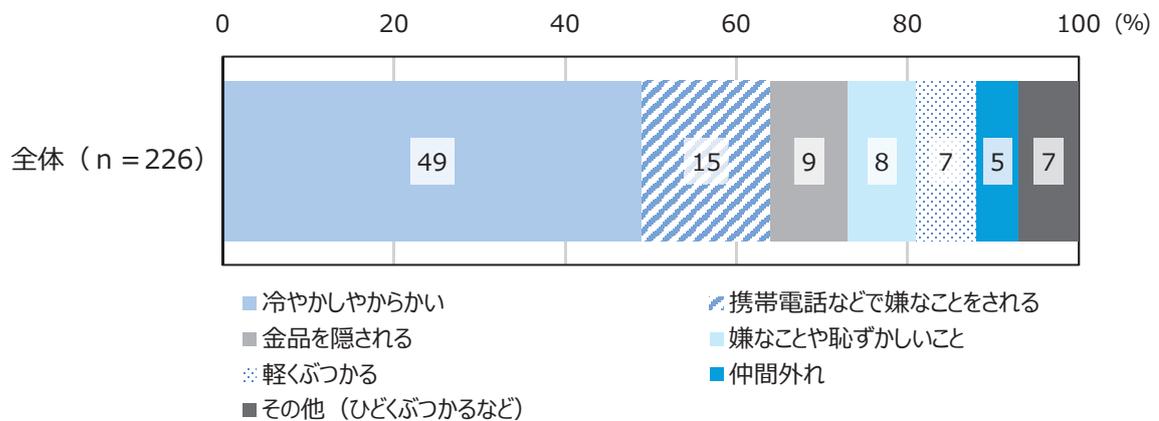
※ 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいう。

図53 いじめの態様件数の割合（小学校）（令和5年度）



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

図54 いじめの態様件数の割合（中学校）（令和5年度）



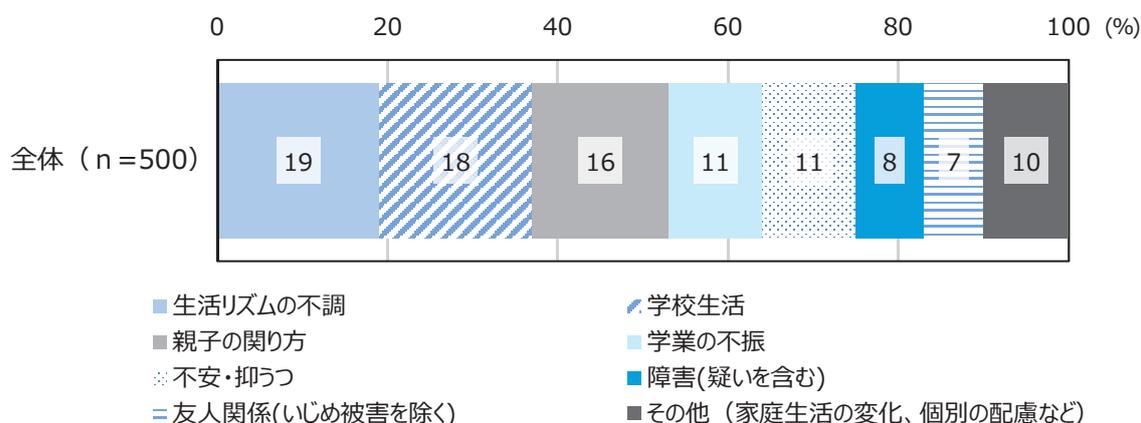
資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

(11) 不登校児童生徒からの相談内容

令和5年度における不登校児童生徒からの相談内容は、小学校では「生活リズムの不調」、「学校生活」、「親子の関わり方」の順に多くなっています。また、中学校では、「学校生活」、「生活リズムの不調」、「不安・抑うつ」の順に多くなっています。

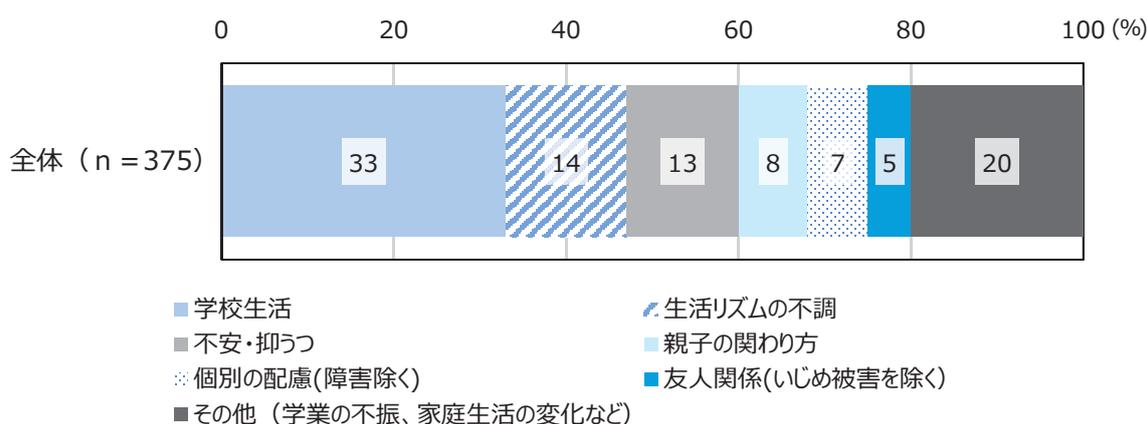
※ 「不登校」とは、年度内に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）長期欠席者のうち、主な理由が、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者をいう。

図55 不登校児童からの相談内容の割合（小学校）（令和5年度）



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

図56 不登校生徒からの相談内容の割合（中学校）（令和5年度）



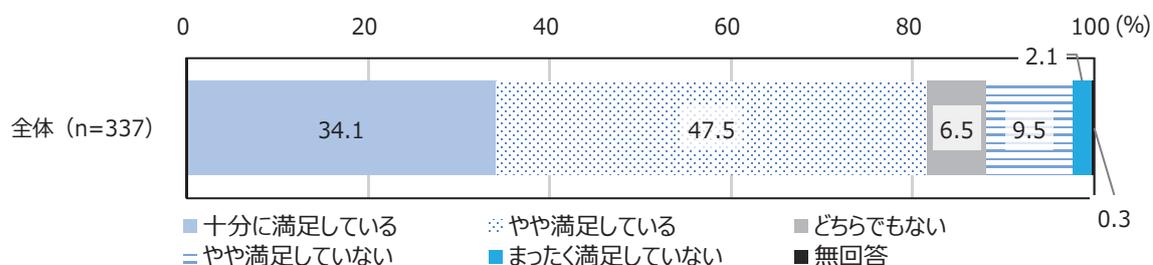
資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

4 若者の実態

(1) 生活の満足度

若者の生活の満足度は、「十分に満足している」が34.1%、「やや満足している」が47.5%と、満足している割合が8割に達しています。

図57 自身の生活の満足度



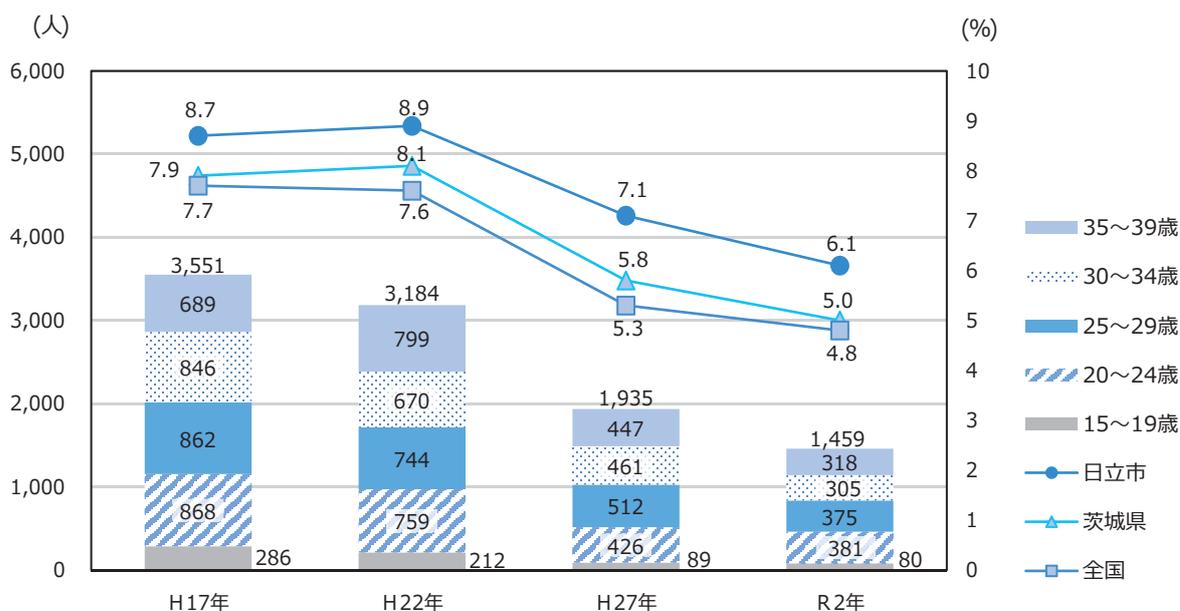
資料：日立市子育て支援等に関するニーズ調査

(2) 失業者などの状況

ア 完全失業者

日立市の若者の完全失業者※数は、各年齢階層とも減少傾向にあります。また、完全失業率も低下傾向にあります。また、全国、茨城県と比べると高い割合で推移しています。

図58 若者の完全失業者数と完全失業率の推移

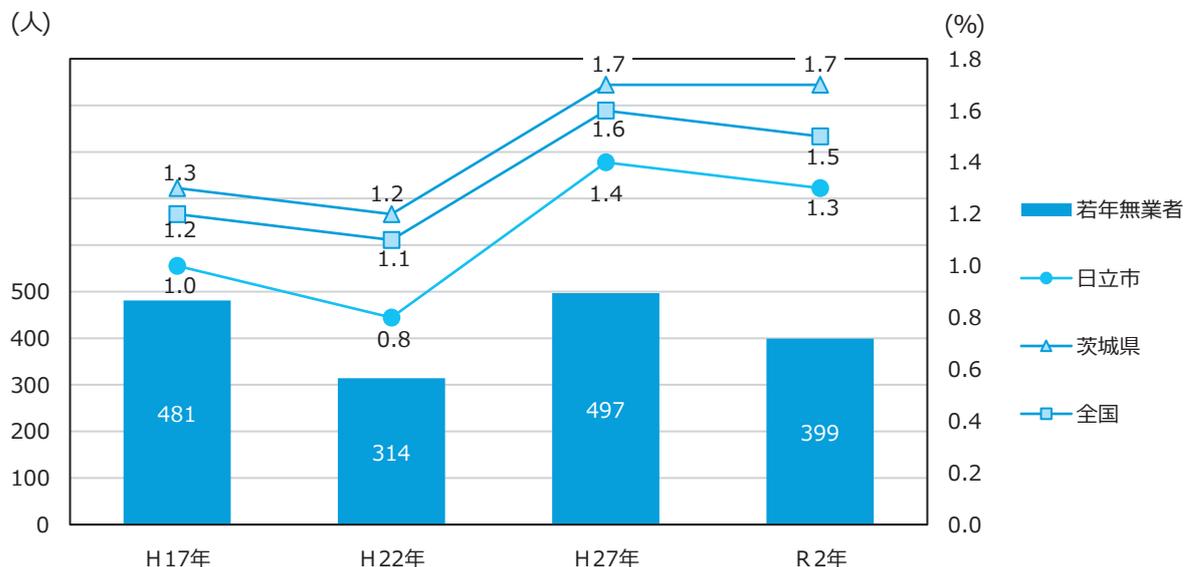


資料：国勢調査

イ 若年無業者（ニート）

日立市の令和2年の若年無業者*数は399人となっています。また、15～34歳の人口に占める若年無業者の割合は、全国、茨城県と比べると、低い割合で推移しています。

図59 若年無業者数と15～34歳の人口に占める若年無業者の割合の推移



資料：国勢調査

ウ ひきこもり

令和4年のひきこもり状態にある人の推計は、15歳から39歳の若者で62万人とされており、平成27年から増加しています。

図60 ひきこもり状態にある人の推計数（全国）

区分	15～39歳	40～64歳	合計
H27年	54万人	61万人	115万人
R4年	62万人	84万人	146万人

<内閣府調査におけるひきこもりの定義>

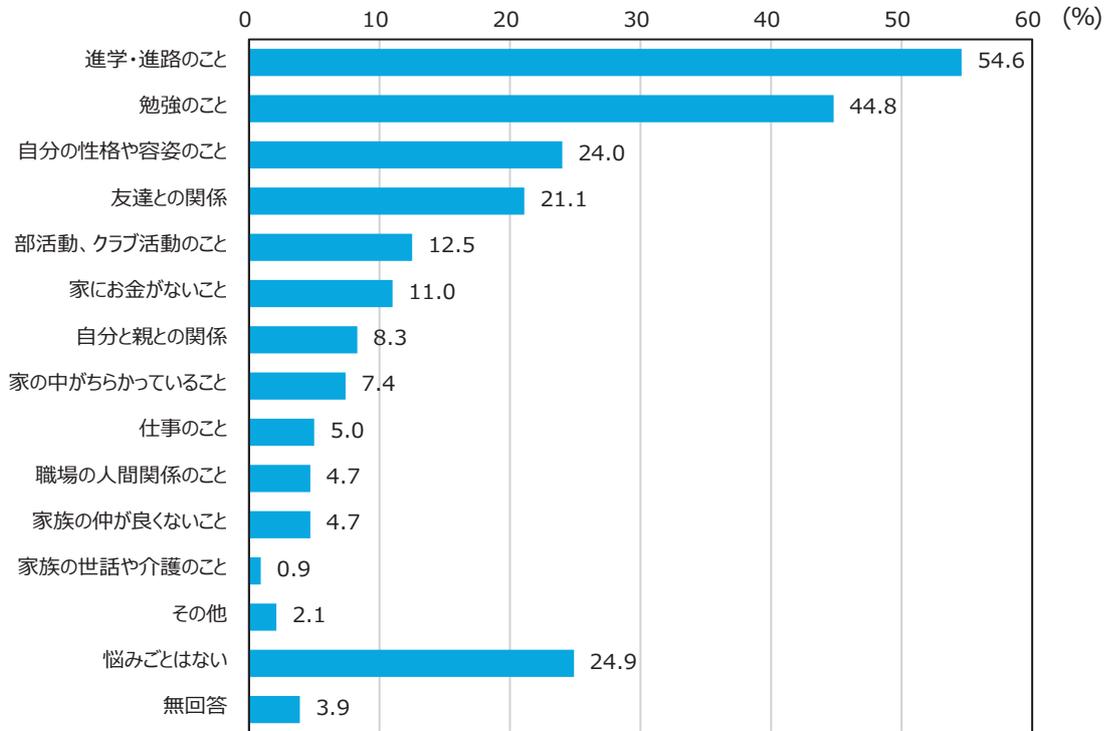
ひきこもりの 広義の ひきこもり	準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	
	狭義の ひきこもり		普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
			自室からは出るが、家からは出ない
			自室からほとんどでない

資料：平成27年「若者の生活に関する調査（内閣府）
令和4年「こども・若者の意識と生活に関する調査（内閣府）」

(3) 若者の悩みや相談先

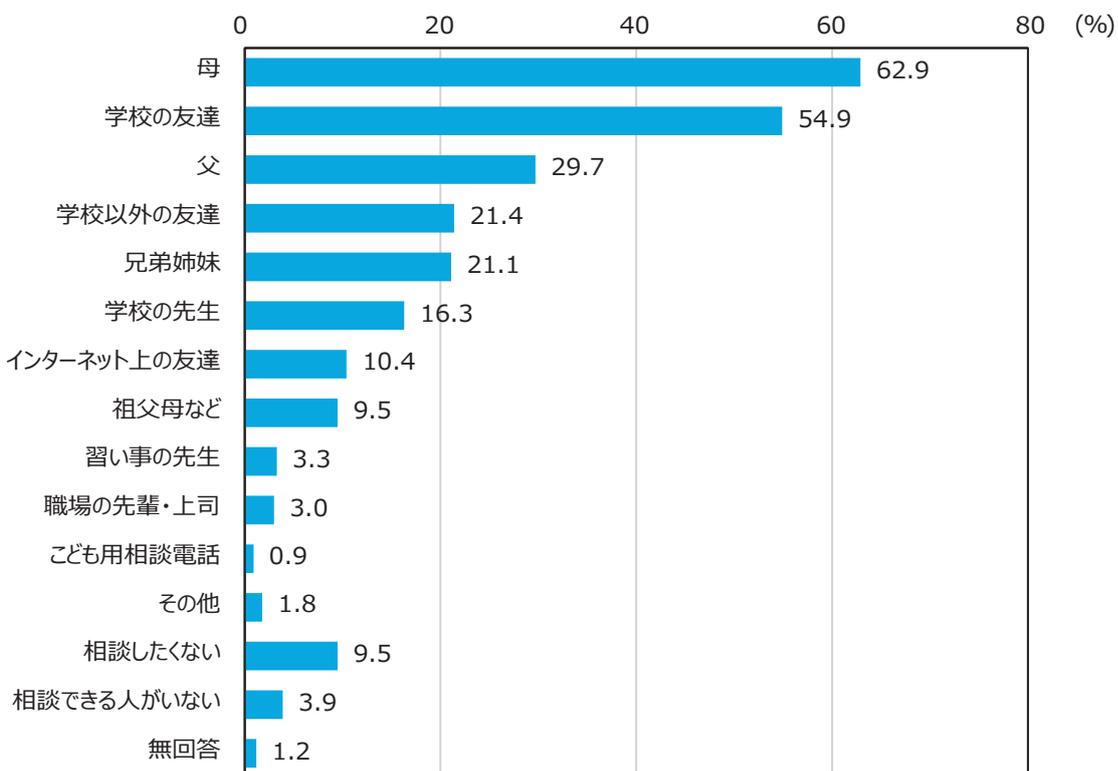
若者の悩みは、「進学・進路のこと」が54.6%、「勉強のこと」が44.8%と高く、また、悩みごとの相談先は、「母」が62.9%、「学校の友達」が54.9%と高くなっています。

図61 自身や家族に関する悩みごと



資料：日上市子育て支援等に関するニーズ調査

図62 悩みごとの相談先



資料：日上市子育て支援等に関するニーズ調査

1 基本理念

本市はこれまでも、安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが健やかで幸せに成長できるよう、子どもと子育てに関する支援施策を総合的に推進してきました。

本計画においては、これまでの考え方を継承しつつ、さらに、ひたらしさを生かした施策を展開することにより、子どもや若者が、心身の状況や置かれている環境などにかかわらず、心豊かに育つことのできる社会の実現を目指して、基本理念を次のとおり定めます。

子ども・若者が未来への夢や希望を持って

成長できるまち ひたち

子どもや若者が自分らしさや可能性を最大限に発揮し、
夢や将来に対して前向きな希望や目標を持ち、
健やかに成長していけるまちをめざす



2 基本目標

基本目標Ⅰ：未来を担うこどもの成長を支える

こどもの人権と個性を尊重し、こども一人ひとりの最善の利益が実現され、健やかな成長とその生活が保障されることを第一に考え、生まれ育った環境や障害の有無などに関わらず、全てのこどもが幸せな生活を送れるよう支援を推進します。

また、多様な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を高めるとともに、人間性を磨き高められるよう支援を続けます。

基本目標Ⅱ：安心してこどもを産み育てられる環境を整備する

誰もが安心して出産・子育てができ、子育て当事者が不安や負担、孤立感を抱くことなく、こどもの成長に喜びや楽しさを見だし、ゆとりを持ってこどもに向き合えるよう、相談体制の充実など、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備に取り組みます。

また、多様なニーズに対応できる教育・保育環境を整備することにより、就労と子育てが両立できるよう支援に取り組むなど、家庭や保護者の子育て力を高めるための視点を大切にした支援を推進します。



子どもセンター



親子遊びの様子

基本目標Ⅲ：配慮が必要な子どもと家庭を支援する

困難な状況に置かれている子どもや家庭を誰ひとり取り残さず、それぞれの特性やニーズに応じた相談対応や、関係機関と連携した継続的な支援を行うことにより、配慮が必要な家庭を社会全体で支え、ヤングケアラー[※]や子どもの貧困対策などに取り組みます。

また、妊産婦及び子育て中の保護者を孤立させず、児童虐待を未然に防ぐため関係機関が連携して必要な支援を推進します。

基本目標Ⅳ：若者の希望の実現と社会的自立を応援する

全ての若者が自らの力を発揮し、地域社会に貢献できる力を育み、将来の夢や希望を見つけ実現できるよう、社会的自立を応援する取組を推進します。

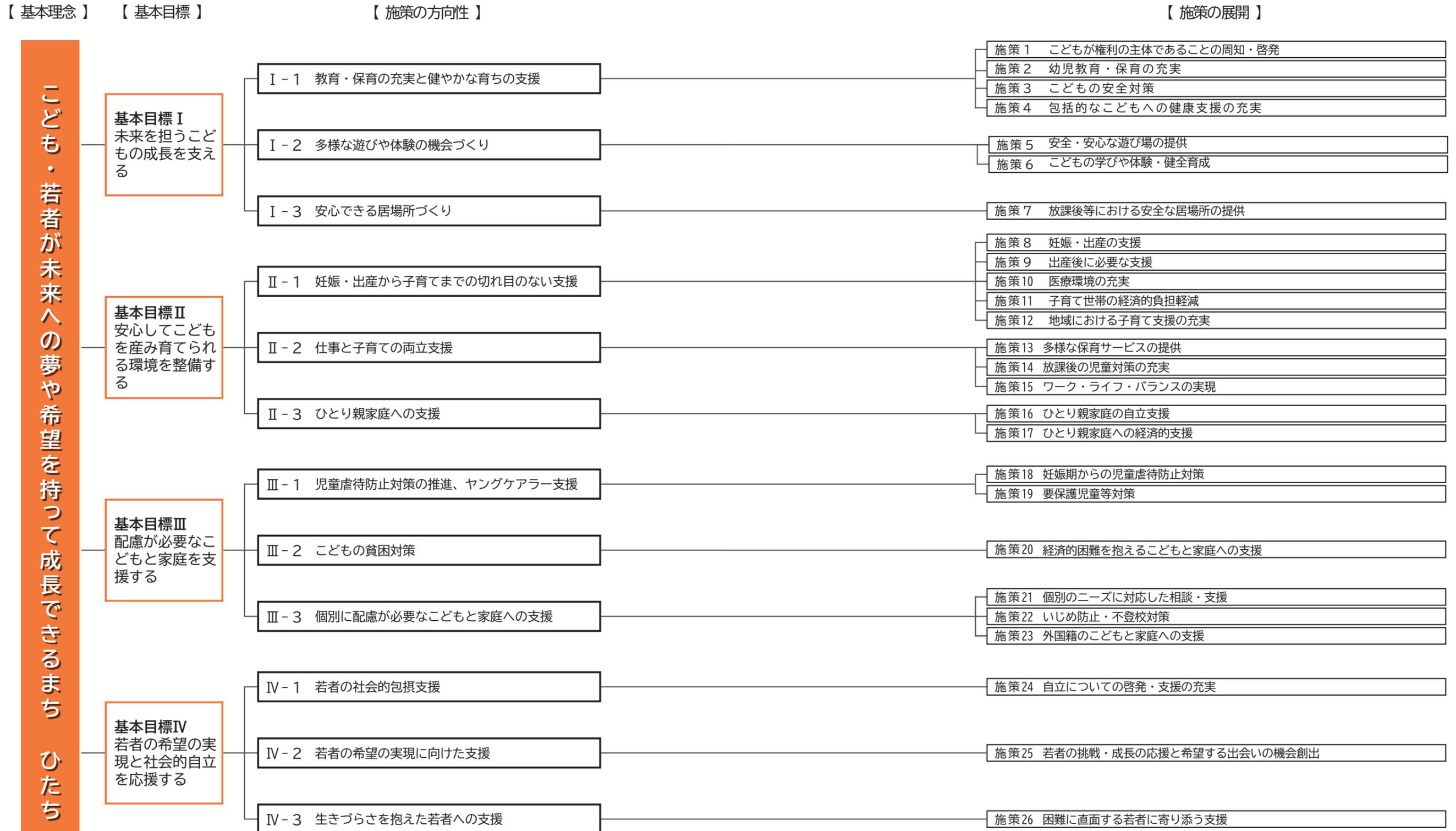
また、社会生活に困難を有する若者については、相談や社会参加への支援、居場所づくりなどを通じて、地域が温かく受け入れる環境づくりを進めます。



ひたち若者ががやき会議全体会

3 施策の体系

計画の基本理念、基本目標の実現に向けて、12の方向性、26の施策を体系化し、展開します。



4 重点項目

計画の基本理念に基づき、全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、計画期間の5年間に取り組むべき重点項目を次の6項目とします。

(1) こども・若者、子育て家庭への切れ目のない支援

基本目標Ⅰ～Ⅳ

こども・若者、子育て家庭に対する各種支援の充実のほか、様々なニーズに即したサービスを提供するための支援体制の強化を図ります。また、各ライフステージに応じた市の取組に関する情報提供や手続のデジタル化を進め、誰もが手軽に必要な支援を受けられる環境づくりを推進します。

(2) 働きながら子育てしやすい環境の整備

基本目標Ⅰ、Ⅱ

子育て中の保護者が安心して就労できるよう、保育需要に対応した保育定員の拡大を図るとともに、教育・保育の質の向上を進めるなど、様々な保育サービスを充実させます。また、学童期の放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブの安定的な運営と支援員の質の向上を図るための取組を進めます。

(3) 地域のこども・子育て支援の充実

基本目標Ⅱ

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、こどもに関する様々な相談を受ける窓口の体制整備や、子育て支援センターなど身近な地域における子育て家庭を支援する事業を充実させます。また、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、令和8年度からの本格実施に向けた準備とニーズに沿った運営を進めます。

(4) 個別に配慮が必要なこどもと家庭への支援

基本目標Ⅲ

発達などに課題があるこどもを早期に発見し、相談、発達支援、療育につなぐなど、こどもの成長に合わせた切れ目のない支援や、外国籍の親子が円滑に教育・保育を受けられるよう支援策を検討します。また、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、家庭、地域、社会が一体となってこどもの育ちを支えていきます。

(5) 児童虐待防止対策の強化

基本目標Ⅲ

児童虐待は妊娠期からの支援が重要であり、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援が必要なため、令和6年4月に設置した「こども家庭センター」を中心に、母子保健、児童福祉が更なる連携を図り、一体的に児童虐待防止に取り組みます。

(6) 若者が自分らしくいられる取組の推進

基本目標Ⅳ

「こどもまんなか社会※」を実現するため、こどもや若者が安全・安心に過ごすことのできる居場所の確保を推進するとともに、若者が自分らしさを大切にしながら本市で暮らせるよう施策を展開していきます。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 未来を担うこどもの成長を支える

◆施策の方向性Ⅰ-1 教育・保育の充実と健やかな育ちの支援

【現状と課題】

- 令和5年4月に施行されたこども基本法などにおいて、全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、多様な人格・個性が尊重されるとともに、こどもにとって最善の利益を図ることが示されています。
- こどもの権利を守るためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こども自身が自らの権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など社会全体で共有していく必要があります。
- 女性の就業率の向上などによる共働き世帯の増加など、家族の在り方や子育て家庭を取り巻く環境は多様化しています。本市では、平成27年度の「子ども・子育て支援新制度※」施行以降、保育の提供体制などの整備を進め、年度当初の待機児童は解消していますが、年度途中で待機児童が発生しており、今後も保育提供体制の確保を計画的に推進する必要があります。
- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとともに、学童期への準備段階であることから、こどもの健やかな成長のため、教育・保育の質の向上を図ることや、小学校教育へのスムーズな移行に努める必要があります。
- インターネットやSNSを通じた犯罪や交通事故など、こどもが被害者となる事案が後を絶たないことから、こどもを守るための対策は、地域全体で取り組むべき課題となっています。
- こどもが自らの発達段階に応じて、心身の健康や性に関する正しい知識を得てセルフケアをしたり、自分に合ったサポートを受けることができるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談支援を行っていくことが必要です。

施策1 こどもが権利の主体であることの周知・啓発

■こどもの権利を大切にする意識の醸成・人権教育の推進

こどもが権利の主体であることを社会全体が認識し、こども自身も自らの権利を自覚することができるよう、こども基本法やこどもの権利についての周知・啓発に取り組みます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
1	こどもの権利に関する周知・啓発	オレンジリボン※・児童虐待防止推進キャンペーン（11月）に合わせて、こどもの権利に関する広報・啓発を行い、こどもの権利について考える気運の醸成を図ります。	

主な取組・事業のひたちらしさの列の  印は、独自の工夫を加えた取組や、本市ならではの誇るべき「ひたちらしさ」を活かした取組です。

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
2	人権教育、 道徳教育の充実	学校教育活動全体を通じて、生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育むため、人権教育・道徳教育の充実を図ります。	
3	市HP等での こども向け情報発信	こどもの権利に関する情報などについて、市のホームページで分かりやすく発信するなど、こども向けに情報発信を行うことにより、こどもの社会参加を促進します。	

施策2 幼児教育・保育の充実

■教育・保育環境の整備

保育需要に対応するため、引き続き、幼稚園の認定こども園化への支援などを行い、保育定員の拡大を図るとともに、各種の取組により育児の負担軽減を図ります。

■教育・保育の質の向上

教育・保育の更なる質の向上を図るため、保育園・幼稚園・認定こども園などとの情報共有、意見交換を実施するとともに、研修会の開催などによる保育士などの人材育成を行います。

■教育・保育人材確保の推進

教育・保育の量的確保や質の向上を図るため、保育士などの職場環境の改善や業務負担軽減に向けた取組を進め、担い手である保育士などの確保に努めます。

■デジタル化の推進

保育士の負担軽減や保護者の利便性向上を図るため、保育業務のデジタル化を推進します。

■幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

こどもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児教育・保育から小学校教育へのスムーズな移行やこどもの学びの連続性を考慮した教育活動の充実に努めます。

■こども誰でも通園制度の実施

働き方やライフスタイルに関わらず、乳幼児期の良質な成育環境を確保できるよう、こども誰でも通園制度を実施します。

〈主な取組・事業〉

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
4	保育の提供体制の確保	認定こども園化への支援などにより保育定員を拡充し、待機児童を解消します。	
5	幼児教育・保育の充実	幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく幼児教育・保育の充実を図ります。	
6	認可外 保育施設への支援	認可外保育施設における保育環境の充実を支援します。	
7	保育士等に対する 資質向上研修	保育士などの指導力向上や特別支援教育の充実に向けた研修の機会を確保し、人材の育成を図ります。	
8	保育園等における ICTの活用	保育園などにおける業務のICT化を支援し、保育士などの業務負担の軽減や保護者の利便性向上を図ります。	
9	入園関係手続の オンライン化	保育園などの入園関係手続のオンライン化を推進し、保護者の負担軽減を図ります。	
10	幼児教育アドバイザー※ による指導・助言	幼児教育アドバイザーによる幼児施設、小学校への指導・助言を行います。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
11	保幼小連携の強化	保育園・幼稚園・認定こども園などと小学校が相互に連携し、幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。	
12	保幼小連携の推進のための研修会等の企画	幼児教育・保育と小学校教育の連携が円滑に図れるよう、保育者や小学校教員などを対象とした研修会などの企画運営を行います。	
13	移動図書館 (たかすず号)	乳幼児期から本に親しむ環境づくりの一環として、保育園・幼稚園・認定こども園などの園児及び小中学校の児童生徒を対象に、移動図書館による巡回図書貸出サービス事業を行います。	
14	こども誰でも通園制度	保育園などに通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、適切な遊びや生活の場として通園できる仕組みを整備し、こどもの健やかな成長や子育てを支援します。	
15	保育料の負担軽減	0歳から2歳児の第2子保育料無償化により保育にかかる経済的負担の軽減を図り、保育を利用しやすい環境を整備します。 (3歳以上及び第3子以降の保育料は国の無償化対象)	
16	障害児への教育・保育の充実	障害のあるこどもの個々の状況に応じて適切な教育・保育を実施し、こどもの成長、発達を支援します。	
17	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の能力を活用し、保育や地域子ども・子育て支援事業の受皿拡大を促進します。	
18	子ども・子育て支援事業者懇談会	子ども・子育て支援事業者との情報や意見交換、研修会などを定期的に開催し、予想される課題の検討など相互調整を図ります。	
19	職員配置基準の改善	1歳児の職員配置基準の見直しについて、国の動向を注視しながら、適切に対応します。	
20	医療的ケア児※の支援	公立保育園・幼稚園・小中学校などにおいて、医療的ケア児の受入体制を整え、心身の状況に応じた適切な支援を行います。	
21	保育士資格取得支援・保育者の復職支援	茨城県と連携しながら、保育士資格の取得支援や離職した保育士の復職支援に取り組み、保育士の確保に努めます。	
22	奨学金返還支援事業 (奨学生医療・介護・福祉職就業支援補助事業)	日立市奨学生ふるさと定住促進補助事業の対象者のうち、医療・介護・福祉分野の国家資格を取得の上、市内事業所に、その有資格者として就業した方に対し、奨学金返還金の一部(1/2)を補助します。(ふるさと定住促進補助金1/2+本補助金1/2で最大全額補助)	
23	女性の就業専門資格取得補助	女性の就業に役立つ資格を取得するための経費の一部を補助します。	
24	若者がかがやき事業 (若者資格取得補助)	若者の更なる能力向上(キャリアアップ)や就業機会の拡大を応援するため、各種資格の取得に係る経費の一部を補助します。	
25	公立保育園等での主食の提供	公立保育園及び認定こども園において、私立園で既に行っている主食の提供を導入し、食育の充実や食の安全・安心を確保するとともに、保護者の育児の負担軽減を図ります。	

施策3 こどもの安全対策

■こどもが安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

家庭や学校、地域が協力し、こどもが安全に安心して生活できるよう、見守り体制や生活環境の整備、犯罪や事故を防止するための取組を推進します。

■こどもへの安全教育の推進

こども・若者が日常生活における安全確保のために必要な知識を身に付け、事故や犯罪被害から自分自身を守るとともに、進んで安全・安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、発達を踏まえながら安全教育を推進します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
26	通学路の安全対策	関係機関との連携により、危険箇所の改善を図ります。	
27	子どもを守る安全マップの作成・配布	学区内の危険箇所を表示した安全マップを作成し、新入学児童に配布します。	
28	学校安全対策(不審者等対応)	各学校において「不審者対応マニュアル」、「下校時の安全対策マニュアル」を作成し、安全確保に努めます。	
29	子どもを守る110番の家の推進	「子どもを守る110番の家」協力者の確保により、不審者などに遭遇した際に保護を求めることができる体制を作ります。	
30	防犯パトロール・防犯啓発	防犯サポーターが、通学路や住宅街などを巡回し、犯罪の抑止を図るとともに、防犯教室や防犯訓練などを行います。	
31	交通安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校などで、こどもや保護者に、交通規則や自転車の乗り方などを指導し、交通安全を推進します。	
32	情報モラル教育	青少年を守るためのインターネット安全利用に関する啓発物の配布、インターネットを利用する時のルールやマナー標語の募集などにより、犯罪被害の未然防止を図ります。	
33	犯罪被害防止・非行防止	薬物乱用防止の啓発活動、地域のこどもたちを見守る街頭パトロールを実施します。	
34	防犯灯・防犯カメラの設置	安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市が所有する防犯灯の維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置を進めます。	
35	交通バリアフリーの推進	高齢者や障がい者などを含む全ての方が、自力で安全かつ自由に行動し、社会参加できるよう、「日立市交通バリアフリー基本構想」及び「日立市バリアフリー特定事業計画」に位置付けた取組を推進し、市内各駅を中心としたその周辺のバリアフリー化に取り組みます。	
36	いのちの教育	小学4年生親子を対象とした「助産師が伝えるいのちの教育」、中学3年生を対象とした「医師等が伝えるいのちの教育」により、思春期のこどもに対する理解や自他の生命を尊ぶ気持ちについて啓発します。	
37	自転車用ヘルメット購入費用補助事業	自転車利用時におけるヘルメット着用を推進するため、ヘルメット購入費用の一部を助成します。	

施策4 包括的な子どもへの健康支援の充実

■生活習慣の形成・定着

こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進のため、関係機関が連携し、生活習慣の基盤づくりとなる栄養教育、歯科教育などを実施します。

■健康教育の推進と性に関する教育の充実

性に関する科学的知識に加え、性情報への対処やお互いを尊重し合う人間関係など様々な視点から、性と健康に関する教育を行い、心身ともに健康で自立した大人として成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、健全育成に向けた取組を行います。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
38	いのちの教育（再掲）	小学4年生親子を対象とした「助産師が伝えるいのちの教育」、中学3年生を対象とした「医師等が伝えるいのちの教育」により、思春期の子どもに対する理解や自他の生命を尊ぶ気持ちについて啓発します。	
39	ライフプラン教育	高校生を対象として、医師会、助産師と連携し、性や妊娠・出産などに関する正しい知識の普及を図ります。	
40	保育園・認定子ども園における食育※の推進	食育計画に基づき、発達段階に応じた豊かな食に関する体験を行うことにより、食を営む力の基礎を培います。	
41	思春期の食育の推進	望ましい食習慣について、栄養士や栄養教諭などによる栄養教育の充実を図ります。	
42	歯と口腔の健康教育	歯科医師会と連携し、小学校、地域などにおいて歯みがき教室を行うとともに、各中学校で歯と口の健康教育を実施し、歯と口の健康づくりに関する知識の普及を図ります。	
43	がん教育・生活習慣病予防教育	医師会と連携し、小中学生、高校生に対し、がん予防及び生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	

◆施策の方向性 I-2 多様な遊びや体験の機会づくり

【現状と課題】

- こども大綱では、国や地方公共団体、地域、学校、園、家庭、民間団体、企業などが連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが求められています。
- また、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、乳幼児の育ちにとって愛着の形成と豊かな遊びと体験が不可欠であり、安全・安心な環境の中で健やかな成長を支えることが必要であるとされています。
- こどもの健全な成長のためには、多様な体験や様々な世代の人との交流の中で広い視野を持ち、自己肯定感や社会性を身に付けることが大切です。全てのこども・若者のウェルビーイング※を支えるため、多様な体験活動の充実、多世代との交流促進などが求められています。

施策5 安全・安心な遊び場の提供

■こどもの遊び場

こどもが安心して過ごせる魅力ある遊び場などの整備推進を図り、こどもの豊かな成長や自立性、社会性を育てていくための機会創出を図ります。

■公園の環境整備

令和5年9月に策定した「日立市公園すてき化整備計画」に基づき、こどもと保護者が安全快適に利用でき、親しまれる憩いの場として、市民ニーズを踏まえた公園整備を行います。また、公園の遊具設備や広場の安全整備に努めます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	要	ひたちらしき
44	Hiタッチランド・ハレニコ!	北関東最大級の全天候対応型遊び場として、天候に左右されることなく、0歳から12歳までのこどもと保護者が遊べる場を運営します。		
45	保育園・幼稚園・認定こども園の開放	保育園・幼稚園・認定こども園の園庭などの施設を地域の親子に開放し、こども同士が安心して遊べる場を提供します。		
46	地域子育て支援拠点事業	子どもセンター・子どもすくすくセンター・子育て支援センター・子どもの広場などにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊び、交流できる場を提供するとともに、保育士などが相談支援を行い、子育て家庭の孤立を防止します。		
47	公園の施設管理	遊具の点検を年1回実施し、安全管理に努めます。また、自治会によるボランティア活動などにより、除草や日常点検を行います。		
48	おもちゃライブラリー(社会福祉協議会)	地域の育児支援ボランティアの協力のもと、乳幼児を持つ親子が自由に集い、おもちゃ遊びを通じて他の親子や地域住民との交流を図ります。		
49	公園の再整備	社会情勢の変化や市民ニーズに対応した公園の活用を含め、今後の整備について検討します。		
50	こども誰でも通園制度(再掲)	保育園などに通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、適切な遊びや生活の場として通園できる仕組みを整備し、こどもの健やかな成長や子育てを支援します。		

施策6 こどもの学びや体験・健全育成

■多様な学びや体験活動の推進

自然・科学・文化・社会体験や人との交流を通じて自身の能力を育み、可能性を広げることができるよう、豊かな心と体の育成支援や体験活動の充実を図ります。

■ふるさと教育の推進

地域の伝統行事に関する学習や文化的体験活動の充実を図ります。また、日立市の歴史や文化を学ぶ機会の創出を図り、郷土愛や郷土を誇りに思う気持ちを育みます。

■放課後や休日、長期休業中などを利用した体験や交流活動の充実

放課後や休日、長期休暇などを利用した様々な体験や異年齢の子どもたちと交流する機会を通じて、こどもの心身の健全育成を図ります。

■こどもの健全育成の推進

一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育つことを目指した取組を進めるとともに、こどもの健全育成には、ジェンダー平等の視点も重要であることから、性別による固定観念にとらわれず、自分らしく生きる力を育む取組を推進します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
51	スポーツ少年団の運営支援	様々なスポーツを楽しみながら、異年齢での集団活動や自主・自立的な活動により、青少年の健全な心と体を育てます。	
52	職業探検少年団の運営支援	子どもたちが様々な職業を年間プログラムで探検（見る・聞く・体験）することにより、働くことの大切さや楽しさを学びます。	
53	総合型地域スポーツクラブの育成	地域の子どもから高齢者までが、親子体操教室やテニス教室、キャンプなど、様々なスポーツや交流を楽しむスポーツクラブの支援・育成を行います。	
54	文化少年団	子どもたちが関心ある内容を自由に選択し、様々な文化に触れ、体験します。	
55	子ども会活動の推進	子ども会育成連合会が行う異年齢の子どもたちの交流を推進する活動を支援し、子ども会活動の活性化を図ります。	
56	ひたち大好きパスポート	土曜日や長期休業期間中に公共施設の利用が無料となるひたち大好きパスポートを小中学生に配布し、休日における活動の場を広げます。	
57	放課後子ども教室	全ての小学生を対象に、学校の余裕教室などを活用して遊びや体験活動の場を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。	
58	未来パスポート※	児童生徒が自分のよさや将来の希望を記録し、担任や保護者が認め励ますことで、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高め、将来の夢を育みます。	
59	思春期自立啓発	『未来に生きる君たちへ 自立と共生』を副読本として作成し、中学生を対象に将来の人生選択について啓発します。	
60	中学生等社会体験事業	職場体験学習を実施し、社会人としての生き方やルールを学ぶ機会を提供します。	
61	ひたち子どもエコクラブ支援事業	未来を担う子どもたちに環境教育や環境学習の推進を図り、環境への関心の芽を育てるため、自然観察会（生物・植物）、環境に関する施設の見学、専門家による講座や実験などを行います。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
62	若者ががやき事業(高校生応援事業(高校生会))	高校生が休日などを利用して、自己研さんを図りながら、子ども会活動や各種事業への参加、協力を通じて、明るいまちづくりに貢献します。	
63	読書活動の推進	こどもたちの確かな学力と豊かな心、人生を生き抜く力を形成するため、家庭、地域、学校、図書館が連携し、読書活動を推進します。また、小中学校などへの巡回図書貸出サービス事業を行います。	
64	わくわくイングリッシュ	異なる年齢のこどもたちが、ゲームやアクティビティなどを通じて外国人の正しい発音による英語に触れることで、学習意欲やコミュニケーション力を高め、より実践的な英語を学び、達成感を得られる場を創設します。	
65	男女共同参画の啓発	男女共同参画教材を作成し配布します。男女共同参画に関する絵画や作文を募集し、男女共同参画について考えるきっかけを作ります。	
66	郷土学習・校外学習	郷土学習・日鉱記念館・日立オリジンパークでの学習や、日立シビックセンター天球劇場での星空学習など、特色ある教育施設を活用した学習を推進します。	
67	性的マイノリティ※理解促進	性的マイノリティに関する講演動画を校内研修や授業で活用するなど、性的マイノリティへの理解促進に努めます。	
68	ジェンダー平等・人権への理解促進	主に若年層に向け、多様性を尊重する心を育むための情報提供をSNSなどを活用しながら行います。	
69	ラジオ体操の普及	「郷土の宝」であるラジオ体操の普及に取り組み、郷土愛の育成及び健康増進を図ります。	



未来パスポート



ひたちこどもエコクラブ自然観察会の様子

◆施策の方向性 I-3 安心してできる居場所づくり

【現状と課題】

- こども大綱において居場所とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や人との関係性など様々なものが「居場所」になり得るが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるとされており、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進する必要があります。
- こども・若者が、家庭や学校以外にも安全に安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動の機会を得ることができ、自己肯定感を高められるよう社会全体でサポートすることが重要です。
- 共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、こどもが安全・安心に豊かな時間を過ごすことができる放課後などの居場所の確保が必要となっています。また、放課後の時間は、多くの人との関わりや体験を通じて、こどもたちが協調性や主体性を育みながら成長できる取組を進める必要があります。

施策7 放課後等における安全な居場所の提供

■放課後児童対策の推進

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の環境を整備し、放課後などに児童に対して適切な遊びや生活の場と安全・安心な場所を提供するとともに、学習やスポーツ・文化活動、体験・交流活動の充実を図ります。

■多様なこどもの居場所づくりの推進

こども・若者が放課後などを安全・安心に過ごせる自分に合った複数の居場所を持てるよう、多様な居場所づくりに向けた検討を進めます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
70	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携推進	全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごせるような多様な居場所づくりの推進のため、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携した運営を推進します。	
71	放課後児童クラブと放課後子ども教室の環境整備	放課後児童クラブと放課後子ども教室の環境を整備し、放課後などに、児童に適切な遊びや生活の場と安全・安心な居場所を提供するとともに、学習やスポーツ・文化活動、体験・交流活動の充実を図ります。	
72	地域子ども食堂に対する運営支援	子ども食堂を運営する団体を支援し、こどもの孤食防止を図り、住民による見守り体制づくりを推進するとともに、こどもから大人まで交流できる機会づくりを進めます。	
73	図書館における学習スペースの提供	主に生徒（中学生・高校生）を対象に、図書館内に学習できるスペースを確保し、放課後や休日における学習の場を提供します。	
74	教育プラザにおける学習スペースの提供	主に生徒（中学生・高校生）を対象に、施設内に学習できるスペースを確保し、放課後や休日における学習の場を提供します。	
75	子ども会活動の推進（再掲）	子ども会育成連合会が行う異年齢のこどもたちの交流を推進する活動を支援し、子ども会活動の活性化を図ります。	

基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てられる環境を整備する

◆施策の方向性Ⅱ-1 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援

【現状と課題】

- 妊娠期・産後期における母子の健康保持を図るため、妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種、産前・産後の相談支援を実施するなど、切れ目のない支援体制の充実に取り組んでいます。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代を担うこどもの健やかな成長に資することを目的として児童手当を支給しているほか、保育園・幼稚園・認定こども園などの保育料の負担軽減の取組を行っています。
- 市内 22 か所に地域の中で気軽に相談できる環境を整えているほか、保護者同士が交流できる場を提供しています。
- 少子化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子育て家庭が、子育てに不安を抱え、孤立することがないように、子育てを地域で支えることが重要です。
- 子育て支援等に関するニーズ調査では、子育て家庭が望む公的支援として「経済的支援の充実」が多く挙げられており、経済的負担の軽減に向けた取組が求められています。
- 若者世代の人口減少に伴い、出生数が減少傾向にある中においても、市民が安心してこどもを産み育てられるよう医療環境の整備に努める必要があります。

施策8 妊娠・出産の支援

■妊娠・出産に係る相談体制の充実

妊娠中から助産師・保健師などの専門的な相談支援を実施するとともに、関係機関が連携・協働し、適切なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進し、特に産前・産後に安定した生活が送れるよう支援体制の更なる充実を図ります。

■不妊症や不育症※に関する支援

不妊で悩む方が、気軽に相談できるよう相談窓口の周知を図ります。また、不妊及び不育症の治療費負担の軽減を図るため、不妊及び不育症治療費助成事業について周知し、その利用促進に努めます。

■母子保健の充実

母子ともに安心して生活できるよう、妊婦健診や健診結果に基づく保健指導を行うなど、母体及び胎児の健康を支援します。また、母子手帳アプリの活用や子育て応援ウェブなどを通じて、タイムリーな情報発信を行います。

■産前・産後の支援

産前・産後の支援を必要とする世帯に対し、各種施策を実施することで、妊産婦や養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前・産後の生活を支援します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	要	ひたちらしさ
76	母子健康手帳の交付	妊娠届出時に母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業などの情報を提供します。併せて妊産婦健康診査受診票などを交付します。		

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
77	電子母子手帳「ひたち母子手帳アプリ」配信事業	電子母子手帳「ひたち母子手帳アプリ」を配信し、デジタルを活用した子育て支援により、市民の利便性の向上を図ります。また、出産後は、予防接種スケジュールリング機能により、乳幼児の予防接種についてプッシュ配信を行い、確実な接種を支援します。	
78	こども家庭センター	母子保健と児童福祉が協働・連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に努め、こどもと子育て家庭のニーズや悩みに寄り添い、切れ目なく包括的な支援を提供します。	
79	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査の定期的な受診を勧奨し、健診結果に基づく保健指導を行うなど、母体及び胎児の健康を支援します。また、出産予定日を過ぎて出産する方に対し、健康診査費用の助成を17回まで延長します。さらに、多胎妊娠をしている方に対しては、健康診査費用の助成を最大5回分拡充します。	
80	マタニティ子育てタクシー費用助成	妊産婦及び乳児の通院にかかるタクシー料金を助成します。	
81	子育て世代禁煙治療費助成事業	受動喫煙を防ぐため、妊婦又はこどもと同居し、禁煙を希望する方に対して、禁煙治療に要する費用の一部を助成します。	
82	マタニティスクール、プレパパ・ママの子育てスクール	安心して出産・子育てができるように、妊娠・分娩の生理、栄養、口腔の健康、沐浴法、育児などについて、正しい知識や技術の提供を行います。	
83	産前・産後ママサポート事業	産前から産後までにおける切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から産後2歳未満のこどもがいる家庭に対し、必要に応じて自宅でのヘルパーによる家事支援・育児支援を行います。	
84	産婦健康診査事業	産後うつ予防及び乳児への虐待予防を図るため、出産後2週間及び1か月の産婦に対し、医療機関における健診費用を助成することにより、支援の必要な産婦を早期に把握することで、母子に対する支援につなげます。	
85	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の生殖補助医療（体外受精など）に対し助成を行います。	
86	不育症※治療費助成	不育症に悩む夫婦の不育症検査及び治療に対し助成を行います。	
87	お誕生おめでとう事業（出産祝金）	少子化対策及び子育て支援を目的として、次世代を担う児童の誕生を市全体で祝福するとともに、出産時の経済的支援として、お祝い金を贈ります。	
88	新生児誕生世帯ごみ処理袋支援事業	お子さんの誕生をお祝いし、紙おむつをたくさん使用する新生児誕生世帯に、エコバッグに入れたごみ処理袋を贈ります。	
89	妊婦のための支援給付	妊婦のための支援給付を実施することにより、経済的支援を行います。	
90	妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。	
91	妊婦に対する初回産科受診料支援事業	住民税非課税世帯又は同等の所得水準にある妊婦を対象に、母子健康手帳交付前の初回産科受診に要する費用の一部を助成します。	
92	妊産婦のためのオンライン保健指導	オンラインを活用した個別相談を実施し、妊産婦の不安の軽減を図ることにより、安全・安心な妊娠・出産・子育てを支援します。	
93	医療福祉費支給事業（妊産婦マル福）	妊産婦の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう、市独自の事業を拡充し支援します。 (市独自事業：所得制限の撤廃、対象診療科の拡大)	

No.	取組・事業名	概 要	ひたちらしさ
94	地域子育て支援拠点事業（再掲）	子どもセンター・子どもすくすくセンター・子育て支援センター・子どもの広場などにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊び、交流できる場を提供するとともに、保育士などが相談支援を行い、子育て家庭の孤立を防止します。	
95	乳児おむつ等購入費助成事業	市民が身近な地域で安心して子どもを出産できる産科医療体制を確保するため、日立保健医療圏内の産科医療機関（日立総合病院・高萩協同病院）で出産した保護者に対し、市内の指定取扱店でおむつやミルクなどを購入できる「ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券」を贈呈します。	

施策9 出産後に必要な支援

■出産後の育児支援

出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

■乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期支援

こどもの健康増進と、心身における病気の早期発見のため、健康診査などを充実させ、支援につなげるとともに、電話・オンラインなどで気軽に相談できる体制を整えます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概 要	ひたちらしさ
96	産後ケア事業	出産後1年未満の支援者がいない・育児不安のある方などを対象に、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を実施します。	
97	産前・産後ママサポート事業(再掲)	産前から産後までにおける切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から産後2歳未満の子どもがいる家庭に対し、必要に応じて自宅でのヘルパーによる家事支援・育児支援を行います。	
98	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスにつなげます。	
99	新生児検査費用助成	新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、聴覚検査費用に対する助成を行います。	
100	乳児1か月健康診査	疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施します。	
101	乳児健康診査	生後3～6か月に1回、生後9～11か月に1回、病気の早期発見や健康増進のため、健康診査を実施します。	
102	幼児健康診査	1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の集団健診を実施し、発育状況や育児状況を把握するとともに、保健指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	
103	2歳児歯科健康診査	おおむね2歳3か月の幼児を対象に歯科健康診査を実施し、むし歯の予防と正しい食生活などの啓発に努めます。	
104	5歳児健康診査	年中児を対象に、アンケートなどによって発達の様子を確認し、支援が必要と思われる子どもに対して、医師、専門職による診察などにより、こどもの特性について保護者の理解を促し、今後の支援につなげます。	
105	育児相談	保健センターや地域事業などにおいて、乳幼児の成長発達や子育てなどの相談に対応します。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
106	0歳児の広場	1歳未満の乳児と保護者が集い交流できる場を提供します。また、保育・栄養などの育児相談を実施します。	
107	離乳食教室	生後4か月から6か月までのお子さんの保護者を対象に、乳幼児の望ましい食習慣・生活習慣を指導し、家庭における食育※を推進します。	
108	予防接種事業	接種率の向上に努め、感染症の発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止を図ります。また、市独自に、おたふくかぜ予防接種費用に対する助成を行います。	
109	電子母子手帳「ひたち母子手帳アプリ」配信事業（再掲）	電子母子手帳「ひたち母子手帳アプリ」を配信し、デジタルを活用した子育て支援により、市民の利便性の向上を図ります。また、出産後は、予防接種スケジュールリング機能により、乳幼児の予防接種についてプッシュ配信を行い、確実な接種を支援します。	
110	養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、医療を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合、その治療に要する医療費を公費により負担します。	



乳幼児健康診査



予防接種事業



ひたち母子手帳アプリ

施策 10 医療環境の充実

■周産期・小児医療体制の確保

市内で安心してこどもを産み育てられる周産期・小児医療体制を維持していくため、産婦人科医師や小児科医師などの確保などに努めます。

■デジタルを活用した医療環境の充実

子育て世帯の医療環境の充実を図るため、こどもを対象とした医療のデジタル化を推進します。

■子育て世帯の受診環境の整備

経済的負担軽減などの支援により、子育て世帯が安心して医療を受けられるよう環境を整備します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
111	地域周産期母子医療センター運営補助事業	日立総合病院地域周産期母子医療センターの安定的な運営に必要な財政支援に取り組みます。	
112	小児科医師確保対策事業	県立こども病院から小児科医師の派遣を受けることにより、日立総合病院の小児医療体制の充実を図ります。	
113	小児救急医療体制の整備	小児救急における初期（休日緊急診療所）、二次（日立総合病院）、三次（県立こども病院）医療機関が連携を図ることにより、夜間や休日でも安心して受診できる小児救急医療体制を確保します。	
114	乳児おむつ等購入費助成事業（再掲）	市民が身近な地域で安心してこどもを出産できる産科医療体制を確保するため、日立保健医療圏内の産科医療機関（日立総合病院・高萩協同病院）で出産した保護者に対し、市内の指定取扱店でおむつやミルクなどを購入できる「ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券」を贈呈します。	
115	ひたち小児オンライン医療サービスの整備	子育て世帯が24時間365日いつでもオンラインで医師に医療相談をすることができ、あわせて、医療機関が診療時間外となる夜間や休日においても小児がオンラインで受診することができる小児医療体制を整備します。	
116	診療所開業等奨励事業	産婦人科や小児科を含め、市内において診療所を新たに開業などした開設者に対し、奨励金を交付します。	
117	医療福祉費支給事業（妊産婦マル福）（再掲）	妊産婦の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう、市独自の事業を拡充し支援します。（市独自事業：所得制限の撤廃、対象診療科の拡大）	
118	医療福祉費支給事業（小児マル福）	小児の医療費自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう、市独自の事業を拡充し支援します。（市独自事業：所得制限の撤廃、外来診療の助成を18歳まで拡大、外来・入院自己負担金及び入院時食事代の助成）	
119	マタニティ子育てタクシー費用助成（再掲）	妊産婦及び乳児の通院にかかるタクシー料金を助成します。	

施策 11 子育て世帯の経済的負担軽減

■保護者の負担軽減

社会経済情勢や子育て環境の変化に対応するとともに、家庭状況に応じた各種手当の支給や幼児教育・保育に係る費用助成・減免などを実施し、子育てに係る経済的負担を軽減することにより、安定した生活基盤の確保を図ります。

■就学への支援

経済的理由によって就学が困難なこどもに対し、必要な援助を行い教育機会の確保を図ります。

■住宅取得支援

子育て世帯や若年世帯などが転入・定住しやすい良好な住環境を形成するため、住宅取得などを支援します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしき
120	医療福祉費支給事業 (妊産婦マル福) (再掲)	妊産婦の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう、市独自の事業を拡充し支援します。 (市独自事業：所得制限の撤廃、対象診療科の拡大)	
121	医療福祉費支給事業 (小児マル福) (再掲)	小児の医療費自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう、市独自の事業を拡充し支援します。 (市独自事業：所得制限の撤廃、外来診療の助成を18歳まで拡大、外来・入院自己負担金及び入院時食事代の助成)	
122	小中学校等の 学校給食費の無償化	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、市が提供する学校給食を恒常的に無償化します。	
123	新入学児童生徒への ランドセル・スクール カバン贈呈	小中学校など入学時における保護者負担の軽減を図るため、新入学児童生徒に対し、ランドセル及びスクールカバンを贈呈します。	
124	住み替えチャレンジ 支援事業	子育て世帯(18歳未満の子を養育している世帯)・若年夫婦(どちらかが45歳未満の夫婦)などに対し、市内の中古住宅の取得を支援します。	
125	山側住宅団地 住み替え促進事業	子育て世帯(18歳未満の子を養育している世帯)・若年夫婦(どちらかが45歳未満の夫婦)などに対し、山側住宅団地内の中古住宅の取得を支援します。	
126	ひたちエコみらい 住宅助成事業	子育て世帯(18歳未満の子を養育している世帯)・若年夫婦(どちらかが40歳未満の夫婦)に対し、省エネ住宅の取得を支援します。	
127	児童手当	高校生年代までの児童に対して、児童手当法に基づき手当を支給します。	
128	妊婦に対する初回産科 受診料支援事業(再掲)	住民税非課税世帯又は同等の所得水準にある妊婦を対象に、母子健康手帳交付前の初回産科受診に要する費用の一部を助成します。	
129	保育料の負担軽減 (再掲)	0歳から2歳児の第2子保育料無償化により保育にかかる経済的負担の軽減を図り、保育を利用しやすい環境を整備します。 (3歳以上及び第3子以降の保育料は国の無償化対象)	
130	奨学金貸付事業	経済的な理由により修学が困難な若者に対し、高等学校や大学などに修学するための資金を貸し付けることにより、教育の機会均等を図ります。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
131	乳児おむつ等購入費 助成事業(再掲)	市民が身近な地域で安心してこどもを出産できる産科医療体制を確保するため、日立保健医療圏内の産科医療機関(日立総合病院・高萩協同病院)で出産した保護者に対し、市内の指定取扱店でおむつやミルクなどを購入できる「ひたちすこやか赤ちゃんクーポン券」を贈呈します。	
132	お誕生おめでとう事業 (出産祝金)(再掲)	少子化対策及び子育て支援を目的として、次世代を担う児童の誕生を市全体で祝福するとともに、出産時の経済的支援として、お祝い金を贈ります。	
133	産前・産後ママ サポート事業(再掲)	産前から産後までにおける切れ目のない子育て支援を行うため、妊娠期から産後2歳未満のこどもがいる家庭に対し、必要に応じて自宅でのヘルパーによる家事支援・育児支援を行います。	
134	ひたち大好き パスポート(再掲)	土曜日や長期休業期間中に公共施設の利用が無料となるひたち大好きパスポートを小中学生に配布し、休日における活動の場を広げます。	
135	自転車用ヘルメット購入 費用補助事業(再掲)	自転車利用時におけるヘルメット着用を推進するため、ヘルメット購入費用の一部を助成します。	

「子育て支援日本一」をめざして

日立市だけの6つの無料

日立市は子育て支援が充実したまちです！医療費や保育料などの経済的な負担の軽減はもちろん、子育て環境の整備や“ひたちらしさ”を活かした教育にも力を入れ、次世代を担うこどもたちの成長をまち全体で応援しています！

18歳まで
ずっと！
医療費が無料！

1



産前産後の
ヘルパー派遣料
が無料！

2



※産前・産後に支援が必要な方で近くに頼る親族等がない方に限ります

第2子以降の
保育料が無料！

3



※世帯収入により多子計算方法が異なります

ランドセル・
スクールカバン
が無料！

4



学校給食が
小・中学生
みんな無料！

5



※市が提供している全ての児童・生徒の給食が無料

楽しく遊んで
学べる施設
が無料！

6



※市内の小・中学生に配布している「ひたち大好きパスポート」の利用で14施設の入場料・利用料が無料

※令和7年4月1日現在

施策12 地域における子育て支援の充実

■子育てに関する相談体制の充実

保護者や妊娠している方が、ニーズに合わせて教育・保育施設や子育て支援事業などを選択し、円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供を行う専門職員を配置します。また、子育てに関する様々な相談を受け、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行います。

■デジタルなどを活用した子育て支援の充実

子どもセンターにおける動画配信や妊産婦オンライン保健指導、「ひたちこそだておうえんウェブ」やSNS、母子手帳アプリなどを活用し、育児を応援する情報の発信を行います。

■子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供

子育て中の親が孤立することがないように、親子交流や子育ての相談などができる地域子育て支援拠点の運営など、安心して子育てができる環境整備を行います。

■こどもや子育てを地域全体で支える環境づくり

地域住民やコミュニティ、学校、行政、ボランティア団体や企業などが協力し、こどもや子育てを地域全体で支える、こどもに優しい社会づくりに努めます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
136	利用者支援事業	幼稚園・保育園などを選ぶ際や、必要な地域の子育て支援事業などを利用できるよう、情報の提供や相談支援・援助などを行います。	
137	地域子育て支援拠点事業（再掲）	子どもセンター・子どもすくすくセンター・子育て支援センター・子どもの広場などにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊び、交流できる場を提供するとともに、保育士などが相談支援を行い、子育て家庭の孤立を防止します。	
138	こども家庭センター（再掲）	母子保健と児童福祉が協働・連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に努め、こどもと子育て家庭のニーズや悩みに寄り添い、切れ目なく包括的な支援を提供します。	
139	電子母子手帳「ひたち母子手帳アプリ」配信事業（再掲）	電子母子手帳「ひたち母子手帳アプリ」を配信し、デジタルを活用した子育て支援により、市民の利便性の向上を図ります。また、出産後は、予防接種スケジューリング機能により、乳幼児の予防接種についてプッシュ配信を行い、確実な接種を支援します。	
140	こども発達相談センター	こどもの発達や教育上の様々な悩みに対して、相談支援、心理検査、小集団による指導、医療相談、発達障害*に関する理解啓発研修会などを行います。	
141	保育園・幼稚園・認定こども園の育児相談	幼稚園教諭や保育士などが、子育てに関する相談支援などを行います。	
142	親育ち・子育て広場事業	地域に出向いてこどもの発達に応じた講座や子育て支援事業を開催し、子育て情報の提供や相談支援を行います。また、子育て家庭が抱える育児不安を軽減するため、主に未就学児の保護者を対象に、こどもの発達に応じた講演会や研修会を実施します。さらに、幼児と保護者が親子で楽しめる遊びや交流を、年間プログラムで受講できるコースを開設します。	
143	子育てに関する情報提供	「ハッピー子育て 子育て応援ハンドブック」、子育てミニ通信「すくすくプチ」、「日立市健康カレンダー」、子育て情報ウェブページ「ひたちこそだておうえんウェブ」、日立市公式 LINE、日立市公式 YouTube などにより、情報提供の充実を図ります。	

No.	取組・事業名	概 要	ひたちらしさ
144	子どもセンター	親子で遊べるスペースや芝生の広がる自然豊かな広い庭があるほか、相談員が18歳までのお子さんとその家庭に関する相談を受け、必要に応じてサービスを紹介します。	
145	子どもすくすくセンター	子育て支援の拠点施設として、親子交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の収集・発信、子育て自主グループ・ボランティアグループなどの活動支援などを行います。	
146	保育園・幼稚園・認定こども園の公開保育	それぞれの園において、月1回程度、園児以外の親子が参加して一緒に遊べる行事を開催します。	
147	ブックスタート	赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本を通じた親子のふれあいを伝えながら、絵本や子育てに関する情報を提供します。	
148	図書館のおはなし会	乳幼児向け、幼児・小学生向けや行事に合わせて、おはなしや絵本の読み聞かせ、紙芝居などを行います。	
149	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病や育児疲れなどにより、こどもの養育が一時的に困難になった場合や養育環境などに課題があり児童自身が保護者と離れることを希望する場合に、一時的に児童養護施設・ファミリーホームなどで預かります。	
150	ファミリー・サポート・センター事業	保育施設や学校への送迎、こどもの一時預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりなど、様々な家庭支援を実施します。	
151	放課後子ども教室(再掲)	全ての小学生を対象に、学校の余裕教室などを活用して遊びや体験活動の場を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。	
152	地域子ども食堂に対する運営支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体を支援し、こどもの孤食防止を図り、住民による見守り体制づくりを推進するとともに、こどもから大人まで交流できる機会づくりを進めます。	
153	妊産婦のためのオンライン保健指導(再掲)	オンラインを活用した個別相談を実施し、妊産婦の不安の軽減を図ることにより、安全・安心な妊娠・出産・子育てを支援します。	
154	おもちゃライブラリー(社会福祉協議会)(再掲)	地域の育児支援ボランティアの協力のもと、乳幼児を持つ親子が自由に集い、おもちゃ遊びを通じて他の親子や地域住民との交流を図ります。	
155	家庭教育の推進	小学生の保護者を対象に、県が発行する子育てアドバイスブック「クローバー」(就学前～小4向け)を活用し、こどもの発達の特徴や接し方に関する講話などを行います。	



贈呈されるランドセル

◆施策の方向性Ⅱ-2 仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

- 0～5歳人口は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが高まっています。
- 就学児を持つ保護者の就労と子育ての両立を支援するため、全ての小学校に放課後児童クラブを開設しています。
- 男女が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で平等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。
- 働き方改革が進められる一方、男性中心の長時間労働を前提とした慣行は根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏る傾向があるため、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現が求められています。

施策13 多様な保育サービスの提供

■多様な就労形態・保育ニーズへの対応

保護者の多様な就労形態による保育ニーズに対応した保育サービスの提供に取り組み、保護者が安心して子どもを預けることができる環境の整備推進を図り、仕事と子育ての両立を支援します。

■病児保育事業の実施

病気又は病気の回復期にあり集団保育ができない子どもを、病院・保育園などの専用スペースなどで一時的に保育する環境づくりを推進します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしき
156	時間外保育事業	保育園などで設定した利用日及び利用時間外に保育を実施し、保護者のニーズに対応できる体制を確保します。	
157	病児保育事業	病気又は病気回復期にあるため集団保育ができない子どもを、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育を行います。	
158	幼稚園の一時預かり事業	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後、引き続き園児を預かって保育し、仕事などによる保護者の不在に対応します。	
159	保育園等の一時預かり事業	保護者の仕事などで家庭において保育が一時的にできない乳幼児などを預かります。	
160	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育施設や学校への送迎、こどもの一時預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりなど、様々な家庭支援を実施します。	
161	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)(再掲)	保護者の疾病や育児疲れなどにより、こどもの養育が一時的に困難になった場合や養育環境などに課題があり児童自身が保護者と離れることを希望する場合に、一時的に児童養護施設・ファミリーホームなどで預かります。	

施策14 放課後の児童対策の充実

■児童クラブの運営及び質の向上

放課後を安全・安心に過ごせるよう、公設の放課後児童クラブを運営します。さらに、利用者の状況に応じた環境整備や、支援員などへの研修を実施し、児童クラブの質の向上を図ります。

■民間児童クラブへの支援

民間が運営する児童クラブに運営費を補助し、支援員の配置拡充・処遇改善などに取り組むことにより、保護者の就労形態の多様化などにより増加する児童クラブのニーズへの対応に努めます。

■子育て中の親子が気軽に交流できる場の提供

子育て中の親が孤立することがないように、親子交流や子育ての相談などができる地域子育て支援拠点の運営など、安心して子育てができる環境整備を行います。

■放課後子ども教室との連携促進

保護者の就労にかかわらず、全ての児童を対象とする放課後子ども教室との連携により、活動内容を充実させます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	要	ひたちらしき
162	放課後児童健全育成事業	放課後や学校休業日に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。		
163	放課後子ども教室(再掲)	全ての小学生を対象に、学校の余裕教室などを活用して遊びや体験活動の場を提供するとともに、地域住民との交流活動を行います。		
164	児童クラブの昼食注文サービスの実施	長期休業期間、放課後児童クラブ利用時の昼食注文サービスを実施し保護者の負担軽減を図ります。		
165	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育施設や学校への送迎、こどもの一時預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりなど、様々な家庭支援を実施します。		



放課後こども教室

施策15 ワーク・ライフ・バランスの実現

■男女共同参画社会の実現

市民に対する男女共同参画の理念の浸透を図るための広報や意識啓発を継続的に行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

■共働き共育ての推進

子育て中の方が働きやすい職場環境づくりを支援するため、中小企業に対する働き方改革啓発や各種制度に関する情報提供を行います。

■女性の活躍支援

多様な働き方が選択できるよう学びの場を提供するとともに、女性の活躍及び就業やキャリアアップへの意欲を高めるための支援を行います。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	要	ひたちらしき
166	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報発信	市民、企業を対象に、男女共同参画情報紙などにより、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。		
167	女性人材育成事業 (ライフプランニング講座・就業支援講座)	女性が自身の働き方や家庭生活に関心を寄せながら、社会参画意欲を高めるための講座を実施します。		
168	ファミリー・サポート・センター事業(再掲)	保育施設や学校への送迎、こどもの一時預かり、宿泊を伴う預かり、病後児の預かりなど、様々な家庭支援を実施します。		
169	男女共同参画の視点に立った多様なキャリアパスの情報提供	固定的性別役割分担意識※にとらわれない働き方に関する取組事例などをホームページやSNSなどを活用して紹介するなど、社会の多様性を高めるための情報提供を行います。		
170	プレパパ・プレママの子育てスクール	健康教育により夫婦の育児力を高める正しい知識の普及を図ります。		
171	雇用センター多賀	ハローワーク日立などの関係機関と連携した無料職業相談に加え、キャリアコンサルタントによるきめ細やかな就労相談を実施します。		
172	中小企業に対する「働き方改革」の啓発	「働き方改革」に対応したより魅力ある職場づくりを推進していくため、中小企業に対する啓発などに取り組みます。		
173	市役所における働き方改革の推進	日立市職員の働き方改革の推進や男性職員の育児休業の取得促進などに取り組み、仕事と家庭生活の両立の推進を図ります。		

◆施策の方向性Ⅱ-3 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

- 児童扶養手当の支給をはじめ、医療費の自己負担額助成や各種助成事業を実施しています。また、就職や転職に有利な資格取得に係る費用助成を行っており、経済的な自立を支援しています。
- 子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担っているひとり親家庭では、収入、こどもの養育などで様々な困難に直面していることが多く、その自立に向けて「子育て・生活支援」「就労支援」「経済的支援」を総合的に推進していく必要があります。
- 全国的にひとり親家庭の貧困率が高い水準であることから、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の状況に応じ、こどもの最善の利益を第一に考えた適切な支援を行うことが必要です。

施策 16 ひとり親家庭の自立支援

■相談支援

家庭が抱える課題に寄り添い、福祉や保健、教育など多岐の分野において総合的かつ継続的な支援を実施します。

■保護者の自立支援・就労支援

地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、ひとり親家庭の個々の状況に応じ、経済的な自立に向けた就労相談支援を行います。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
174	こども家庭センター(再掲)	母子保健と児童福祉が協働・連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に努め、こどもと子育て家庭のニーズや悩みに寄り添い、切れ目なく包括的な支援を提供します。	
175	保育園・放課後児童クラブ等の利用調整	ひとり親家庭の方が仕事と子育てを両立できるよう、保育園・児童クラブなどの利用に際して配慮します。	
176	子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)(再掲)	保護者の疾病や育児疲れなどにより、こどもの養育が一時的に困難になった場合や養育環境などに課題があり児童自身が保護者と離れることを希望する場合に、一時的に児童養護施設・ファミリーホームなどで預かります。	
177	高等職業訓練給付金等	経済的な自立に向けて、看護師などの資格取得のために養成機関に6か月以上修学する場合に給付金を支給します。	
178	生活保護受給者等就労自立促進	ハローワークと連携して生活保護受給者や児童扶養手当受給者に就労支援を行います。	
179	就労促進に関する情報提供	就労促進のための県の事業(母子・父子自立支援プログラム、自立支援教育給付金など)について情報提供を行います。	
180	つなぐハローワークひたち	市役所庁舎内に、茨城労働局と市が共同で開設した窓口で、生活に困窮している方などを対象とした職業相談・紹介を行います。	
181	生活資金や修学資金の貸付に関する情報提供	資金援助のための県の事業(生活資金や修学資金などの貸付制度)について情報提供を行います。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
182	養育費に関する相談・情報提供	養育費の取り決めや不払いなど、県の事業（養育費等支援事業）について情報提供を行います。	
183	雇用センター多賀（再掲）	ハローワーク日立などの関係機関と連携した無料職業相談に加え、キャリアコンサルタントによるきめ細やかな就労相談を実施します。	

施策 17 ひとり親家庭への経済的支援

■安定した生活基盤の確保

関係部署が連携し、母子・父子福祉資金貸付金や児童扶養手当制度などについて積極的な情報提供を行い、経済的な自立に向けた支援を行います。

■医療費の負担軽減

子育て世帯が安心して医療を受けられるよう、高校生相当の児童を育てているひとり親とその児童の医療費の一部を助成します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
184	児童扶養手当	ひとり親家庭などに対して、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。	
185	遺児福祉金	父又は母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対して、経済的支援を行います。	
186	医療福祉費支給事業（ひとり親マル福）	ひとり親家庭の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう市独自の事業を拡充し支援します。 （市独自事業：所得制限の撤廃、子（18歳年度末まで）の外来・入院自己負担金及び入院時食事代の助成）	
187	JR通勤定期乗車券割引	児童扶養手当を受けているひとり親家庭の父母や子が通勤定期乗車券（JR）を購入する場合は3割引となります。その定期券の購入証明書を発行します。	

基本目標Ⅲ 配慮が必要な子どもと家庭を支援する

◆施策の方向性Ⅲ-1 児童虐待防止対策の推進、ヤングケアラー支援

【現状と課題】

- 本市では令和6年4月、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、こども・子育て世帯への総合相談を行い、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供しています。
- 児童虐待の相談対応件数が年々増加していることや、全国で重大な児童虐待事案が後を絶たないことなどから、より充実した児童虐待防止の取組が求められています。
- 養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える要保護児童などに対して、児童虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関の連携を密にし、早期発見と適切な対応を行うことが必要です。
- ヤングケアラー※は本来、大人がやるべき家族の介護やその他日常生活上の世話を過度に行っているこどものことであり、ケアが日常化、長期化することにより、遊びや勉強の時間が減り、こどもの健やかな成長や社会的自立の妨げになることが問題となっています。

施策18 妊娠期からの児童虐待防止対策

■児童虐待防止対策の更なる強化

こども家庭センターを中心に伴走型相談支援を推進し、妊娠から出産、子育てにわたる切れ目のない一貫した支援体制の充実を図り、また乳幼児健診など母子保健事業を通じて、こどもの発達や親子関係を確認し、児童虐待の未然防止と早期発見に取り組みます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
188	妊婦等包括相談支援事業(再掲)	妊娠時から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につながる伴走型相談支援を行います。	
189	こども家庭センター(再掲)	母子保健と児童福祉が協働・連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に努め、こどもと子育て家庭のニーズや悩みに寄り添い、切れ目なく包括的な支援を提供します。	
190	産婦健康診査事業(再掲)	産後うつ予防及び乳児への虐待予防を図るため、出産後2週間及び1か月の産婦に対し、医療機関における健診費用を助成することにより、支援の必要な産婦を早期に把握することで、母子に対する支援につなげます。	
191	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスにつなげます。	
192	乳児1か月健康診査(再掲)	疾病を早期に発見し治療につなげるとともに、産後早期から母子への支援を実施するため、生後1か月の健康診査を実施します。	
193	乳児健康診査(再掲)	生後3～6か月に1回、生後9～11か月に1回、病気の早期発見や健康増進のため、健康診査を実施します。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
194	幼児健康診査(再掲)	1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の集団健診を実施し、発育状況や育児状況を把握するとともに、保健指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	
195	妊産婦・乳幼児等訪問指導	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、医療、保健、福祉・教育などの適切なサービスが受けられるよう指導や調整をします。	

ヤングケアラーとは？

本来大人が担うとされている家事や家族の介護などを日常的に行っているこども・若者です。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



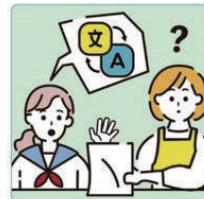
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

※子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象としています。

出典：こども家庭庁ホームページ

施策 19 要保護児童等対策

■関係機関の連携による養育が困難な家庭への支援

児童虐待、発達障害※、不登校など、養育上の問題を抱える家庭の孤立を防止し、訪問などにより、相談支援や養育支援を行います。

■ヤングケアラー※に関する周知・啓発

身近にいる大人がヤングケアラーのことを正しく理解し、日常の声掛けや見守りなどが支援の糸口となるため、幅広く周知・啓発に取り組みます。

■要保護児童の早期発見・早期対応

要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携し、児童虐待の早期発見、早期支援、早期改善に向けた取組を行います。また、ヤングケアラーを発見した場合には、関係機関と連携し、支援対象者の状況に合わせて、相談支援や見守りなど適切に対応します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしき
196	こども家庭センター(再掲)	母子保健と児童福祉が協働・連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に努め、こどもと子育て家庭のニーズや悩みに寄り添い、切れ目なく包括的な支援を提供します。	
197	地域子育て支援拠点事業(再掲)	子どもセンター・子どもすくすくセンター・子育て支援センター・子どもの広場などにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、遊び、交流できる場を提供するとともに、保育士などが相談支援を行い、子育て家庭の孤立を防止します。	
198	要保護児童対策地域協議会	警察・医療・教育・保健・福祉などの関係機関が連携し、情報共有のもと、要保護児童などの早期発見、適切な支援を行います。	
199	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。	
200	オレンジリボン※・児童虐待防止推進キャンペーン	11月のこどもまんなか月間に、児童虐待の未然防止、早期発見のため、児童虐待問題やヤングケアラーについての広報・啓発活動を実施します。	
201	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーである児童生徒の把握に努めるとともに、教育、医療や介護などの関係機関と連携を図り、ヤングケアラーに必要な支援につなげます。	

◆施策の方向性Ⅲ-2 こどもの貧困対策

【現状と課題】

- 国は、平成25年に制定した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を令和6年6月に改正し、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」として、現在の貧困だけでなく、将来の貧困を防ぐことを掲げています。
- 本市では、こどもの貧困は経済的な背景以外にも、個々の家庭が抱える複合的な課題や困り事の中で生じるものと認識し、経済的な支援はもとより、こども家庭センターなど関係機関が連携し、子育て中の家庭に寄り添った継続的な相談支援を行うなど様々な施策を実施してきました。
- こどもの貧困をその家庭のみの問題とするのではなく、その対策を社会的な取組として推進し、こどもが適切な養育、教育、医療を受けられないことや、権利が侵害され社会から孤立することのない社会の実現が求められています。
- こどもの生活や将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることが必要です。また、こどもが家庭以外にも安心できる居場所を得ることができ、生活や学習習慣を身に付けるための機会を確保する取組の充実が必要です。

施策 20 経済的困難を抱えるこどもと家庭への支援

■教育支援

生まれ育った環境に左右されることなく、将来の可能性を広げられるよう、経済的困難を抱えた世帯のこどもに対する学力の向上や就学のための支援を行います。

■生活の安定に資するための支援

課題や困難を抱える家庭を早期に発見し、様々な支援につなげる相談・支援体制を強化します。

■保護者の就労支援

保護者の安定的な経済基盤を確保するため、個々の状況に応じた相談支援を行うとともに、自立に向けた就労支援に努めます。また、仕事と子育てを両立させ安心して子育てできる環境の更なる整備推進を図ります。

■経済的支援

生活困窮世帯の生活の基礎を支える経済的支援を行います。また、家庭の経済状況により、学校生活や進路が制約されることのないよう支援を行います。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしき
202	生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業	家庭の経済状況のため、塾に通うことができないこどもを対象に、無料の学習塾を開催し、学習習慣の定着及び学力の向上を図り、こどもの将来の可能性を広げるなど、貧困の連鎖解消に努めます。	
203	奨学金貸付事業(再掲)	経済的な理由により修学が困難な若者に対し、高等学校や大学などに修学するための資金を貸し付けることにより、教育の機会均等を図ります。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
204	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	低所得世帯を対象に、教育・保育施設などに対して支払うべき日用品、文房具費用、行事への参加に要する費用などを支援します。	
205	就学援助制度	経済的に困窮する児童生徒の保護者に対し、学用品費などの就学に要する費用について援助を行います。	
206	地域子ども食堂に 対する運営支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体を支援し、こどもの孤食防止を図り、住民による見守り体制づくりを推進するとともに、こどもから大人まで交流できる機会づくりを進めます。	
207	こども家庭センター (再掲)	母子保健と児童福祉が協働・連携し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に努め、こどもと子育て家庭のニーズや悩みに寄り添い、切れ目なく包括的な支援を提供します。	
208	生活困窮者 自立相談支援事業	自立相談窓口（自立相談サポートセンター）において、生活困窮者に寄り添った支援を行うほか、ひきこもりの方の家族や多重債務などで家計管理ができない方など、複合的な問題を抱えている方々への相談にも応じます。	
209	生活保護世帯への 修学支援	生活保護世帯のこどもの小中学校の学用品費などを扶助します。また、高等学校などの就学を支援します。	
210	JR通勤定期乗車券 割引(再掲)	児童扶養手当を受けているひとり親家庭の父母や子が通勤定期乗車券（JR）を購入する場合は3割引となります。その定期券の購入証明書を発行します。	
211	高等職業訓練給付金等 (再掲)	経済的な自立に向けて、看護師などの資格取得のために養成機関に6か月以上修学する場合に給付金を支給します。	
212	ハローワークとの連携 による就労相談の充実	福祉的な支援と同時に就職支援を必要とする方に対し、「福祉・雇用」を一体的に行う、「つなぐハローワークひたち」（市役所庁内）と連携し、相談者の自立に向けた就労相談・紹介を行います。	
213	児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭などに対し、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。	
214	医療福祉費支給事業 (ひとり親マル福) (再掲)	ひとり親家庭の医療費自己負担分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう市独自の事業を拡充し支援します。 (市独自事業：所得制限の撤廃、子（18歳年度末まで）の外来・入院自己負担金及び入院時食事代の助成)	
215	遺児福祉金(再掲)	父又は母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対して、経済的支援を行います。	
216	ひたちコドモでんわ・青 少年の悩みごと面接相談	青少年（20歳未満）やその保護者などからの相談を、電話や面談で青少年相談員が応じます。	
217	家計改善支援事業	家計管理ができないなど生活状況に課題を抱えた世帯に対し、自立相談サポートセンターにおいて、家計の見える化を図り家計改善に向けた支援を行います。	
218	生活福祉資金・ 社会福祉資金貸付事業 (社会福祉協議会)	暮らしに困っている世帯に対して、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金など、必要に応じて資金貸付による生活の立て直しを図るため、小口の現金を給付することで緊急一時的な支援に努めます。	
219	妊婦に対する初回産科 受診料支援事業(再掲)	住民税非課税世帯又は同等の所得水準にある妊婦を対象に、母子健康手帳交付前の初回産科受診に要する費用の一部を助成します。	

◆施策の方向性Ⅲ-3 個別に配慮が必要な子どもと家庭への支援

【現状と課題】

- 特別支援学級に在籍する児童生徒数はやや増加傾向にあります。また、通級指導教室で指導を受けている児童生徒の割合は、令和元年度の4.7%から、令和5年度は6.8%に増加しています。
- 発達に特性のある子どもを早期に発見し支援が受けられるよう、関係機関と連携し、支援の充実を図ることが必要です。
- 医療的ケアを必要とする子どもが安心して教育・保育などを受けられる支援体制の整備が求められています。
- いじめにより、こどもの心身の成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼすことのないよう、迅速かつ的確に対応するとともに、未然防止に取り組む必要があります。
- 不登校の件数は増加傾向にあるため、関係機関との連携強化及び総合的・継続的な相談体制の充実などの取組が求められています。
- 本市に居住する外国人は年々増加しており、日本語を理解できない子どもやその家庭は、言葉や文化の違いから孤立しがちであり、学習活動への支援などが課題となっています。

施策 21 個別のニーズに対応した相談・支援

■発達障害※などの早期発見・早期支援

乳幼児健診や幼児の家庭訪問などの結果から、事後指導が必要な子を早期に発見し、小児科医や心理相談員により、こどもの身体、精神、言語、情緒行動面の成長・発達を促すよう支援を行います。

■それぞれの特性や状況に応じた支援

障害や発達に特性のある子どもや医療的ケア児※に対して、それぞれの状況に応じた支援を行うとともに、個々の状況に応じた適切な保育・教育を受けることのできる保育・教育体制の推進を図ります。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概 要	ひたちらしき
220	幼児健康診査等事後指導(のびっこくらぶ)	幼児健康診査などの結果から、事後指導が必要な幼児とその保護者を対象に、小集団活動での遊びやふれあいを通じて、幼児の心身の健全な発達を促します。	
221	幼児健康診査等事後相談(のびのび相談)	幼児健康診査などで精神発達・言語発達などの遅れがある幼児(疑い含む。)、育児不安・虐待の疑いがある保護者に対し、心理相談員などによる発達や保育相談を行います。	
222	5歳児健康診査(再掲)	年中児を対象に、アンケートなどによって発達の様子を確認し、支援が必要と思われる子どもに対して、医師、専門職による診察などにより、こどもの特性について保護者の理解を促し、今後の支援につなげます。	
223	療育相談	障害福祉課の児童担当ケースワーカーや子どもセンター、母子療育ホームの相談員が相談に対応します。	
224	医療的ケア児の支援(再掲)	公立保育園・幼稚園・小中学校などにおいて、医療的ケア児の受入体制を整え、心身の状況に応じた適切な支援を行います。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
225	こども発達相談センター(再掲)	こどもの発達や教育上の様々な悩みに対して、相談支援、心理検査、小集団による指導、医療相談、発達障害*に関する理解啓発研修会などを行います。	
226	子どもセンター さくらんぼ	ことばの遅れ、知的発達の遅れ、情緒不安定、行動面の課題などが見られる幼児と保護者を対象に、療育(発達支援や育児支援など)を行います。	
227	肢体不自由児母子通園訓練施設(母子療育ホーム)	身体に機能障害があるこどもの訓練などを行うとともに、保護者が機能訓練や療育の知識・技術を身に付け、家庭においても適切な療育が行えるよう支援します。	
228	幼稚園の通級学級(知的・情緒障害児学級、ことばの教室)	知的・情緒障害児学級では、発達に遅れがあるなどの幼稚園児(4・5歳児)の個別指導や集団指導を行います。ことばの教室では、ことばの習得に遅れや障害のある幼児を対象に指導を行います。	
229	保育士の追加配置や介助員の配置	特別な支援が必要なこどものために、保育士を多く配置したり、介助員を配置するなど、教育・保育施設での生活を支援します。	
230	放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休みなどに生活能力向上に必要な訓練などを行います。	
231	児童発達支援	発達に遅れのある未就学児に対して、通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	
232	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある20歳未満のこどもを家庭で監護する方に対して、国の基準により手当を支給します。	
233	障害児福祉手当	精神又は身体に重い障害のある20歳未満のこどもに対して、手当を支給します。	
234	日立市特別福祉手当	身体や精神に障害のある方や特別支援学校在籍者などに、市独自に手当を支給します。	
235	医療福祉費支給事業(障害者マル福)	障害者の医療費自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図ります。さらに、安心して必要な保険診療を受けられるよう市独自の事業を拡充し支援します。 (市独自事業：対象要件の拡大、対象児童(18歳年度末まで)の入院時食事代の助成)	
236	障害児への教育・保育の充実(再掲)	障害のあるこどもの個々の状況に応じて適切な教育・保育を実施し、こどもの成長、発達を支援します。	
237	生活指導員の配置	小中学校で特別な支援を必要とするこどもに、生活指導員を配置し、個に応じた支援を行います。	
238	巡回支援専門員整備事業	発達障害*などに詳しい相談員が、保育園などを訪問し、こどもの普段の活動の様子を見ながら、保育士などに対して支援の方向性を助言します。	

施策 22 いじめ防止・不登校対策

■いじめの早期発見及び早期解決に向けた支援

いじめに係る支援については、児童生徒一人ひとりの居場所を保障し、安心して生活できるように、学校の組織的な体制づくりや児童生徒・保護者への対応強化などを図ります。

■不登校のこどもへの適切な対応・支援

不登校の原因は様々であり、全てのこどもに起こり得ることであると捉え、どのような支援を必要としているかを見極めた上で、学校訪問相談員による教育相談や適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」での支援など、こどもに寄り添う適切な働き掛けを行います。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
239	教育相談	教育相談員を小・中・義務教育学校に派遣し、教育相談を行います。	
240	生徒指導	不登校児童生徒の家庭訪問や登校時の支援を行い、教育上の諸問題の早期解決を図ります。	
241	適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」	不登校の児童生徒の生活と活動の場として開設し、多様な学びの機会を通じてこどもたちの適応力や自己肯定感を高め、社会的自立を目指した支援を行います。	
242	スクールソーシャルワーカー※の配置	スクールソーシャルワーカーが学校及び関係機関と連携しながら家庭や生活環境を背景とする問題の解決に向け取り組みます。	
243	日立市いじめ調査委員会の開催	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する、いじめの重大事態が発生した場合における調査、いじめの防止などのための対策を実効的に行うための調査や審議を行います。	
244	日立市いじめ問題対策連絡協議会の開催	関係機関と連携していじめの防止などのための施策に係る連絡調整や意見交換などを行います。	

施策 23 外国籍のこどもと家庭への支援

■外国籍のこどもや家庭への相談支援

外国籍のこどもが地域の中で健やかに成長できるように、就学や適応支援、日本語指導など、個々の状況に応じた対応を推進します。また、外国籍の家庭に対し、必要な情報を提供するとともに、それぞれの母国語に応じたサポート窓口の案内を行います。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
245	子育て・教育に関する支援	保育園・認定こども園、放課後児童クラブにおいて、外国籍のこどもたちが、個々の状況に応じて健やかに成長できるように、保護者を含めた必要な支援の在り方について検討します。また、希望する学校や保育施設での音声翻訳機の活用など受入れ体制の整備を進めます。	
246	通訳ボランティアの派遣	日本語を理解できない児童生徒(外国人など)が、教育を受けられるように、通訳ボランティアを派遣し、対象児童生徒の学校生活を支援します。	
247	日本語教室ボランティア支援	外国人市民に日本語を教えるボランティア講師の養成及び外国人市民向け日本語教室運営団体への活動支援を実施します。	
248	外国人市民向け生活相談支援	外国人市民の生活上の悩みやトラブルを解決するため、多言語対応が可能な相談窓口や各種専門家へつなげます。	

基本目標Ⅳ 若者の希望の実現と社会的自立を応援する

◆施策の方向性Ⅳ-1 若者の社会的包摂支援

【現状と課題】

- 本市では若い世代を中心とした、特に就職や結婚を契機とした若い女性の転出が人口減少対策の課題となっていることから、一旦転出した若者や女性が就業などのライフステージの変化のタイミングで再び本市に住み続けたいと思えるよう、様々な分野での相談体制の充実や雇用環境の整備などが必要です。
- 若者一人ひとりが自由に人生や生き方を決めることができるよう、教育や体験機会の充実を図ることが必要です。
- 家庭の経済状況に関わらず、高等学校や大学などに進学するチャンスを確保できるよう、修学支援を実施していくことが求められています。

施策 24 自立についての啓発・支援の充実

■若者へのキャリア教育・ライフプラン形成支援

若者が、心理的・社会的に自立し、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げ、生きていく基盤を形成できるよう知識の普及や自立を支援する取組を推進します。

■高等教育の修学支援

若者が、その置かれた状況に関わらず、希望を持って就学できるよう支援を行います。

■若者の就労・起業に関する支援

就労・起業・再就職を希望する若者に対して、社会的・職業的な自立を支援する取組を行います。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
249	青少年健全育成活動事業	青少年育成関係機関・団体と連携して、青少年の自立と社会参加活動の促進を図るとともに、青少年の健全育成に対する市民の関心を高める取組を実施します。	
250	女性の人材育成事業（ロールモデル講座）	様々な職種で活躍している女性ロールモデルの活動を紹介することで、女性の社会参画意欲を高めるための講座を実施します。	
251	若者に対する消費者被害防止啓発	若者が巻き込まれやすい消費者トラブルの紹介や消費生活センターの役割など啓発に関する情報を多様な媒体を通して提供し、被害の未然防止を図ります。	
252	ライフプラン教育（再掲）	高校生を対象として、医師会、助産師と連携し、性や妊娠・出産などに関する正しい知識の普及を図ります。	
253	薬物乱用防止啓発活動	薬物標本などの展示、横断幕の設置、啓発物やリーフレットの配布などにより、薬物の乱用防止の啓発を実施します。	
254	奨学金貸付事業（再掲）	経済的な理由により修学が困難な若者に対し、高等学校や大学などに修学するための資金を貸し付けることにより、教育の機会均等を図ります。	
255	日立市路線バス通学用定期券購入助成金	若年層の公共交通利用促進を図るため、小学生から高校生までの子が使用する通学定期（市内のバス停を発地又は着地とするもの）を購入した場合に、購入費の一部を助成します。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
256	奨学金返還支援事業 (奨学生ふるさと定住促進補助)	若者の定住促進を図るため、奨学金（日立市奨学金、日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）、茨城県奨学資金）の貸付を受け、大学・専門学校などを卒業後に市内に定住した方に対し、奨学金返還金の一部（最大1/2）を補助します。	
257	奨学金返還支援事業 (奨学生医療・介護・福祉職就業支援補助事業)(再掲)	日立市奨学生ふるさと定住促進補助事業の対象者のうち、医療・介護・福祉分野の国家資格を取得の上、市内事業所に、その有資格者として就業した方に対し、奨学金返還金の一部（1/2）を補助します。（ふるさと定住促進補助金1/2+本補助金1/2で最大全額補助）	
258	女性人材育成事業(女性デジタル人材育成講座)	女性の資格取得や技術向上のため、就業や起業に役立つことはもとより、地域活動や学びの場に女性が積極的に関わる手段としてのデジタルスキルを身に付ける講座を開催します。	
259	女性の就業専門資格取得補助(再掲)	女性の就業に役立つ資格を取得するための経費の一部を補助します。	
260	若者かがやき事業(若者資格取得補助)(再掲)	若者の更なる能力向上(キャリアアップ)や就業機会の拡大を応援するため、各種資格の取得に係る経費の一部を補助します。	
261	地域雇用創出推進事業	より多くの高校生に地元の企業に就職していただくため、ハローワーク日立など関係機関と連携し、高校生を対象とした企業説明会を実施します。加えて、市内事業所などの情報を掲載した「企業ガイドブック」を作成し配付します。	
262	若手経営者、後継者人材育成事業	若手経営者、後継者などを対象に、現在直面している課題について、参加者の情報交換及び勉強会などを開催します。	
263	創業塾実施事業	自分の趣味、資格や経験を生かすなど、起業、開業を目指す方、創業間もない方を対象に講座を開催します。	
264	雇用環境整備促進事業	市内中小企業の人材確保のため、市外からの人材を雇用した事業所などに対し、費用の一部を補助します。また、従業員に住宅手当を支給している事業所などに対し、経費の一部を補助します。	
265	創業支援事業	「日立創業支援ネットワーク」により、創業希望者や創業間もない方へ創業の支援を行います。	
266	リカレント教育※ 体制構築事業	子育てなどで一時的に離職や仕事を縮小している女性に対し、人生100年時代において自身らしいキャリアデザインを持って行動に移す力を身に付けるための学び直しの機会を企画・提供します。	
267	二十歳の祝い記念事業	二十歳という人生の節目を祝うとともに、人生を切り拓いていく青年たちを励ます機会とする記念式典を開催します。	
268	雇用センター多賀 (再掲)	ハローワーク日立などの関係機関と連携した無料職業相談に加え、キャリアコンサルタントによるきめ細やかな就労相談を実施します。	
269	就職祝金支給事業	市内中小企業等の雇用の維持・促進を図るため、市内中小企業等に正社員として就職し、6か月以上経過した高等学校等新規卒業者に祝金を支給します。	

◆施策の方向性Ⅳ-2 若者の希望の実現に向けた支援

【現状と課題】

- 本市では、若者が自分らしさを大切に、かがやきながら成長し、心豊かに暮らすことのできる環境づくりの実現に向け、令和3年3月に「ひたち若者かがやきプラン」を策定し、様々な若者応援施策に取り組んでいます。
- 若者が本来持っている力を存分に発揮し、生きがいを持ってかがやき、日立市に住みたい、住み続けたいと思えるよう取組を推進しています。
- 若者が、自らの主体的な選択により、結婚することや社会での活躍など、若者が希望を実現できるよう支援していくことが重要です。

施策 25 若者の挑戦・成長の応援と希望する出会いの機会創出

■若者が挑戦できる環境づくり

挑戦を恐れず、自分らしく生き生きと暮らすことができる環境に若者が集まることで、にぎわいが生まれ活気に満ち溢れたまちになることを目指します。

■若者の出会い・結婚応援

若者が希望する出会い・結婚などを実現できるよう、若者視点を取り入れ、様々な出会いの場を創出しながら、若者が幸せを感じる暮らしにつながる支援策を推進していきます。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
270	若者交流事業	若者世代のアイデアにより、共通する趣味などを通じ、新たな出会いや交流の場を創出するイベントを開催します。	
271	若者かがやき事業	まちの魅力づくりや地域課題の解決などに、若者の様々なアイデアが実践できる環境を整えるとともに、本市への愛着や自らの力で地域を作り上げる想いを育む取組を行います。(若者団体などへの活動支援、若者資格取得補助、高校生応援事業)	
272	恋活応援事業	パートナーとの出会いの場創出イベントや講座などの実施、恋活応援推進員による結婚に関するきめ細やかな支援を行います。	
273	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない若い世代を対象に、結婚に伴う新生活に係る費用(住宅取得、家賃など)を補助します。	
274	いばらき出会いサポートセンターとの連携、周知・広報	茨城県では「いばらき出会いサポートセンター」を通じて、結婚を希望する独身の方を対象に、会員登録制によるパートナー探しの支援を行います。日立市内で開催する出張相談などに協力するとともに、事業の周知・広報など連携を図ります。	

Hitachi
恋活

お話しすることから
始めませんか



恋活ポータルサイト

◆施策の方向性IV-3 生きづらさを抱えた若者への支援

【現状と課題】

- 社会との関わりの希薄化などにより、孤独・孤立が社会的な問題となっており、生きづらさを抱えた若者が増加傾向にあり、必要な支援に繋げることが求められています。
- 様々な要因から生きづらさを抱える若者が、安心できる場所や人との出会いを通じて、ありのままの自分を認められるよう、相談体制の充実など一人ひとりに寄り添った支援が必要です。

施策 26 困難に直面する若者に寄り添う支援

■悩みや不安を抱える若者や家族へのサポート

様々な相談体制により、年齢や状況に関わらず広く相談を受け、相談者と一緒に課題を整理し、適切な制度や支援につなげ、悩みや不安を抱える若者やその家族を孤立させないよう、自立に向けた支援を行います。

■自殺予防に関する教育や周知・啓発

相談体制の充実や自殺予防に関する教育や周知・啓発の推進など、こども・若者の自殺対策を推進します。

《主な取組・事業》

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしさ
275	こころの健康相談	こころの健康や精神疾患に関する個別の相談に応じ、必要な援助や助言を行います。	
276	女性生活相談	結婚・離婚・心身の健康・DV被害など、女性の生活全般の相談に応じます。	
277	女性カウンセリング相談等	様々な不安や困難、生きにくさに対し、臨床心理士などの資格を持つ相談員が各種相談に応じます。 (女性カウンセリング相談(面談)、男性 SNS 相談、性的マイノリティ* SNS 相談)	
278	生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	自立相談窓口(自立相談サポートセンター)において、生活困窮者に寄り添った支援を行うほか、ひきこもりの方の家族や多重債務などで家計管理ができない方など、複合的な問題を抱えている方々への相談にも応じます。	
279	自殺予防講演会	自殺問題や心の病気について、正しい知識と理解を深めるための講演会を開催します。	
280	自殺予防週間、自殺予防月間	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市報やホームページ、のぼり旗、ポスターなどを活用し、自殺予防に関する啓発を行います。	
281	ゲートキーパー養成研修会	市民一人ひとりが、身近な人の自殺のリスクに気付き、声かけや見守りなどの必要な対応を適切に行うことができるよう、「ゲートキーパー」の養成と普及啓発を図ります。	
282	ひたちこどもでんわ・青少年の悩みごと面接相談(再掲)	青少年(20歳未満)やその保護者などからの相談を、電話や面談で青少年相談員が応じます。	

No.	取組・事業名	概要	ひたちらしき
283	ふれあい菜園 (社会福祉協議会)	こどもから高齢者、精神疾患や家に閉じこもりがちの方と地域住民や学生など様々な方々の交流の場を目的として実施している「ふれあい菜園」(東滑川町)において、悩みや不安を抱える若者やその家族・高齢者などを含め、誰もが集える居場所づくりを進めます。	
284	ひきこもり専門相談窓口の周知	茨城県では、ひきこもり専門の相談窓口である「茨城県ひきこもり相談支援センター」や各保健所を通じて、ひきこもりに悩むご家族やご本人からの相談や支援団体などを紹介するなどご本人の社会復帰への支援を行います。市では、各福祉担当課や自立相談支援窓口などにおいて相談に応えるとともに、専門相談窓口の周知に努めます。	

はなやま認定こども園



園内の様子

1 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法（以下この章において「法」という。）では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けており、記載すべき事項が列記されています。

本計画は、「市町村こども計画」として、こども・若者及び子育て支援に関する総合的な計画として作成していますが、そのうち、法で策定義務のある「子ども・子育て支援事業計画」を、改めてここにまとめて掲載します。

主な内容は、教育・保育、乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業についての需給計画です。

2 子ども・子育て支援事業計画に定める事業

事業計画に定める事業は、教育・保育、乳児等通園支援事業及び地域子ども・子育て支援事業です。



(1) 教育・保育

ア 教育・保育に関する施設・事業

(ア) 保育園

保育が必要な乳児又は幼児を保育することを目的とした施設のうち、県から認可を受けた施設を指します。

(イ) 幼稚園

3歳から小学校入学前までの幼児が、様々な遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。新制度に移行した幼稚園と、旧制度のまま運営する幼稚園があります。

(ウ) 認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特徴を合わせ持つ施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

(エ) 地域型保育事業

保育園より少人数で、3歳未満のこどもを保育する事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4種類があり、市町村が認可します。

イ 教育・保育の認定

教育・保育施設及び地域型保育事業を利用するには、年齢及び保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	教育・保育時間	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園
	あり	2号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間 保育短時間	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業

ウ 保育の必要性の認定要件

保育を利用する場合（2号認定、3号認定）には、保育の必要な事由のいずれかに該当することが要件です。

本市では、保育の必要性に係る就労時間の下限時間を1か月当たり64時間としています。

なお、64時間の下限時間については、保育園の利用状況などを踏まえながら、計画期間中に必要に応じた見直しを検討することとします。

＜保育の必要な事由＞

- 月64時間以上の就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産（産前8週の属する月から産後8週を経過する日の翌日が属する月まで）
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（3か月以内）
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること（在園児が3歳児以上の場合は、育児休業終了月まで、2歳児までの場合は、最長で生まれた子が1歳になる年度末まで）

（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度から給付制度化され、全国で実施される事業です。保育園などに通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、世帯の働き方やライフスタイルに関わらず、こどもの健やかな成長や子育てを支援することを目的としています。

（3）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、法において実施が定められており、各市町村がニーズに応じた事業を実施することとされています。

3 教育・保育等の提供区域の設定

（1）提供区域とは

法では、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育等の提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するとともに、事業内容を定めることとされています。

（2）教育・保育等の提供区域の設定

ア 教育・保育の提供区域

本市では、地域性や行政区域、こどもと保護者の活動範囲の状況などを考慮して、複数の小学校区を組み合わせ、北部地区、本庁地区、多賀地区、南部地区の4つの区域を設定しました。この区域を基本とし、地域のニーズに沿った教育・保育の提供を進めていくこととします。

【教育・保育の提供区域 4区域】



教育・保育提供区域と小学校区

北部区域	山部小	(※)
	櫛形小	(※)
	豊浦小	
	日高小	
本庁区域	田尻小	
	中里小中	
	滑川小	
	仲町小	
	宮田小	
	中小路小	
	助川小	
	会瀬小	
	成沢小	
	諏訪小	
多賀区域	油縄子小	
	大久保小	
	塙山小	
	河原子小	
	金沢小	
	大沼小	
南部区域	水木小	
	大みか小	
	久慈小	
	坂本東小	

(※)学校再編により、令和8年4月に統合され、「十王小」に名称変更

イ 乳児等通園支援事業の提供区域 4区域（教育・保育に同じ）

乳児等通園支援事業の提供区域の設定については、教育・保育の提供区域を基本として、区域を設定します。

ウ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、教育・保育の提供区域を基本とし、事業ごとに適切な区域を設定します。

事業名	区域の設定
① 利用者支援事業	市全域
② 地域子育て支援拠点事業	4区域 (教育・保育に同じ)
③ 時間外保育事業（延長保育・休日保育）	
④ 一時預かり事業	
⑤ 病児保育事業	
⑥ 妊婦健康診査事業	市全域
⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	4区域
⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑨ 養育支援訪問事業等	
⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	
⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
⑭ 産後ケア事業	
	市全域

4 「量の見込み」と「確保方策」について

(1) 基本的な考え方

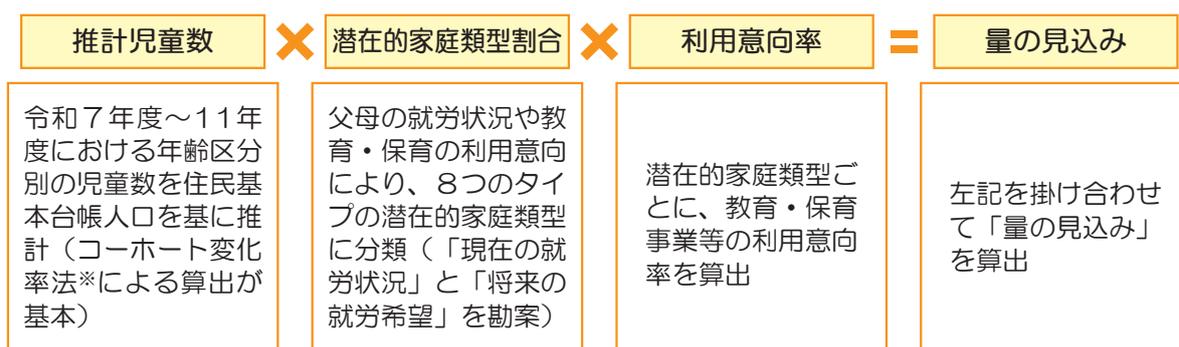
子ども・子育て事業計画には、教育・保育について、5か年の量の見込み（利用に関するニーズ量を踏まえた目標量）と確保方策（量の見込みに対する整備量と実施時期）を定める必要があります。

令和5年度に実施した「日立市子育て支援等に関するニーズ調査」（以下この章及び第6章において「ニーズ調査」という。）の結果に基づく潜在的なニーズを含む利用率を踏まえ、実際の利用状況、児童の人口推計などを基に、量の見込みを算出し、その確保方策を定めます。

(2) 量の見込みの推計

「量の見込み（ニーズ量）」は、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかという見込み量です。その算定方法は、ニーズ調査の結果などを基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の子育て家庭の現状などを踏まえて、一部補正を行いました。

国が示した算出等のための手引き書に沿った計算式は次のとおりです。



(3) 確保方策の考え方

「確保方策（供給量）」は、サービスが、施設や事業者などによって、どれだけ提供されるかという見込み量です。現在の利用状況とニーズ調査で把握した利用希望を踏まえて、事業ごとの確保内容とその時期を設定します。

なお、ニーズ量に対して供給量が不足している場合には、どのように確保していくかを検討していく必要があります。

ア 不足が見込まれる保育の整備について

(ア) 保育園などの定員適正化

定員を超過してこどもを受け入れている保育園及び認定こども園について、入園実績や施設規模、職員配置に応じて適切な定員を設定するよう働き掛けます。

(イ) 幼稚園の認定こども園への移行支援

既存幼稚園の認定こども園への移行を支援し、保育定員の確保を図ります。

(ウ) 認可外保育施設の認可保育所、地域型保育事業への移行支援

市内で運営している認可外保育施設について、認可保育所や小規模保育事業所などの地域型保育事業への移行などを支援し、保育定員の確保を図ります。

イ 幼稚園、認定こども園（1号認定）の確保方策について

学校教育法に基づくクラス編成を考慮し、各園の意向を踏まえて受入数を設定します。

ウ 公立幼児施設の適正配置について

公立の幼児施設については、平成25年3月の「日立市幼児施設のあり方検討会議」からの提言の考え方を踏襲し、公立幼児施設の担うべき役割を踏まえながら、引き続き適正配置を進めます。

(ア) 方向性

民間力を活用し、公から民への移行を前提として、今後も進行が予想される少子化の状況に合わせ、公立の幼児施設において児童の受入れ枠を調整します。地域や保護者のニーズを踏まえ、定員の見直しなどにより、地域の拠点とする施設を残しつつ適正配置を進めていきます。

(イ) 統合などの対象とする施設の考え方

一定規模（1学級10人以上）の園児の集団活動を確保する観点から、クラスの児童数が2年続けて10人未満となっている施設や、経年劣化などにより老朽化している施設などを中心に、私立の幼児施設の配置状況も十分に踏まえつつ、近隣施設との統合などを進めていきます。

エ 乳児等通園支援事業について

推計児童数を基に算出した量の見込みを踏まえて、確保方策を設定します。

オ 地域子ども・子育て支援事業について

現在の利用状況とニーズ調査で把握した利用希望を踏まえて、事業ごとの確保内容とその時期を設定します。

【参考】令和6年度の教育・保育施設などの設置状況

(単位：か所)

	保育園	幼稚園	認定こども園	地域型保育事業	合計
私立	9	8	12	2	31
公立	9	2	2	0	13
合計	18	10	14	2	44

※休園中の園は除く。

5 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 市全域

(単位：人)

年度 量の見込み・確保方策	区分		1号認定	2号認定	3号認定				
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1歳 保育の 必要あり	2歳 保育の 必要あり		
令和5年度	量		①	1,028	1,610	275	417	498	
	利用者数			1,028	1,596	194	360	470	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,823	1,488	257	381	406
		地域型保育事業			—	—	2	4	4
		確保方策の合計		②	1,823	1,488	259	385	410
②－①			795	△122	△16	△32	△88		
令和7年度	量の見込み（必要利用定員総数）		①	833	1,650	264	412	496	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,578	1,611	265	416	444
		地域型保育事業			—	—	2	4	4
		確保方策の合計		②	1,578	1,611	267	420	448
	②－①			745	△39	3	8	△48	
令和8年度	量の見込み（必要利用定員総数）		①	740	1,662	257	424	463	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,528	1,638	267	426	459
		地域型保育事業			—	—	2	4	4
		確保方策の合計		②	1,528	1,638	269	430	463
	②－①			788	△24	12	6	0	
令和9年度	量の見込み（必要利用定員総数）		①	636	1,589	251	413	475	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,478	1,638	269	436	472
		地域型保育事業			—	—	2	4	4
		確保方策の合計		②	1,478	1,638	271	440	476
	②－①			842	49	20	27	1	
令和10年度	量の見込み（必要利用定員総数）		①	555	1,539	244	401	459	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,428	1,638	271	446	485
		地域型保育事業			—	—	2	4	4
		確保方策の合計		②	1,428	1,638	273	450	489
	②－①			873	99	29	49	30	
令和11年度	量の見込み（必要利用定員総数）		①	477	1,455	238	389	439	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園			1,378	1,638	273	446	485
		地域型保育事業			—	—	2	4	4
		確保方策の合計		②	1,378	1,638	275	450	489
	②－①			901	183	37	61	50	

(2) 区域別

ア 北部区域

(単位：人)

年度 量の見込み・確保方策		区分	1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1歳 保育の 必要あり	2歳 保育の 必要あり
令和 5 年度	量		241	531	75	102	153
	利用者数		241	531	62	98	146
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	690	449	106	134	138
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
確保方策の合計		690	449	106	134	138	
令和 7 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		223	443	71	110	133
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	580	461	108	142	146
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	580	461	108	142	146
令和 8 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		198	446	69	114	124
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	555	461	108	142	146
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	555	461	108	142	146
令和 9 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		171	426	67	111	127
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	530	461	108	142	146
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	530	461	108	142	146
令和 10 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		148	413	65	107	123
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	505	461	108	142	146
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	505	461	108	142	146
令和 11 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		127	390	64	104	118
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	480	461	108	142	146
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	480	461	108	142	146

イ 本庁区域

(単位：人)

年度 量の見込み・確保方策	区分	1号認定	2号認定	3号認定			
		3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1歳 保育の 必要あり	2歳 保育の 必要あり	
令和5年度	量	236	325	39	98	95	
	利用者数	236	322	29	87	91	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	375	347	36	69	78
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
	確保方策の合計	375	347	37	71	80	
令和7年度	量の見込み（必要利用定員総数）	176	347	56	87	105	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	318	359	36	69	78
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	318	359	37	71	80
令和8年度	量の見込み（必要利用定員総数）	156	350	54	89	98	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	309	359	37	72	82
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	309	359	38	74	84
令和9年度	量の見込み（必要利用定員総数）	134	335	53	87	100	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	300	359	38	75	86
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	300	359	39	77	88
令和10年度	量の見込み（必要利用定員総数）	117	325	52	85	97	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	291	359	39	78	90
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	291	359	40	80	92
令和11年度	量の見込み（必要利用定員総数）	101	307	50	82	93	
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	282	359	40	78	90
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	282	359	41	80	92

ウ 多賀区域

(単位：人)

年度 量の見込み・確保方策		区分	1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1歳 保育の 必要あり	2歳 保育の 必要あり
令和 5 年度	量		363	468	92	132	160
	利用者数		363	463	57	106	149
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	425	387	73	103	106
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
確保方策の合計		425	387	73	103	106	
令和 7 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		277	550	88	137	165
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	400	417	66	100	106
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	400	417	66	100	106
令和 8 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		247	554	86	141	154
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	394	444	67	107	117
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	394	444	67	107	117
令和 9 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		211	529	84	137	158
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	388	444	68	114	126
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	388	444	68	114	126
令和 10 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		185	512	81	134	153
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	382	444	69	121	135
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	382	444	69	121	135
令和 11 年度	量の見込み（必要利用定員総数）		159	484	79	130	146
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	376	444	70	121	135
		地域型保育事業	—	—	—	—	—
		確保方策の合計	376	444	70	121	135

工 南部区域

(単位：人)

年度 量の見込み・確保方策		区分	1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳 学校教育 のみ	3～5歳 保育の 必要あり	0歳 保育の 必要あり	1歳 保育の 必要あり	2歳 保育の 必要あり
令和5年度	量		188	286	69	85	90
	利用者数		188	280	46	69	84
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	333	305	42	75	84
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
確保方策の合計		333	305	43	77	86	
令和7年度	量の見込み（必要利用定員総数）		157	310	49	78	93
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	280	374	55	105	114
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	280	374	56	107	116
令和8年度	量の見込み（必要利用定員総数）		139	312	48	80	87
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	270	374	55	105	114
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	270	374	56	107	116
令和9年度	量の見込み（必要利用定員総数）		120	299	47	78	90
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	260	374	55	105	114
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	260	374	56	107	116
令和10年度	量の見込み（必要利用定員総数）		105	289	46	75	86
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	250	374	55	105	114
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	250	374	56	107	116
令和11年度	量の見込み（必要利用定員総数）		90	274	45	73	82
	確保方策	保育園・幼稚園・認定こども園	240	374	55	105	114
		地域型保育事業	—	—	1	2	2
		確保方策の合計	240	374	56	107	116

6 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の「量の見込み」と「確保方策」

事業概要	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に、保育園などを利用できる事業です。
対象者	保育園などに通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども
提供区域	4区域（北部・本庁・多賀・南部区域）
量の見込みと確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・見込み量は、推計児童数や教育・保育の量の見込みを踏まえて算出しました。 ・令和8年度からの給付制度化に向けて、受入体制の整備に努めます。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み	人	—	—	40	38	34	31
	確保方策	人	—	—	29	38	38	38
北部	量の見込み	人	—	—	11	11	9	9
	確保方策	人	—	—	16	16	16	16
本庁	量の見込み	人	—	—	9	9	8	6
	確保方策	人	—	—	4	6	6	6
多賀	量の見込み	人	—	—	13	12	11	10
	確保方策	人	—	—	5	10	10	10
南部	量の見込み	人	—	—	7	6	6	6
	確保方策	人	—	—	4	6	6	6

※ 人数は1日の延べ利用人数

7 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 利用者支援事業

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭が、幼稚園・保育園などを選ぶ際や、必要な地域の子育て支援事業などを利用できるよう、情報の提供や相談支援・援助などを行う事業です。 事業類型は、利用者支援と地域連携を柱として実施する「基本型」、主として市の窓口で実施する「特定型」、主として市のこども家庭センターで実施する「こども家庭センター型」の3つの類型があります。 妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊娠時から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを行うとともに、必要な支援につなぎます。
対象者	妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 基本型である子どもセンター、特定型である市役所窓口、こども家庭センター型であるこども家庭センターの3か所で実施しています。 妊婦等包括相談支援事業の見込み量は、妊娠届出数が減少傾向にあることから、計画期間中に減少するものと見込みました。 地域子育て相談機関の実施方法等を検討します。

■量の見込みと確保方策

ア 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業を除く）

項目		年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み		か所	3	3	3	3	3	3
	確保方策		か所	3	3	3	3	3	3

イ 妊婦等包括相談支援事業

項目		年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み	妊娠届出数	件	—	671	633	598	564	533
		面談回数 (1組当たり)	組	—	3	3	3	3	3
		面談実施 合計回数	回	—	2,013	1,899	1,794	1,692	1,599
	確保方策		回	—	2,013	1,899	1,794	1,692	1,599

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。事業内容として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談支援・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育てや子育て支援に関する講習などを実施しています。 ・市内には22か所の地域子育て支援拠点があり、令和5年度実績で年間延べ21,900組もの親子が利用する、乳幼児親子にとって不可欠な事業となっています。
対象者	乳幼児及びその保護者
提供区域	4区域（北部・本庁・多賀・南部区域）
量の見込みと確保方策の考え方	見込み量は、主に保育園などに入園せず在宅でこどもをみている方が利用すると考え算出しました。保育園などへ入園する年齢が早まってきており、園に通っていないこどもが減少傾向にあることから、計画期間中に減少するものと見込みました。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み	回	1,825	1,729	1,620	1,574	1,523	1,481
	確保方策	か所	22	22	22	22	22	22
北部	量の見込み	回	352	295	266	254	241	230
	確保方策	か所	7	7	7	7	7	7
本庁	量の見込み	回	750	789	766	757	746	737
	確保方策	か所	6	6	6	6	6	6
多賀	量の見込み	回	404	262	224	210	193	179
	確保方策	か所	5	5	5	5	5	5
南部	量の見込み	回	319	383	364	353	343	335
	確保方策	か所	4	4	4	4	4	4

※ 回数は1か月の延利用回数

(3) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

事業概要	保育園及び認定こども園などで設定した利用日及び利用時間外に保育を実施する事業です。各園で、保護者の就労時間などによるニーズに応じて実施しています。
対象者	保育園、認定こども園など利用児童
提供区域	4区域（北部・本庁・多賀・南部区域）
量の見込みと確保方策の考え方	見込み量は、保育園及び認定こども園の園児数の見込みに合わせて、令和8年度をピークに減少するものと見込みました。既存施設の認定こども園への移行に伴い、令和7年度からは34か所での実施とします。

■量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み		人	1,159	1,151	1,165	1,131	1,095	1,042
	確保方策		人	1,159	1,151	1,165	1,131	1,095	1,042
			か所	32	34	34	34	34	34
北部	量の見込み		人	390	388	392	381	369	351
	確保方策		人	390	388	392	381	369	351
本庁	量の見込み		人	186	185	187	181	175	167
	確保方策		人	186	185	187	181	175	167
多賀	量の見込み		人	326	324	328	318	308	293
	確保方策		人	326	324	328	318	308	293
南部	量の見込み		人	257	254	258	251	243	231
	確保方策		人	257	254	258	251	243	231

(4) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の用事や仕事、リフレッシュなどのため、家庭における保育が一時的に困難となった幼稚園又は認定こども園（教育）の在園児を教育時間終了後に引き続き預かり、必要な保育を行う事業です。 ・公立幼稚園2園、公立認定こども園2園のほか、私立幼稚園全園と私立認定こども園でも実施しています。
対象者	幼稚園、認定こども園（教育）の利用児童
提供区域	4区域（北部・本庁・多賀・南部区域）
量の見込みと確保方策の考え方	見込み量は、幼稚園及び認定こども園の園児数が減少傾向にあることから、計画期間中に減少するものと見込みました。既存施設の閉園に伴い、22か所での実施とします。

■量の見込みと確保方策

項目		年度		令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		単位							
全市	量の見込み	日		21,270	17,235	15,311	13,159	11,483	9,869
	確保方策	日		21,270	17,235	15,311	13,159	11,483	9,869
		か所		23	22	22	22	22	22
北部	量の見込み	日		4,206	3,408	3,028	2,602	2,271	1,951
	確保方策	日		4,206	3,408	3,028	2,602	2,271	1,951
		か所		6	5	5	5	5	5
本庁	量の見込み	日		4,931	3,995	3,549	3,050	2,662	2,288
	確保方策	日		4,931	3,995	3,549	3,050	2,662	2,288
		か所		5	5	5	5	5	5
多賀	量の見込み	日		5,980	4,846	4,305	3,700	3,228	2,775
	確保方策	日		5,980	4,846	4,305	3,700	3,228	2,775
		か所		6	6	6	6	6	6
南部	量の見込み	日		6,153	4,986	4,429	3,807	3,322	2,855
	確保方策	日		6,153	4,986	4,429	3,807	3,322	2,855
		か所		6	6	6	6	6	6

※ 日数は年間の延利用日数

イ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要	保育園などを利用していない保護者が、用事やリフレッシュなどのため、家庭における保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。公立保育園4園をはじめ、私立保育園や認定こども園で実施しています。
対象者	小学校就学前児童
提供区域	4区域（北部・本庁・多賀・南部区域）
量の見込みと確保方策の考え方	見込み量は、保育園などへ入園する年齢が早まってきており、園に通っていないこどもが減少傾向にあることから、計画期間中に減少するものと見込みました。

■量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み		日	6,789	5,773	5,103	4,860	4,697	4,684
	確保方策		日	6,789	5,773	5,103	4,860	4,697	4,684
			か所	17	17	17	17	17	17
北部	量の見込み		日	897	763	674	642	621	619
	確保方策		日	897	763	674	642	621	619
			か所	5	5	5	5	5	5
本庁	量の見込み		日	899	764	676	643	622	620
	確保方策		日	899	764	676	643	622	620
			か所	3	3	3	3	3	3
多賀	量の見込み		日	3,647	3,101	2,741	2,611	2,523	2,516
	確保方策		日	3,647	3,101	2,741	2,611	2,523	2,516
			か所	4	4	4	4	4	4
南部	量の見込み		日	1,346	1,145	1,012	964	931	929
	確保方策		日	1,346	1,145	1,012	964	931	929
			か所	5	5	5	5	5	5

※ 日数は年間の延利用日数

(5) 病児保育事業

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・病気又は病気回復期にあるため集団保育ができないこどもを、病院・保育園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業です。 ・本市では4か所で病後児保育（回復期にあつて集団保育ができないこどもの保育）を実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業として病後児預かりに対応しています。 ・また、私立保育園1園、私立認定こども園1園において、在園児で通所中のこどもが体調不良となった際に、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育園が対応する体調不良児対応型も実施しています。
対象者	小学校就学前児童及び小学生
提供区域	4区域（北部・本庁・多賀・南部区域）
量の見込みと確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・見込み量は、事業を実施している病後児対応型、体調不良児対応型、ファミリー・サポート・センターについては、これまでの実績を基に算出しました。新規事業となる病児対応型については、病後児対応型の利用者の1施設分の人数を見込んでいます。 ・病児対応型については、ニーズ調査においても利用希望があることから、早期実施を目指します。

■量の見込みと確保方策

項目		年度		令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		単位							
全市	確保方策	量の見込み	日	1,396	1,523	1,480	1,434	1,393	1,353
		病児対応型	日	—	131	124	116	109	103
			か所	—	1	1	1	1	1
		病後児対応型	日	671	655	619	581	547	513
			か所	4	5	5	5	5	5
		体調不良児対応型	日	723	736	736	736	736	736
			か所	2	2	2	2	2	2
ファミリー・サポート・センター	日	2	1	1	1	1	1		
	か所	1	1	1	1	1	1		
南部	確保方策	量の見込み	日	875	888	868	846	827	807
		病児対応型	日	—	34	32	30	29	27
		病後児対応型	日	396	343	325	305	287	269
		体調不良児対応型	日	479	511	511	511	511	511
		ファミリー・サポート・センター	日	—	—	—	—	—	—

項目		年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
本庁	確保方策	量の見込み	日	2	28	27	25	24	22
		病児対応型	日	—	27	26	24	23	21
		病後児対応型	日	—	—	—	—	—	—
		体調不良児対応型	日	—	—	—	—	—	—
		ファミリー・サポート・センター	日	2	1	1	1	1	1
多賀	確保方策	量の見込み	日	519	509	492	477	460	447
		病児対応型	日	—	45	42	40	36	35
		病後児対応型	日	275	239	225	212	199	187
		体調不良児対応型	日	244	225	225	225	225	225
		ファミリー・サポート・センター	日	—	—	—	—	—	—
南部	確保方策	量の見込み	日	—	98	93	86	82	77
		病児対応型	日	—	25	24	22	21	20
		病後児対応型	日	—	73	69	64	61	57
		体調不良児対応型	日	—	—	—	—	—	—
		ファミリー・サポート・センター	日	—	—	—	—	—	—

※ 日数は年間の延利用日数

(6) 妊婦健康診査事業

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。実施時期は、①初期～妊娠23週：4週間に1回、②妊娠24～35週：2週間に1回、③妊娠36週～分娩：1週間に1回で、健康状態の把握、検査計測、保健指導及び必要に応じた医学的検査を行います。 ・母子健康手帳交付を受けた妊婦などを対象とし、妊婦1人につき17回分（通常の14回分に加え、出産予定日を過ぎた場合の3回分を追加）の妊婦健康診査に係る費用を助成しています。
対象者	妊婦
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・見込み量は、出生数（0歳児推計人口）を受診者の数とみなし、健診回数は、1人当たり平均受診回数（12回）を受診者数に乗じて算出しました。 ・県内外の医療機関において実施します。

■量の見込みと確保方策

項目		年度		単位	令和 5年度 実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		受診者数	健診回数							
全市	量の 見込み	受診者数	人	708	671	633	598	564	533	
		健診回数	回	8,708	8,052	7,596	7,176	6,768	6,396	
	確保方策	実施場所：県内外の医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：県医師会・県外医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診項目								

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業概要	乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに子育てについての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。生後4か月までに、保健師・助産師などが全ての対象家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行っています。
対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	見込み量は、全戸（訪問率100%）という事業趣旨から、出生数（0歳児推計人口）と同数として見込みました。

■量の見込みと確保方策

項目		年度		単位	令和 5年度 実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		量の見込み	確保方策							
全市	量の見込み	人	707	671	633	598	564	533		
	確保方策	実施体制：12人 実施機関：健康づくり推進課（委嘱助産師など含む）								

(8) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室

ア 放課後児童クラブ

事業概要	放課後や学校休業日に、保護者が就労などにより家庭にいない児童に遊びや生活の場を提供する事業です。公設24クラブと民間10クラブで放課後児童クラブを実施し、小学校6年生までを対象に受け入れています。
対象者	小学生
提供区域	4区域（北部・本庁・多賀・南部区域）
量の見込みと確保方策の考え方	見込み量は、実績を基に低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）それぞれに算出しました。児童数の減少に伴い、令和7年度をピークに利用者数が減少するものと見込みました。

■量の見込みと確保方策

項目	年度		単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	1年度	2年度							
全市	量の見込み	1年生	人	458	450	430	413	391	373
		2年生	人	429	477	456	438	415	396
		3年生	人	361	407	389	374	354	338
		低学年計	人	1,248	1,334	1,275	1,225	1,160	1,107
		4年生	人	253	285	272	261	247	236
		5年生	人	129	174	166	160	152	145
		6年生	人	83	74	71	68	64	61
		高学年計	人	465	533	509	489	463	442
		合計	人	1,713	1,867	1,784	1,714	1,623	1,549
	確保方策	施設数	登録数	人	1,713	1,867	1,784	1,714	1,623
公設			か所	39	41	40	38	35	33
			民間	か所	11	12	11	11	11
北部	量の見込み	人	529	531	506	486	461	441	
	確保方策	人	529	531	506	486	461	441	
本庁	量の見込み	人	409	443	424	406	384	368	
	確保方策	人	409	443	424	406	384	368	
多賀	量の見込み	人	472	571	545	525	498	474	
	確保方策	人	472	571	545	525	498	474	

項目	年度		令和 5年度 実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位							
南部	量の見込み	人	294	322	309	297	280	266
	確保方策	人	294	322	309	297	280	266
特別 支援	量の見込み	人	9	8	8	7	8	6
	確保方策	人	9	8	8	7	8	6

※ 人数は年度当初の登録人数

※ 施設数は、年度当初に受入可能な箇所数。(複数の教室を利用する場合はそれぞれカウントしています。)

※ 特別支援学校については、4区域とは別に区分しています。

イ 放課後子ども教室

事業概要	次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、学習活動などを行うことができるよう、地域と連携しながら空き教室などを活用し実施します。
対象者	小学生
事業計画の 考え方	小学校数の減少に伴い、令和10年度から19か所で実施する計画とします。

■量の見込みと確保方策

項目	年度		令和 5年度 実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
	単位							
量の見込み	か所		23	23	22	20	19	19
確保方策	実施場所：基本は小学校の余裕教室などを活用 実施体制：民間事業者に業務委託							

(9) 養育支援訪問事業等

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・育児ストレス、望まない妊娠、虐待のおそれがあるなど、支援が特に必要な家庭の居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う事業です。乳児家庭全戸訪問や相談支援などにより、支援を必要とする家庭を把握し、ケースワーカーなどが居宅を訪問して、対象家庭の適切な養育の確保に努めています。 ・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業として、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、地域ネットワーク機関間の連携強化に取り組んでいます。 ・市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・地域などの関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めています。 ・子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、実施方法などを検討します。
対象者	養育支援が特に必要な家庭（妊産婦を含む）
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	見込み量は、これまでの実績を基に算出しました。支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関などと連携を取りながら支援していきます。

■量の見込みと確保方策

項目		年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み		人	43	45	45	45	45	45
	確保方策	実施体制：13人 実施機関：こども家庭センター							

※ 日数は年間の延利用日数

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

ア ショートステイ

事業概要	保護者が、疾病・疲労などにより児童の養育が困難となった場合や、養育環境などに課題があり児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合などに、適切に保護できる児童養護施設などにおいて短時間の養育・保護を行う事業です。市内外児童養護施設・ファミリーホームなど5施設と委託契約によりショートステイを実施しています。
対象者	18歳未満のこども
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	過去の実績や直近の傾向を加味して、見込量を算出しました。令和8年度からは、受入先の拡充を図り、6施設で実施します。また、里親委託も視野に入れ、利用者のニーズに合った支援策の構築について検討を行います。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み	人	17	40	40	40	40	40
	確保方策	人	17	40	40	40	40	40
		か所	5	5	6	6	6	6

※ 人数は年間の延利用人数

イ トワイライトステイ

事業概要	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合などの緊急の場合に、適切に保護できる児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。児童養護施設1施設と委託契約によりトワイライトステイを実施しています。
対象者	2歳以上18歳未満のこども
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	過去の実績や直近の傾向を加味して、見込量を算出しました。令和8年度からは、受入先の拡充を図り、2施設で実施します。

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み	人	1	5	4	4	4	4
	確保方策	人	1	5	4	4	4	4
		か所	1	1	2	2	2	2

※ 人数は年間の延利用人数

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行う者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。 ・子どもすくすくセンター内に事務局を置き、約650人の会員同士の連絡・調整を実施しており、保育施設や放課後児童クラブへの送迎、保育園・幼稚園の利用・教育時間の開始前や終了後、学校の放課後などの預かり、病後児の預かり、宿泊を伴う預かりなど、様々な援助を行っています。 ・また、保護者が用事やリフレッシュなどのため、家庭における保育が一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かる事業も行っています。
対象者	小学校就学前児童及び小学生
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	<p>見込み量は、実績を基に算出しました。一定程度の会員が利用していることから、計画期間中に平均して推移するものと見込みました。子育て家庭への事業周知とともに、協力会員増に努めて提供体制の強化を図ります。</p> <p>※ 病後児預かりの事業については、(5) 病児保育事業に記載</p>

■量の見込みと確保方策

項目		年度		令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
		単位							
全市	量の見込み	未就学児	人	1,592	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
		就学児	人	781	800	800	800	800	800
		合計	人	2,373	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	確保方策	人	2,373	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	

※ 人数は年間の延利用人数

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などについて、低所得世帯を対象に費用の一部を助成する事業です。
量の見込みと確保方策の考え方	量の見込みを設定して確保する事業ではないため、必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。多様な事業者の能力を活用するため、新たに開始する事業に関する相談支援、助言、各種手続に関する支援などを行います。 ・ また、認定こども園で特別な支援が必要なこどもを受け入れる場合に、国の基準に沿って必要な費用を補助します。
量の見込みと確保方策の考え方	市町村の担当者のほか、保育園の保育士OBなどの事業経験者などが、新規参入施設に巡回するなど、必要な支援を行います。巡回支援及び特別支援のいずれも、量の見込みを設定して確保する事業ではないため、必要に応じて実施を検討します。

(14) 産後ケア事業

事業概要	出産後1年未満の支援者がいない・育児不安のある方を対象に、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を実施します。
対象者	産後ケアを必要とする者
提供区域	市全域
量の見込みと確保方策の考え方	産後ケア事業の量の見込みは、これまでの実績と産後ケアの利用率が上昇傾向にあることを勘案し、見込みました。 実施場所：産科医療機関5か所、助産院1か所、開業助産師（居宅訪問型）4人 実施時期：通年 実施体制：委託契約

■量の見込みと確保方策

項目	年度	単位	令和5年度実績	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
全市	量の見込み	日	—	67	71	75	76	80
	確保方策	日	—	67	71	75	76	80

※ 日数は年間の延利用日数

1 基本目標に関する成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本理念・基本目標をどれだけ達成できたかを評価するため、令和5年度に実施したニーズ調査の結果などを踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値を設定します。

《基本目標Ⅰ：未来を担うこどもの成長を支える》

指 標	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
①「自分の生活に満足している」と思うこども（高校生年代）の割合	81.6%	現状維持
②「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小学生 79.7% 中学生 77.5%	小学生 84.0% 中学生 80.0%

《基本目標Ⅱ：安心してこどもを産み育てられる環境を整備する》

指 標	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
③「子育て支援の取組に満足している」と思う保護者の割合	41.1%	70.0%
④病児保育事業（病児・病後児・体調不良児対応型）の実施設数	7か所	9か所

《基本目標Ⅲ：配慮が必要なこどもと家庭を支援する》

指 標	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
⑤「困り事や悩み事があった時に、相談できる人がいる」と思うこども（高校生年代）の割合	86.6%	90.0%
⑥育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど「何らかの対処方法を知っている」保護者の割合	86.1%	90.0%

《基本目標Ⅳ：若者の希望の実現と社会的自立を応援する》

指 標	実績 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
⑦「20年先の自分は幸せな暮らしを送っている」と思う若者の割合	72.2%	80.0%
⑧「仕事と私生活のバランスに満足している」と思う若者の割合	58.7%	70.0%

2 各種計画策定の指針に基づく指標

(1) 成育基本法に基づく指標

成育基本法において、母子保健を含む「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）に対応するための計画策定が求められていますが、本市では、こどもに関する総合計画として一体的に策定することとしました。なお、計画には、国が示した評価指標を掲載することとされています。

また、国において、これまでの「健やか親子21（第2次）」を成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置付け、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進するものとされました。

これらを踏まえ、国が示した指標などの中から、本計画では14項目を評価指標として設定し、目標値の達成に向けて取り組めます。なお、具体的な取組は、本計画の第4章に記載しており、必要な成育医療などを切れ目なく提供するための施策を、医療・保健・教育・福祉などの関係分野との相互連携を図り、総合的に推進します。

《周産期》 主に妊産婦の保健医療提供体制、産後うつ、低出生体重児に関する指標

指 標	実績(令和5年度)	目標(令和11年度)
①妊娠11週以内での妊娠届出率	96.7%	現状維持
②産後ケア事業の利用率	3.0%	6.0%
③妊婦の喫煙率	1.1%	0%

※目標の「現状維持」は、令和5年度の本市の実績が国の目標値より高いため「現状維持」とした（以下同じ）。

《乳幼児期》 主に乳幼児の口腔、乳幼児健康診査、予防接種に関する指標

指 標	実績(令和5年度)	目標(令和11年度)
④むし歯のない3歳児の割合	90.3%	95.0%
⑤保護者がこどもの歯の仕上げみがきをしている割合	95.7%	増加
⑥1歳6か月健康診査受診率	98.1%	増加
⑦3歳児健康診査受診率	97.1%	増加
⑧麻しん風しん（1期）の接種率	95.2%	増加

《学童期・思春期》 主にこどもの生活習慣に関する指標

指 標	実績(令和5年度)	目標(令和11年度)
⑨児童・生徒における痩身傾向児の割合	小学5年生 男子：2.2% 女子：1.5% 中学2年生 男子：2.9% 女子：4.5%	減少
⑩児童・生徒における肥満傾向児（男子）の割合	小学5年生：14.5%	減少
⑪朝食を欠食するこどもの割合	小学6年生：5.6%	0%

《全成長期》 主に児童虐待、ソーシャルキャピタル※に関する指標

指 標	実績(令和5年度)	目標(令和11年度)
⑫乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている保護者の割合	3～4か月児：97.6% 1歳6か月児：84.5% 3歳児：71.9%	3～4か月児：現状維持 1歳6か月児：85.0% 3歳児：現状維持
⑬この地域で子育てをしたいと思う保護者の割合	96.2%	現状維持
⑭ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	3～4か月児：91.0% 1歳6か月児：85.7% 3歳児：82.4%	3～4か月児：92.0% 1歳6か月児：85.0% 3歳児：現状維持

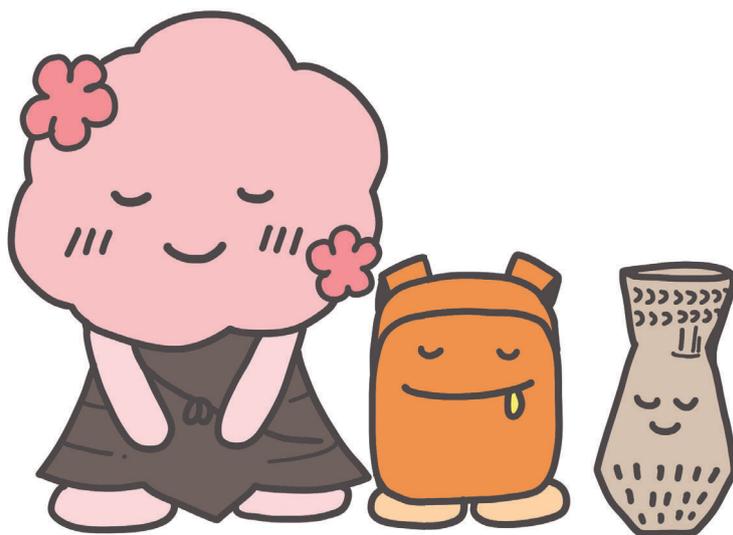
(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく指標

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律において、「市町村におけるこどもの貧困対策についての計画」の策定が求められていますが、本市では、「こども計画」と一体として策定しました。計画には、国が示した子どもの貧困解消に向けた対策の推進に関する大綱に定められた指標を掲載することとされています。

これらを踏まえ、国が示した指標などの中から、本計画では、2項目を評価指標として設定し、目標値の達成に向けて取り組みます。なお、具体的な取組内容は、本計画の第4章に記載しており、現在の貧困だけでなく、将来の貧困を防ぎ、貧困世代間連鎖を断ち切るための施策を福祉・教育・保健などの関係分野との相互連携を図り、総合的に推進します。

指 標	実績(令和5年度)	目標(令和11年度)
①生活保護世帯に属するこどもの高校進学率	84.6%	100%
②ひとり親家庭(就学前児童、小中学生)の親の就労状況	87.0%	90.0%

※「ひとり親家庭の親の就労状況」は、「就学前児童保護者」及び「小中学生保護者」を対象に実施したニーズ調査の結果



日立市公式PRキャラクター

資料編

1 日立市こども計画 ひたち子どもプラン2025策定の経過

年月	日立市子ども・子育て会議	関係会議、調査等
[令和5年度]		
令和5年8月	令和5年度第1回会議 日立市子育て支援等に関するニーズ調査の実施について	令和5年度第1回ひたち子どもプラン策定ワーキング会議
令和5年9月		令和5年度第2回ひたち子どもプラン策定ワーキング会議
令和5年10月	令和5年度第2回会議 日立市子育て支援等に関するニーズ調査票等（案）について	
令和5年11月 ～12月		日立市子育て支援等に関するニーズ調査実施
[令和6年度]		
令和6年7月		令和6年度第1回ひたち子どもプラン策定ワーキング会議 第1回ひたち子どもプラン策定庁内連絡会議
令和6年8月	令和6年度第1回会議 策定方針について	
令和6年9月		令和6年度第2回ひたち子どもプラン策定ワーキング会議
令和6年10月	令和6年度第2回会議 計画基本方向、量の見込み・確保方策について	第2回ひたち子どもプラン策定庁内連絡会議 日立市子育て支援に関するニーズ調査（追加調査）
令和6年11月	令和6年度第3回会議 計画素案、計画素案に対するパブリックコメントについて	第3回ひたち子どもプラン策定庁内連絡会議
令和6年12月 ～ 令和7年1月		計画素案に対するパブリックコメント実施 ひたち若者かがやき会議委員との意見交換会 茨城キリスト教大学生との意見交換会
令和7年1月		第4回ひたち子どもプラン策定庁内連絡会議
令和7年2月	令和6年度第4回会議 計画素案に対するパブリックコメントの結果、計画案について	
令和7年3月	日立市こども計画 ひたち子どもプラン2025策定	

2 国、茨城県及び日立市におけるこどもに関する計画等

年	国	茨城県	日立市
平成7年 (1995年)	○エンゼルプラン (平成7(1995)年度～平成11(1999)年度)		
平成9年 (1997年)		○大好きいばらきエンゼルプラン (平成9(1997)年度～平成12(2000)年度)	
平成10年 (1998年)			○日立市児童育成計画 ひたち子どもプラン (平成10(1998)年度～平成13(2001)年度)
平成11年 (1999年)	少子化対策推進基本方針		
平成12年 (2000年)	○新エンゼルプラン (平成12(2000)年度～平成16(2004)年度)		
平成13年 (2001年)	待機児童ゼロ作戦	○大好きいばらきエンゼルプラン21 (平成13(2001)年度～平成16(2004)年度)	☆少子化に関するアンケート調査実施
平成14年 (2002年)	少子化対策プラスワン		○日立市少子化対策計画 ひたち子どもプラン21 (平成14(2002)年度～平成22(2010)年度)
平成15年 (2003年)	少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法		
平成16年 (2004年)	少子化社会対策大綱		☆子育て支援に関するアンケート調査 実施
平成17年 (2005年)	○子ども・子育て応援プラン (平成17(2005)年度～平成21(2009)年度)	○大好きいばらきエンゼルプラン21 (平成17(2005)年度～平成26(2014)年度) (前期：平成17(2005)年度～平成21(2009)年度)	○ひたち子どもプラン21推進行動計画
平成18年 (2006年)	新しい少子化対策について		
平成19年 (2007年)	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章及び行動指針 「子どもと家族を応援する日本」重点 戦略		
平成20年 (2008年)	新待機児童ゼロ作戦		☆少子化対策・子育て支援に関する アンケート調査実施
平成22年 (2010年)	○子ども・子育てビジョン (平成22(2010)年度～平成26(2014)年度)	○大好きいばらきエンゼルプラン21 後期計画 (平成22(2010)年度～平成26(2014)年度)	○日立市少子化対策計画 新ひたち子どもプラン21 (平成22(2010)年度～平成26(2014)年度)
平成24年 (2012年)	子ども・子育て支援法		
平成25年 (2013年)	少子化危機突破のための緊急対策		日立市における幼児施設の在り方 について(提言) ☆子育て支援に関するアンケート調査 実施
平成26年 (2014年)	次世代育成支援対策推進法延長		
平成27年 (2015年)	新たな少子化対策大綱 子ども・子育て支援新制度施行 子ども・子育て本部(内閣府)設置	○大好きいばらき次世代育成プラン (平成27(2015)年度～平成37(2025)年度) (前期：平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)	○日立市子ども・子育て支援計画 (日立子どもプラン2015) (平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)
平成28年 (2016年)	子ども・子育て支援法改正 ○ニッポン一億総活躍プラン (平成28(2016)年度～平成37(2025)年度)		
平成29年 (2017年)	新しい経済政策パッケージ (幼児教育の無償化、待機児童の解消等)		
平成30年 (2018年)	○子育て安心プラン (平成30(2018)年度～平成34(2022)年度)		☆子育て支援等に関するニーズ調査 実施
令和2年 (2020年)	○新子育て安心プラン (令和3(2021)年度～令和6(2024)年度)	○大好きいばらき次世代育成プラン (後期：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)	○第2期日立市子ども・子育て支援 計画(ひたち子どもプラン2020) (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)
令和3年 (2021年)	こども政策の新たな推進体制に 関する基本方針		
令和4年 (2022年)			
令和5年 (2023年)	こども家庭庁創設 こども基本法施行 (こども・若者の一体的支援等) こども大綱 こども未来戦略		☆子育て支援等に関するニーズ調査 実施
令和6年 (2024年)		○茨城県こども計画 (令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)	☆子育て支援等に関するニーズ調査 実施(追加調査) ○日立市こども計画(ひたち子ども プラン2025) (令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)

3 日立市子ども・子育て会議について

(1) 日立市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第14号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、日立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 日立市子ども・子育て会議専門部会設置規則（平成26年規則第3号）

（設置）

第1条 日立市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第14号）第7条の規定に基づき、日立市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）に専門部会を置く。

（名称及び所掌事項）

第2条 専門部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 項
幼児施設設置協議部会	(1) 幼児施設(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所幼稚園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園)の設置又は収容定員の変更に係る審議又は調査に関すること。 (2) その他子ども・子育て会議の会長が適当と認めること。

（組織）

第3条 門部会は、子ども・子育て会議の会長が指名する子ども・子育て会議の委員をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会の会議は、当該専門部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門部会は、第2条に規定する審議又は調査を行うために必要があるときは、当該専門部会に属する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 専門部会の庶務は保健福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議の会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(3) 委員名簿

ア 日立市子ども・子育て会議

敬称略、順不同

No.	氏 名	所 属	備考(選出区分(1)～(6))
1	加古 由岐子	公募委員	(1)こどもの保護者
2	天野 里佳	公募委員	(1)こどもの保護者
3	關 いくえ	公募委員	(1)こどもの保護者
4	鈴木 昇	日立商工会議所	(2)事業主を代表する者
5	高倉 拓真	(株)日立製作所日立事業所	(2)事業主を代表する者
6	鈴木 陽一(富田 健一)	(一社)日立市勤労者協議会	(3)労働者を代表する者
7	岡見 安美(中村 修一)	(福)日立市社会福祉協議会	(4)事業者:子育て支援事業
8	中川 雅子	(一社)ライフ・ケア・ひたち	(4)事業者:子育て支援事業
9	大貫 広司	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	(4)事業者:子育て支援事業
10	小野 芳樹(副島 由美子)	日立市私立幼稚園連合会	(4)事業者:施設
11	田村 晃徳	日立市民間保育園協議会	(4)事業者:施設
12	滝 かおり	日立市立幼稚園・保育園・認定こども園	(4)事業者:施設
13	江尻 桂子	茨城キリスト教大学文学部	会長 (5)学識経験者
14	木村 統	日立市連合民生委員児童委員協議会	(6)その他:社会福祉団体
15	西村 ミチ江	日立市コミュニティ推進協議会	副会長 (6)その他:市民団体
16	菊地 正広	(一社)茨城県日立市医師会	(6)その他:保健・医療関係団体
17	佐藤 智恵子	茨城県助産師会	(6)その他:保健・医療関係団体
18	石川 尚子(青木 房子)	日立市学校長会	(6)その他:教育関係団体
19	和田 規寿(福地 秀太郎)	日立市立小・中学校PTA連合会	(6)その他:教育関係団体
20	藤關 琴音	ひたち若者かがやき会議	(6)その他:若者世代
21	豊田 茂	日立市議会議員	(6)その他:市議会
22	磯野 敦	日立市議会議員	(6)その他:市議会
23	松本 正生	日立市保健福祉部長	(6)その他:行政機関
24	宮内 雅弘	日立市教育部長	(6)その他:行政機関
25	菊池 誉	日立市生活環境部長	(6)その他:行政機関

※ 任期 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

※ 氏名の括弧書きは前任者。前任者の任期は、令和5年8月1日から令和6年7月21日まで
(No.6の前任者の任期は、令和5年8月1日から令和5年11月27日まで)

※ 後任者の任期は、令和6年7月22日から令和7年7月31日まで
(ただし、No.6の後任者の任期は、令和5年11月28日から令和7年7月31日まで)

※ No.20及びNo.25は、こども計画として計画の対象に若者が入ることから、新たに委員として加えた
(任期は、令和6年7月22日から令和7年7月31日まで)

イ 日立市幼児施設設置協議部会

敬称略、順不同

No.	氏名	所属	備考
1	鈴木 陽一（富田 健一）	（一社）日立市勤労者協議会	
2	岡見 安美（中村 修一）	（福）日立市社会福祉協議会	部会長
3	小野 芳樹（副島 由美子）	日立市私立幼稚園連合会	
4	田村 晃徳	日立市民間保育園協議会	
5	滝 かおり	日立市立幼稚園・保育園・認定こども園	
6	木村 統	日立市連合民生委員児童委員協議会	
7	西村 ミチ江	日立市コミュニティ推進協議会	
8	石川 尚子（青木 房子）	日立市学校長会	副部会長
9	豊田 茂	日立市議会議員	
10	磯野 敦	日立市議会議員	

※ 任期 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

※ 氏名の括弧書きは前任者。前任者の任期は、令和5年8月1日から令和6年7月21日まで
（ただし、No.1の前任者の任期は、令和5年8月1日から令和5年11月27日まで）

※ 後任者の任期は、令和6年7月22日から令和7年7月31日まで
（ただし、No.1の後任者の任期は、令和5年11月28日から令和7年7月31日まで）



日立市子ども・子育て会議

4 庁内会議について

(1) ひたち子どもプラン策定庁内連絡会議

氏名	所属	備考
宮内 雅弘	教育部長	
作山 直弘	教育総務課長	
北見 裕	学務課長	
齋藤 広美	生涯学習課長	
青木 房子	指導課長	
諸橋 正和	教育研究所長	
菊池 誉	生活環境部長	
大内 弓子	女性若者支援課長	
松本 正生	保健福祉部長	会長
川越 雅彦	保健福祉部次長	副会長
渡邊 鏡子	福祉総務課長	
中村 大介	障害福祉課長	
鈴木 幸夫	健康づくり推進課長	
藤田 美智代	子ども局長兼子育て支援課長	事務局
武藤 さとみ	子ども施設課長	

(2) ひたち子どもプラン策定ワーキング会議

氏名	所属	備考
西野 晃平	教育総務課課長補佐	
仲田 裕志	学務課課長補佐	
和田 徹	生涯学習課課長補佐	
武花 琴恵	指導課係長	
佐藤 直美	教育研究所所長補佐	
鈴木 由紀恵	女性若者支援課課長補佐	
佐藤 譲二	福祉総務課副参事	
檜村 伸樹	障害福祉課課長補佐	
松本美友紀	健康づくり推進課課長補佐	
川野邊 篤	子ども施設課副参事	
中野 芳恵	子育て支援課係長	事務局
遠藤 優太	子育て支援課主幹	事務局

5 日立市子育て支援等に関するニーズ調査結果について

(1) 調査の目的

市は、子ども・子育て支援法の規定により、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する計画を定めるものとされている。

また、計画策定に当たっては、国の指針に基づき、確保を図るべき教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握する必要がある。

このため、計画を策定するに当たり、子どもや子育て家庭の現状や、子育て支援サービスの利用希望などに関する調査を実施した。

さらに、小中学生の保護者、若者、一般の方を対象に、子ども・若者計画や少子化対策などの計画に関するニーズを把握し、意見等を計画に反映させるため、併せて市の独自調査を実施した。

(2) 調査の概要

ア 調査の内容

(ア) 就学前児童調査

子育て家庭の現状と保護者のニーズを把握するため、国の基本指針などに基づく内容に、市独自の質問を加えて就学前児童のいる家庭を対象とした調査を実施した。

(イ) 小中学生調査

放課後の居場所や貧困などに関する小中学生の現状とニーズを把握するため、小中学生がいる家庭を対象とし、市独自に調査を実施した。

(ウ) 若者調査

現在の生活や悩み事、将来の結婚や子育てなどに関するニーズを把握するため、市内の15～17歳の市内居住者を対象とし、市独自に調査を実施した。

(エ) 一般調査

就労や結婚、出産、育児について少子化対策に関する現状とニーズを把握するため、市内の18歳～49歳の市内居住者を対象とし、市独自に調査を実施した。

イ 調査の種類

調査名	調査対象	抽出方法
(ア) 就学前児童保護者調査	就学前児童（令和5年4月1日現在、0歳～5歳）の保護者	0歳～5歳（令和5年4月1日現在）を、地域・年齢ごとに住民基本台帳から無作為抽出
(イ) 小中学生保護者調査 （市独自調査）	市内の公立小・中・特別支援学校に通う児童・生徒の保護者	市内の公立小・中・特別支援学校の全てのクラス
(ウ) 若者調査 （市独自調査）	15歳～17歳の市内居住者	15歳～17歳（令和5年4月1日現在）を、地域・年齢ごとに住民基本台帳から無作為抽出
(エ) 一般調査 （市独自調査）	18歳～49歳の市内居住者	18歳～49歳（令和5年4月1日現在）を、地域・年齢ごとに住民基本台帳から無作為抽出

ウ 調査方法と回収状況

調査期間：令和5年11月28日（火）～12月15日（金）

調査名	調査方法	発送数	有効回収数	有効回収率
(ア) 就学前児童保護者調査	郵送配布 →郵送又はウェブ回収	2,500人	1,130人	45.2%
(イ) 小中学生保護者調査	学校配布 →ウェブ回収	10,600人	1,383人	13.0%
(ウ) 若者調査	郵送配布 →ウェブ回収	1,000人	337人	33.7%
(エ) 一般調査	郵送配布 →郵送又はウェブ回収	1,000人	288人	28.8%

エ 調査結果の詳細

調査結果の詳細は、「子育て支援等に関するニーズ調査報告書」として、市ホームページに掲載しています。

6 パブリックコメント（計画に対する意見の募集）

（1）実施概要

- ア 募集期間** 令和6年12月6日（金）から令和7年1月6日（月）まで
- イ 公開資料** 日立市こども計画 ひたち子どもプラン 2025 素案、概要版、やさしい概要版
- ウ 閲覧方法** 市ホームページ、日立市役所本庁舎1階子育て支援課及び1階情報センター、各支所、日立駅前出張所、各交流センター、各図書館、子どもセンター、子どもすくすくセンター、教育プラザ、Hiタッチらんど・ハレニコ！における閲覧
- エ 周知方法** 市ホームページ、市報、市公式LINE、ポスターの掲示

（2）結果概要

ア 意見の提出状況

人数	意見数
55人	98件

※「意見の提出状況」のうち、こども向けのやさしい概要版より、10人、20件の意見が提出された。

イ 意見の分類

No.	項目	意見数
1	「基本目標Ⅰ 未来を担うこどもの成長を支える」に関する意見	36件
2	「基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てられる環境を整備する」に関する意見	22件
3	「基本目標Ⅲ 配慮が必要なこどもと家庭を支援する」に関する意見	9件
4	「基本目標Ⅳ 若者の希望の実現と社会的自立を応援する」に関する意見	6件
5	その他の意見	25件

ウ 計画への反映状況

区分	意見数
計画に意見を反映するもの	2件
既に意見の趣旨が計画に含まれているもの	50件
計画は修正しないが、今後の参考とするもの	43件
その他（意見募集の趣旨と異なるもの、質問など）	3件

（3）結果の公表

市ホームページで結果を公表

《その他の意見聴取》

- ① 「ひたち若者かがやき会議※」における意見聴取（令和6年12月5日）
ひたち若者かがやき会議定例会の場で、計画の素案について説明し、同会議のメンバーから意見を聴取した。（※「ひたち若者かがやき会議」とは、ひたち若者かがやきプランに掲げる施策の実現に向け、市内に在住、勤務又は通学する若者などで構成される組織）
- ② 「茨城キリスト教大学学生」からの意見聴取（令和6年12月18日）
茨城キリスト教大学の講義の中で、計画の素案について説明し、児童教育学科の学生から意見を聴取した。

7 用語の説明

五十音	用語	説明	記載ページ
あ行	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、たんの吸引などの医療行為）を受けることが不可欠である児童	51、77
	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に幸福な状態にあること（生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む）	1、54
	オレンジリボン	児童虐待のない社会の実現を目指す運動（オレンジリボン運動）のシンボルマークであり、オレンジ色はこどもたちの明るい未来を表している。	49、74
か行	完全失業者	収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者	11、40
	合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産むこどもの数に相当する。	1、8
	コーホート変化率法	同じ年に生まれた人々の集団などについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法	10、89
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を分ける考え方	69
	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度であり、子育てを取り巻く課題を解決するために、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした新しい取組	19、49
	こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会	1、48
さ行	若年無業者	非労働力人口（就業者、完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者	41
	食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと	53、61
	スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関などとのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく者	79
	性的マイノリティ	同性に恋愛感情を持つ者や、生まれ持った性（体の性）と心で感じている性（心の性）が一致しない者などのこと	56、83

五十音	用語	説明	記載ページ
さ行	ソーシャルキャピタル	人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、物的資本、人的資本などと並ぶ新しい概念	113
は行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの	32、33、65、74、77、78
	不育症	妊娠したにもかかわらず流産や死産を繰り返す状態	58、59
ま行	未来パスポート	児童生徒が自分の良さ（好きなこと、得意なこと、チャレンジしたこと、役に立てたことなど）や、将来への希望を記録するもの。小学校は6年間、中学校は3年間継続して利用する。	55
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者	1、45、72、74
	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼児教育施設などを巡回して、教育内容や指導方法、環境の改善などについて指導を行う者	50
ら行	リカレント教育	学校教育から離れて社会に出た後も、必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。仕事を休まずに学び直すことも含まれ、社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれる。	81

8 こども基本法 一抜粋一

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一省略一

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

—省略—

9 こども大綱 一概要一

《こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」》

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
 - ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
 - ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
 - ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる
- 社会である。

《こども施策に関する基本的な方針》

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

《こども施策に関する重要事項》

「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、こども・若者のライフステージ別に提示する。

○ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

○ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- (2) 学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- (3) 青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

《子育て当事者への支援に関する重要事項》

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

《こども施策を推進するために必要な事項》

○こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- (2) 地方公共団体等における取組促進
- (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

○こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

10 次世代育成支援対策推進法 一抜粋一

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

—省略—

11 子ども・若者育成支援推進法 一抜粋一

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一省略一

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行

われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

—省略—

12 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 一抜粋一

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

(基本理念)

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

—省略—

第二章 基本的施策

(こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱)

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

—省略—

13 子ども・子育て支援法 —抜粋—

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

—省略—

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

—省略—

14 母子及び父子並びに寡婦福祉法 一抜粋一

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

一省略一

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

- 3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。
- 4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

—省略—

15 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 —抜粋—

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいう。

2 この法律において「成育医療等」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等をいう。

(基本理念)

第三条 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならない。

2 成育医療等の提供に関する施策は、我が国における急速な少子化の進展、成育医療等を取り巻く環境の変化等に即応するとともに、多様化し、かつ、高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならない。

3 成育医療等の提供に関する施策は、成育医療等の特性に配慮しつつ、成育過程にある者等がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供を受けることができるように推進されなければならない。

4 成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変容している現状に鑑み、成育過程にある者等に対し成育医療等及びこれに関する情報が適切に提供され、社会的経済的状况にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるように推進されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

—省略—

第二章 成育医療等基本方針

第十一条 政府は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならない。

2 成育医療等基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

二 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、成育医療等基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長と協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴くものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 政府は、適時に、成育医療等基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。
- 7 政府は、成育医療等の提供に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、成育医療等基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 8 第三項から第五項までの規定は、成育医療等基本方針の変更について準用する。

—省略—

● 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 —抜粋—

I 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

1 成育医療等の現状と課題

—省略—

2 成育医療等の提供に関する施策の推進に向けた基本的な考え方

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30（2018）年法律第104号。以下「成育基本法」という。）は、平成30（2018）年12月に成立し、令和元（2019）年12月に施行された。

成育基本法は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健全やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神に則り、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としているものである。

そして、基本方針は、この目的を達成するため、成育基本法第11条第1項の規定に基づき策定するものであり、同条第2項の規定に基づき、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向等について定めるものである。

—省略—

3 関係者の責務及び役割

国は、責務として、成育基本法に定める基本理念に則り、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し実施する必要があるとあり、成育基本法を所管することも家庭庁が、厚生労働省、文部科学省等の関係省庁と必要な総合調整を実施する。その際、国は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施する。そのため、国は、国及び地方公共団体が自らの施策の実施状況等を評価することに資するように、指標を作成する。また、これらの施策の実施に必要な科学的知見の収集や得られた情報の利活用を図りつつ、当事者である成育過程にある者及び社会全体に対して、適時の実施状況の公表を含め、これらの施策に関する科学的知見に基づく適切な情報を提供することが重要である。

地方公共団体は、成育基本法に定める基本理念に則り、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があり、例えば、基本方

針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる。その上で、国は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく地方公共団体の取組を推進するため、適切な支援を行う。

—省略—

● 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 —抜粋—

第1 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針について

地方公共団体は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があり、そのための方策として、例えば、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定。以下「成育医療等に関する計画」という。）を策定し、実施することが想定される。

本指針は、各地方公共団体において成育医療等に関する計画を策定する際の参考となるよう、手引きとしてお示しするものである。

第2 成育医療等に関する計画の策定について

1 成育医療等に関する計画の策定趣旨

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、こどもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進することが求められている。

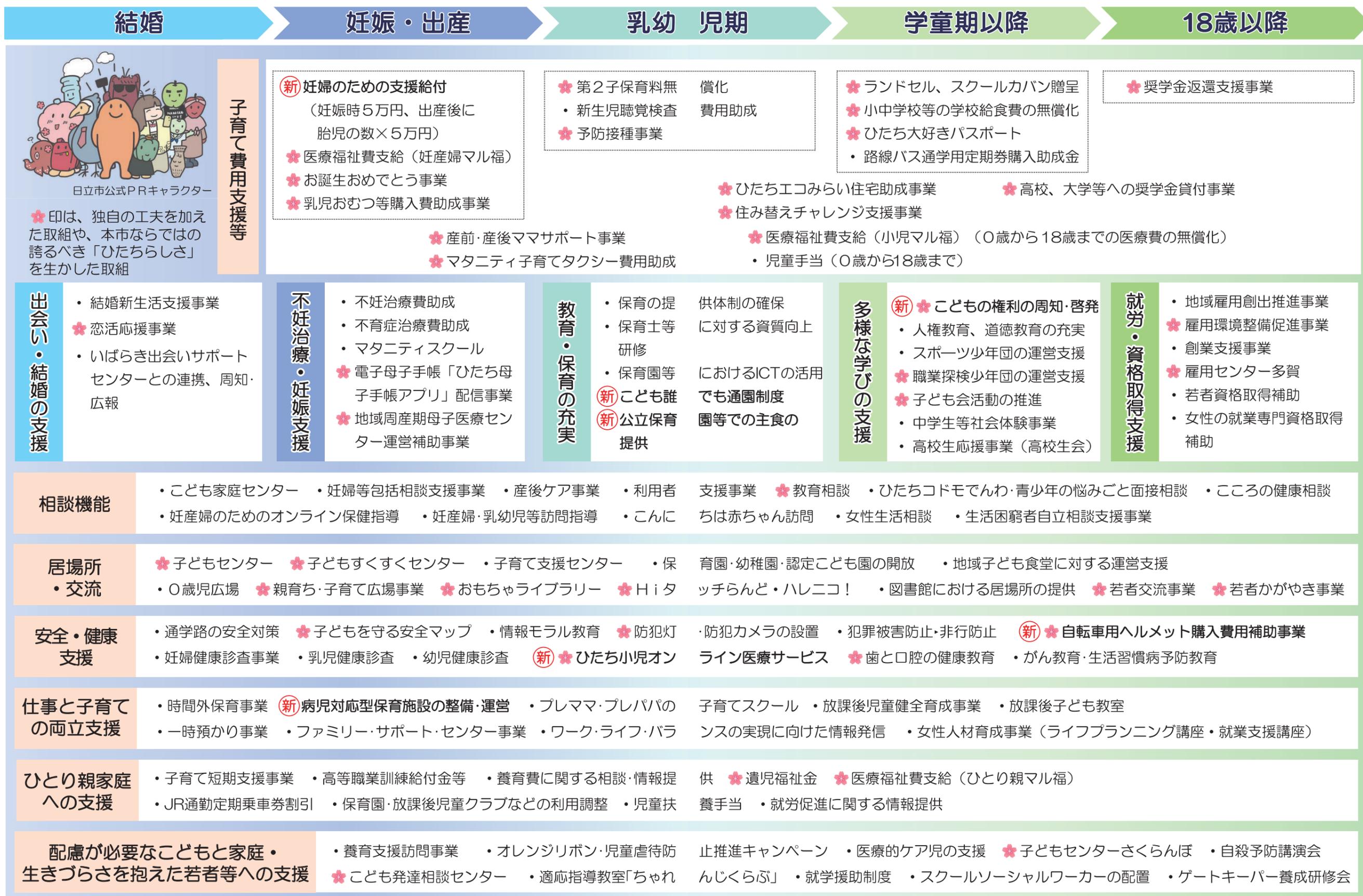
具体的には、成育医療等の提供に関する施策に関する調査等を通じて把握した状況に基づき、目指すべき姿を定めた上で、課題を抽出し、課題の解決に向けた数値目標の設定及び施策の明示、それらの進捗状況の評価等を実施することが重要である。また、その際には、計画全体として効果を発揮しているかという観点も踏まえ、個々の施策や数値目標並びに目指すべき姿への達成状況の評価を行い、その評価結果を踏まえ、施策に反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しを行うことが必要である。

2 成育医療等に関する計画の策定主体

成育医療等に関する計画は、都道府県及び市町村（特別区含む。以下同じ。）が策定するものとする。

—省略—

16 日立市 ライフステージ別の主なこども・若者、子育て支援施策（切れ目のない支援）





子育ては、日立市で！

日立市こども計画 ひたち子どもプラン2025

令和7年3月発行

日立市保健福祉部子ども局子育て支援課
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
電話：0294-22-3111 FAX：0294-22-3011
Email：kosodate@city.hitachi.lg.jp